No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
1	拠点・市街 地整備		都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市施策の立案に必要な各種調査を実施し、常に現況や課題等を把握し、地域の実態に即した都市施策を実施していく。 また、都市施策を決定する過程においては、法定付属機関である笠間市都市計画審議会に諮問し、調査・審議の上、決定していく。その他、開発行為及び建築確認等に必要な都市計画制限等の照会・申請等への対応を行う。	都市計画に 関する各種 調査事務	П	97	都市計画法 (53条・65 条)に基づ く許可	件	3			
2	拠点・市街 地整備	都市計画情報管理事業	都市計画図は、都市計画法第14条に定める「都市計画図書」や同法第6条に規定する基礎調査を行うに当たって必要となる基図であり、庁内各課においても各種図面作成の基本図として使用していることから、住民サービスの向上や業務の効率化を図るため、都市計画図情報として管理を行う。 都市計画支援システムは、窓口や電話における都市計画情報の照会業務や市政策業務に活用しており、土地利用・建築及び道路等の新設により変化があることから、定期的な更新を行う必要がある。	問合対応	件	120	都市計画図 の頒布(H 29新規指 標)	件	222	基本図の貸 し出し(H 29新規指 標)	件	12
3	拠点・市街 地整備	土地情報管理事業	土地情報システムの管理(本庁及び支所) 地籍集成図の加除業務	集成図等の 交付	件	4542	地籍集積図加除	筆	963			
4	拠点・市街 地整備	(予算無)土地利用推進 事業	国土は、現在及び将来における国民のための限られた資源であり、生活及び生産など諸活動の基盤である。健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図るため、国土利用計画法・都市計画法など土地利用関連法を遵守し、適正な運用を図る。 (平成22年度権限委譲)									
5	拠点・市街 地整備	策定事業	都市計画マスタープランは都市計画法に位置づけられている計画で、概ね20年後を目標に都市の現状や課題を考慮しつつ将来像を描き、その実現のために必要となる「都市計画に関する基本方針」を策定するものである。 合併後の平成21年3月に策定した「笠間市都市計画マスタープラン」から約10年が経過し、平成29年3月策定の「第2次総合計画」や令和2年3月策定の「立地適正化計画」、令和3年3月策定予定の「景観計画」との整合を図りながら、現在の都市現況や社会経済情勢、市民意向等の状況を踏まえた都市づくりの課題を明確にし、長期的な事業・施策・制度等の計画立案や見直しを令和2年度、令和3年度の2か年で実施する。	都市計画マ スタープラ ン策定	件							
6	拠点・市街 地整備	笠間PA周辺事業	北関東自動車道笠間パーキングエリアと隣接した多目的広場の維持管理費	物販イベントの開催	B		物販イベント売上高	円				
7	拠点・市街 地整備	駅前トイレ管理事業	JR水戸線の福原・稲田・宍戸の各駅前公衆トルの維持管理業務 ・稲田駅前トイル 木造瓦葺 15.00㎡ 男子トル大1小1 女子トイル大2 ・福原駅前トイル 木造瓦葺 15.00㎡ 男子トイル大1小1 女子トイル大2 ・宍戸駅前トイル 木造瓦葺 21.84㎡ 男子トイル大1小1 女子トイル大2	施設の清掃 業務	0	315						

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
8	拠点・市街 地整備	かさま歴史交流館井筒屋 運営管理事業	本市の歴史及び観光情報の発信と市民や観光客等の交流促進による地域活性化の推進を図るため、「かさま歴史交流館井筒屋」の運営管理業務を実施する。	開館日数	В	274	来館者数	Д	61953	関係団体等 の利用回数	0	407
9	拠点・市街 地整備	友部駅南北自由通路・駅 前広場管理事業	友部駅南北自由通路、北・南口駅前広場維持管理費用 【施設概要】 ・友部駅南北自由通路 延長:80m 幅員:5m 延床面積:1,270㎡ 付帯施設:エレベ-タ-2基、エスカレ-タ-4基 電気室、公衆トル(南北2ヵ所) ・北口駅前広場 面積:約5,000㎡ 付帯設備:駐車場管理システム ・南口駅前広場 面積:約6,000㎡ 付帯設備:駐車場管理システム	施設(日 常•定期) 清掃	В	365	駐車場(機 械警備・精 算器システ ム)管理	B	365	自由通路昇 降機保守点 検	0	12
10	拠点・市街 地整備	笠間駅北区画整理整備基 金事業	笠間駅北区画整理地区内の整備事業に要する資金に充てるため、笠間駅北区画整理 整備基金を設置した。笠間駅北区画整理事業終了後に、同組合からの寄附金をもっ て原資とする基金が創設された。	基金の積み立て額	PI	1131	基金の取り崩し額	Ħ		年度末基金 残高	Ħ	15124940
11	拠点・市街 地整備	道の駅整備事業	「道の駅」の機能 ・休憩機能:24時間、無料で利用できる駐車場およびトイレ ・情報発信機能:道路情報、地域の観光情報などを提供 ・地域連携機能:農産物直売所などの地域振興施設	道の駅利用 者数(レジ 通過者)	万人		農産物直売 所売上額	億円		新商品の開 発	件	
12	拠点・市街 地整備	多目的広場整備事業(土 木費)	当該地は、市街地に隣接し、アクセス面などからも本市の拠点となる土地であることを踏まえ、畜産試験場跡地全体の利活用の促進はもとより、みどりの広場の代替機能を含め市民の憩いの場となるような広場として整備を図る事を目的として、平成28年3月に一部を取得した。 整備にあたっては、市民や有識者によって組織した整備方針検討会の意見を踏まえ、また、隣接地の所有者である茨城県等と協議を重ねながら整備計画を策定し、令和2年度の一部供用開始に向けて整備を進める。	整備面積	ha	1	進捗率	%	93			
13	拠点・市街 地整備		「重点」 ・事業内容:畜産試験場跡地は効果的な活用による生活と経済活動両面を支える拠点となることが期待できることから、所有者である茨城県との協議等を通して、大学や企業等の進出意向調査や訪問、暫定的な利用などを行いながら利活用策の検討を進めてきた。 引き続き茨城県との協力と連携を図りながら、当該跡地の全面的な利活用の実現に向け、各方面との協議調整および誘致活動を実施する。 ・特定財源:無									
14	拠点・市街 地整備	駅前駐車場管理事業	・市内の駅前にある駐輪場及び駐車場の管理業務(使用許可、使用料の徴収、施設の見回り) ・有料駐車場:3箇所(笠間駅北、稲田駅前、福原駅前)・有料駐輪場:3箇所 (笠間駅北、稲田駅前、友部駅北) ・無料駐輪場:4箇所(福原駅前、宍戸駅前、岩間駅西・東口)平成22年度より指定 管理者制度導入 ・笠間駅北駐車場・駐輪場を笠間観光協会に委託 ・福原駅前駐車場、稲田駅前駐車 場・駐輪場をJROB会に委託・無料駐輪場については、業務の一部をシルバー人材セン ケーへ委託。少子化と不況により年々利用者が減少している。	放置自転車 の処分	回	1						

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
15	拠点・市街 地整備	地方創生拠点整備基金事 業	【令和2年度新規事業】 令和元年度補正予算 地方創生拠点整備交付金(第2回)施設整備計画(基金事業分)の採択による基金造成事業 事業期間:令和2~3年度において道の駅整備事業(建築工事の一部)に基金繰入									
16	拠点・市街 地整備	岩間駅東西自由通路・駅 前広場管理事業	岩間駅東西自由通路維持管理経費 【施設概要】 ・東西自由通路、東西駅前広場、駐車場(東西)、エレヘ・・ター2基、公衆トイレ(東西2ヵ所)	施設(日常・定期) 清掃	B	365	駐車場(機械 警備・精算 機システム) 管 理	B	365	自由通路昇 降機保守点 検	回	12
17	拠点・市街 地整備	友部駅橋上化及び自由通 路整備基金事業	友部駅橋上化、自由通路及び友部駅周辺整備の充実を図るための資金に充てるため 設置した基金である。 友部友部駅橋上化及び自由通路については、平成20年に完成した。 現在は、友部駅周辺整備のため基金を活用している。	基金の積み立て額	Ħ	16733	基金の取り崩し額	円	8792000	年度末基金	 म	133866282
18	拠点・市街 地整備	笠間駅前広場管理事業	笠間駅前広場の整備及び管理	修繕工事	件	1						
19	拠点・市街 地整備	用尤指等争伤	笠間市開発事業指導要綱に基づき1,000㎡以上の宅地開発行為等について指導を行う。 また、県から権限移譲を受けた都市計画法に基づく3,000㎡以上の宅地開発許可について、都市計画法の技術基準等に基づく審査、許可及び完了検査を行う。 〇開発登録簿の写し交付(手数料500円/1枚) 〇租税特別措置法に基づく優良宅地認定 〇都市計画法施行規則第60条証明(手数料400円/1通)	可等申請	件	13	開発行為の 完了検査	件	15			
20	拠点・市街 地整備	建築確認取扱事務	本市において、建築確認申請に関する審査は県(特定行政庁)が所管するが、県との委託契約に基づき、県へ建築確認申請する場合は、市が用途地域等の確認を行った上で経由する。(均等割4,000円+件数割400円×件数)住居表示区域内(友部地区の一部)に新築された建築物について、建築主からの申請に基づき住居表示番号を設定する。 〇道路の位置の指定申請(建築基準法第42条1項5号)の経由 〇特定公共的施設新築等工事届出(県ひとにやさしいまちづくり条例)の経由	建築確認申請の県への経由	—————————————————————————————————————	10	住居表示番 号の設定	件	30			
21	拠点・市街 地整備	木造住宅耐震化推進事業	震災 (防災) 対策の一環として、旧耐震基準 (昭和56年5月31日以前の建築確認申請)の木造住宅について耐震化の促進を図る。 (令和2年度末の目標耐震化率: 95%) 〇耐震化への意識啓発 〇耐震診断士派遣事業:負担割合 (国1/2, 県1/4 (限度額14千円/1棟), 個人2千円/1棟) 〇【拡充】 令和2年度までの耐震改修計画費補助及び耐震改修費補助については、新たに「耐震改修総合支援補助」に切り替える。 (補助限度額: 1,000千円, 国2/5, 県1/5, 市1/5, 個人1/5)	耐震診断士派遣	戸	4	耐震改修工 事	戸		住宅の耐震 化率(推 計)	6	80

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
22	拠点・市街 地整備	(未定)住宅整備事業	下市毛住宅及び石崎住宅のガス管、給水管の補修工事	改修工事	件	1	修繕工事	件				
23	拠点・市街 地整備	住宅管理事業	市営住宅13団地353戸の維持管理 入退去、家賃管理、修繕及び維持管理経費	維持管理委託	件	1	住宅使用料	Ħ	53560360	入居戸数	戸	249
24	拠点・市街 地整備	被災住宅復興支援利子補 給補助金交付事業	東日本大震災による被災者生活再建支援制度の補完を目的とし、被災者が金融機関等からの借入金を利用して自己用住宅の復旧(補修等)を行う場合の利子を補助することにより被災者の負担軽減を図る。 《利子補給率》 ●期間:5年間(令和6年度事業完了) 〇平成28年3月31日までに融資を受け、平成28年12月28日までに申請した場合:年2%(県1%・市1%) 〇平成28年4月1日から平成31年3月31日までに融資を受け、令和元年12月28日までに申請した場合:年1%(県1%)	申請受付(新規)	件		補助件数	戸	30			
25		公営住宅子育て世帯支援 事業	県営及び市営の福原住宅の入居促進を図る事業	パソコンリース	台	10	学習支援教 室	٨	7			
26	公共交通	デマンドタクシーかさま 運行事業	〇平成21年度:デマンドタクシーかさまの運営業務の委託を実施	デマンドタ クシーかさ ま年間利用 者数	Д	41946	年間乗車券販売額	千円	15285			
27	空家・空地 対策	空家政策推進事業	管理不全空家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、特措法及び条例に	空家関連補 助金交付件 数(解体)	件	15	管理不全状 態空家等改 善件数	件	30	空家バンク 制度成約件 数	件	10
28	道路・河川	国県補助事業調整事務	笠間市内を通る国道や県道・河川の整備・充実を早期に図るため国や県と連携を密にし、国県事業の事業調整・整備促進を図る。 また、都市建設部が主となる国庫補助事業の庁内各課を調整し、とりまとめて申請する。	国県へ要望 活動	件数	11						

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
29	道路・河川	笠間PAスマートIC整 備事業	笠間PAにスマートICが設置されることにより、高速道路の利便性の向上、観光・産業を中心とした地域の活性化が見込まれるため、設置検討及び整備を促進する。	渋滞緩和率	%							
30	道路・河川		各地区からの整備要望について、緊急性の高い路線や未改良路線などを整備し、生活道路網の整備を図る。 [継続路線] 市道(岩)中230号線/市野谷 用地買収・物件移転補償 市道(岩)西170・172号線/上郷 測量設計 市道(岩)東230号線/安居 用地測量・補償調査 市道(岩)中190号線/下郷 物件移転補償	用地買収	筆		改良工事	m	170	執行率	%	100
31	道路・河川	来栖本戸線整備事業	防災・安全社会資本整備交付金(計画12) 国土強靭化に向けた防災・減災のための 道路整備 国道50号の渋滞緩和及び、北関東自動車道へのアクセス強化を図る幹線道路の整備 事業。 全体計画 L=3,200m 整備済L=1,695m 幅員W=6.0/10.0m 事業期間 H19~R7	委託業務	件		用地買収	筆	5	進捗率	%	53
32	道路・河川	南友部平町線整備事業	防災・安全社会資本整備交付金(計画12) 国土強靭化に向けた防災・減災のための 道路整備 旧笠間地区と旧友部地区とを結ぶ合併支援道路の認定を受けた幹線道路の整備事 業。 全体計画 L=2,030m 整備済L=350m W=6.0/11.0m 橋梁(上部) 鋼単純少数主桁 橋長54m 橋梁(下部)逆T字橋台(直接基礎)事業期間 H19~R3	委託業務	件	1	改良工事	m	920	進捗率	%	80
33	道路・河川	道路台帳更新事業	道路法第28条に基づき、道路管理者がその管理事務を円滑に遂行するためにも道路の区域、道路の構造等、兼用工作物、占用物件その他に関し、道路管理上の基礎的な事項を総括して把握しておく必要がある。 道路台帳の制度は、この制度に基づき設けられたものである。	修正路線の 委託	件	3						
34	道路・河川	市道(友)2級5号線整備 事業(随分附)	防災・安全社会資本整備交付金(計画12 国土強靭化に向けた防災・減災のための 道路整備)による道路整備事業 。 L=1,630m W=10m 県道水戸岩間線と県道友部内原線を結ぶ幹線道路。	用地買収	件		改良工事	m	279	進捗率	%	70
35	道路・河川		街路事業推進のため、県街路事業促進協議会が行う国等への要望活動、先進地視察等を含む現地研修会への参加、街路事業及び設計積算に関する資料等の収集を行う。									

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
36	道路・河川	市道新設改良事業(友部 地区)	各地区からの整備要望について、緊急性の高い路線や未改良路線などを整備し、生活道路網の整備を図る。 [新規路線] 市道(友)2級12号線/大古山 用地測量、市道(友)3023号線/鯉渕 道路改良(L=44m) [継続路線] 市道(友)3176号線/橋爪 用地測量、市道(友)1級13号線/市役所前 物件移転補償・歩道整備、市道(友)1級6号線/美原 歩道整備、市道(友)2007号線/平町 道路改良、渋滞対策検討/鯉淵 費用対効果分析・概略設計	1	筆	3	改良工事	m	90	執行率	%	100
37	道路・河川		各地区からの整備要望について、緊急性の高い路線や未改良路線などを整備し、生活道路網の整備を図る。 [継続路線] 市道(笠)1006・1016号線/才木 用地測量 市道(笠)3420号線/本戸臼木(L=114m完了) 市道(笠)3324号線/本戸田利(L=88m完了)	用地買収	筆	3	改良工事	m	622	実施率	%	100
38	道路・河川	市道(友)3207号線 整備事業(旭町)	狭あい道路整備等促進事業(社会資本整備総合交付金)による,道路整備事業 L=350m W=4.7m 拡幅改良を行い,車両や歩行者の安全を確保する。									
39	道路・河川	市道(笠)3502号線 整備事業(上加賀田)	狭あい道路整備等促進事業 (社会資本整備総合交付金) による、道路整備事業 L=750m W=5m 拡幅改良を行い、車両や歩行者の安全を確保する。R3完了予定。	道路改良工 事	m	460	排水整備工 事	m	460			
40	道路・河川	市道(友)1級14号線 道路改良事業	県道平友部停車場線道路改良工事に伴う,市道(友)1級14号線道路改良工事。L=125m W=9.4m									
41	道路・河川	市道(岩)東345号線 整備事業(押辺)	狭あい道路整備等促進事業(社会資本整備総合交付金)による, 道路整備事業 L=250m W=5.5m 拡幅改良を行い, 車両や歩行者の安全を確保する。									
42	道路・河川	市道認定事業	道路法第8条により市町村道は市町村の営造物であり、その管理、費用負担の主体は市町村であるので、市町村長が市町村道の路線を認定する場合には前もって市町村の議決機関である市町村の議会の議決を経なければならないこととして、充分に市町村の意思が反映されるよう措置している。	市道認定審査会		2	定例議会		2	認定路線数	路線	18

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
43	道路・河川	市道(笠)1011号線 整備事業(大渕)	狭あい道路整備等促進事業(社会資本整備総合交付金)による、道路整備事業 L=306m W=5m 拡幅改良を行い、車両や歩行者の安全を確保する。									
44	道路・河川	道路管理総務事務		道路及び法 定外占用許 可	件	582	道路境界確認	件	193			
45	道路・河川	/十六) 旧学校四度专相	県道稲田停車場線の快適な通行を確保するため道路及び歩道空間の整備を行う。 県道稲田停車場線歩行者空間整備(延伸部) L=80m A=400㎡(舗装)A=200㎡(石張り)									
46	道路・河川		道路法42条により、5年毎の橋梁点検が義務付けられたことから、定期点検サイクルを確立し、点検結果を基に「橋梁長寿命化修繕計画」を策定した。それにより、橋梁の適切な維持管理に努められ、従来の「事後的な架け替え」から「予防的な修繕及び計画的な架け替え」へ転換するとともに、橋梁の長寿命化並びに修繕及び架け替えに係る修繕費等の縮減を図る。 〇橋梁長寿命化定期点検 全対象数 N=348橋 (R元より2周目点検開始)〇橋梁長寿命化修繕工事 全対象数 N=17橋 工事済数 N=6橋〇橋梁長寿命化修繕計画策定(更新) 一式	橋梁点検済 数 (全348 橋)	橋	107	橋梁修繕済 数 (全17 橋)	橋				
47	道路・河川	道路橋りょう災害復旧事 業	災害発生に伴う、道路等の復旧事業を行う。									
48	道路・河川	市道(友)1級8号線冠水対 策事業	頻発する冠水等の道路災害を防ぐ防災・減災対策を適正かつ効率的に実施することにより、道路利用者の安全・安心を確保する。 ・全体整備区間 L=500m ・全体事業費 C=80,000千円	排水整備延長	m	130	進捗率	%	72			
49	道路・河川	(未定) 冠水対策事業	大雨時の道路冠水により、床下浸水の住宅被害が発生したため、防災・減災対策を適正かつ効率的に実施することにより地域住民の安全・安心を確保する。 【全体計画】 〇市道(笠) 2031号線(笠間支所北側) L=130.0m 〇市道(笠) 0113号線(笠間ホットモット前) L=150.0m 〇市道(友) 3084号線(鯉淵公園北) L= 50.0m外排水整備	市道(笠) 2031号線	m		市道(笠) 0113号線	m		市道(友) 3084号線	m	

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
50	道路・河川		市内幹線道路や生活道路において、老朽化している道路舗装を計画的に修繕し、道路環境の整備を目指す。 【全体計画】 ○市道(笠)0223号線(R50北ココス西側)L=330.0m(R3~R4) ○市道(笠)0222号線(笠間自動車学校前)L=1,000m(R5~) ○市道(友)1級9号線(友部第二小学校から常磐自動車道付近まで)L=1,700m(R3~R9) ○市道(友)1級6号線(友部小学校から市町村境)L=1,700m(R10~R16) ○市道(岩)1-10号線(下押辺公民館脇)L=500.0m ○生活道路	笠間地区	m		友部地区	m		岩間地区	m	
51		道路水路維持補修受付事 務(笠間支所)		修繕要望等 の受付	件	149						
52		道路水路維持補修受付事 務(岩間支所)	道路・水路・河川等は、常時良好な状態に保持されて、その機能を発揮することができるように維持補修は、その建設と並び重要な事業である。市民の利便性を図るため、安全管理や修繕対応に関して関係各課への申請書、要望書等を経由する。	要望等の受 付数	件	100						
53	道路・河川	道路維持事業(友部地 区)		植栽管理及 び除草委託	件	13	要望達成 率、不良箇 所解消率	%	100			
54	道路・河川	道路維持事業(笠間地区)	道路法第42条により、道路はもともと一般交通の用に供することを目的とする。 それは、常時良好な状態に保持されて始めて、その機能を十分発揮することができ る。 この意味において、道路の維持・修繕等の管理は、その建設と並んで重要な道路管 理者の責務といえる。	電気施設保 守点検委託	件	1	道路除草業 務委託	件		植栽管理業 務委託	件	1
55	道路・河川	道路維持事業(岩間地 区)		植栽管理及 び除草委託	件	6	要望達成 率、不良箇 所解消率	%	100			
56	道路・河川	河川管理事業(岩間地 区)	河川法第100条(準用河川)、笠間市法定外公共物管理条例(普通河川、水路)に基づき、流水の正常な機能が維持され、河川環境の保全がされることを目的とする。 準用河川 瀬戸の川 準用河川 軍勢川 準用河川 巴川	維持工事	件	2	不良箇所解消率	%	100			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
57	道路・河川	河川管理事業(笠間地区)	河川法第100条(準用河川)、笠間市法定外公共物管理条例(普通河川、水路)に基づき、流水の正常な機能が維持され、河川環境の保全がされることを目的とする。	河川愛護活動	回	1	不良箇所解消率	%	100			
58	公園・緑地	北山公園管理事業	多くの市民や観光客が北山公園の自然環境に親しみながら、観光レクリエーション 及びスポーツ活動、健康増進に安全かつ満足して活用できるように園内の維持管理 を行う。また、指定管理者のもつ専門知識や技術を生かし、管理運営に努めてい く。	入園者数	J	133184	オートキャ ンプ場利用 者数	Д	1212	バーベ キュー場利 用者数	Α	1921
59	公園・緑地	つつじ公園管理事業	笠間の春を代表するつつじまつりの開催地である、つつじ公園内のつつじの剪定・ 伐採、消毒、除草等の植栽管理を年間を通して行う。	維持管理面積	m	69901	イベント開催数			イベント入 場者数	Α	
60	公園・緑地	愛宕山管理事業	地域との連携を深めに「連年空観工拠点施設」として、指定官理有利度を活用し、	フォレスト ハウス利用 者数	Α	16243						
61	公園・緑地	危険木伐採事業	佐白山・北山・愛宕山の観光施設周辺の枯損木等の伐採を行い、地域住民や観光客の安全確保及び良好な景観を維持する。 危険性の高いものから優先的に進め、複数年にわたり伐採を進める。	伐採数	本	107						
62	公園・緑地	観光施設整備事業	老朽化した各観光施設等の修繕、整備を行う。	修繕整備費	円	12622800						
63	公園・緑地	公園事業促進事務	都市公園等の整備推進のため、県公園緑地推進協議会が行う先進地視察等を含む現 地研修会への参加、都市公園等の法令及び設計積算に関する資料等の収集を行う。									

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
64	公園・緑地	公園施設管理事業	下記施設の維持管理に係る事務費 ・都市公園23公園の内管理課所管18公園 ・管理緑地13箇所 ・ポケットパーク5箇所 ・フレンドリーパーク ・岩間工業団地(緑地・調整池) ・岩間駅西口多目的広場 ・自治会管理(緑地・調整池)	公園施設数	箇所	4	維持管理面積	m [*]	144430			
65	公園・緑地	笠間芸術の森公園管理事 業	「県営笠間芸術の森公園」(計画面積54.6ha)において、開園区域35.9haの内陶芸美術館管理区域(1.79ha)を除いた34.11haを笠間市が指定管理者となり、公園使用許可等の業務を含めた公園管理業務・樹木植栽管理業務・電気施設管理業務・水道施設管理業務を行なう	公園管理	m [*]	341100	入園者数	Д	100312			
66	公園・緑地		笠間芸術の森公園は、笠間市の芸術・文化・産業の発信基地として、陶炎祭を始め様々なイベント会場として活用されているほか、災害時の避難場所・拠点としての機能も有しております。 年間を通して、県内外から多くの来訪者の目的地として、また市民の憩いの場として活用されており、「人が集い憩える公園・緑地があるまち」だけでなく「活発な交流を生むまち」としての役割も果たしており、今後は、新たな年齢層や国内外から幅広い誘客、市民が誇りに思えるシンボル、国内外の企業等からも注目される機能・施設が求められることから、茨城県と共同し既存施設の機能充実(リニューアル)に加え、新たな質の高い施設の設置を進めるものであります。	公園開園面積	ha	38	イベント等 来場者	万人	80	メディア取 材件数	件	15
67	公園・緑地	福ちゃんの森公園管理事業	堂ノ池整備後の公園施設等維持管理業務 「エコフロンティアかさま」設置に伴う地域振興事業で、地区内にある「堂ノ入 池」を地域振興の拠点となる公園として整備した。 また、地域外の方も利用できる市の公園として位置付けることから、多くの方が公園の自然環境に親しみながら、健康増進等に満足して活用できるように園内の維持管理を行う。	維持管理料	千円	7693	入園者数	Д	1187			
68	公園・緑地	都市緑化推進事業		緑化祭開催 回数			イベント参 加者数	Д				
69	上水道	上下水道諸届出受付事務 (岩間支所)	市民の利便性向上のため、上下水道課に代わり上下水道諸届出の受付事務を行う。 平成26年4月から上下水道課が上下水道お客様センター(業務委託)を設置し、問い合わせについては一本化されている。									
70	上水道	量水器(メーター)の交 換及び修繕・購入	水道量水器は、計量法に基づき使用期限が8年とされており、使用状態に関わらず8年で交換(平成29年度より民間事業者へ委託)を行う。交換し回収した量水器は最大2回まで修繕(内部計測器の交換)可能であり再利用する。また、不足した量水器及び新規加入分は新たに購入する。 量水器の交換が困難な場所にあっては改善の指導等をしている。故障については随時交換を行い、適正な使用水量の把握ための量水器の管理を行う。	量水器交換	件	3870	量水器修繕	件		量水器購入	件	1537

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
71	上水道			現年度水道 料金徴収率	%	99	過年度水道 料金徴収率	%	35	給水装置工 事の受付	件	483
72	上水道		市民の利便性向上のため、上下水道及び小型合併浄化槽の各種申請、届出、納付書等の発行・受付等を支所で行う。 事務事業は、平成26年4月1日から上下水道課が上下水道お客様センターに業務委託(常陽メンテナンス)したことから、業務に関しての問い合わせは、一本化され、緊密に連絡を取りながら行う。 お客様センターへ委託した以外の業務や浄化槽に関することは、上下水道各課が所管。	届け出の受付	件	244						
73	上水道	水道情報管理システム保 守・修正業務	市内全域の給配水管情報を網羅した水道情報管理システムの保守業務と、新設及び 更新された給配水管情報をデータ化し、管路の維持管理及び市民サービスの向上、 更に災害時のライフラインの早期復旧等を支援する。	業務委託の 発注	件	2	給配水管台 帳の発行	枚	666			
74	上水道	施設維持管理事業	水道事業者は、安全な水道施設の管理運営を行うことによって事故、異常事態等の早期発見に努め、安全な水を供給していくことが必要である。また、災害時の給水の確保が必要である。 配水池容量 箱田配水池2,500m3×2池 飯田配水池800m3 宍戸浄水場1,500m3×2池 南友部高区配水池3,000m3 南友部低区配水池2,000m3 吉岡浄水場1,300m3 愛宕配水池2,000m3 安居配水池600m3		件	3	修繕発注	件	13	工事発注	件	2
75	上水道	漏水修繕・漏水調査事業	令和元年度末 配水管総延長858km 給水人口62,840人 給水戸数26,293件 漏水箇所を早期発見し、安全安心な水道水を届ける。	配水及び給 水漏水工事	件	126	有収率	%	82			
76	上水道	井戸浚渫事業(水源の確 保)	笠間市の水源である地下水の取水用井戸を浚渫することにより適正水量を確保する。 また、適正水量を確保することにより県からの受水量を削減する。 井戸内訳 友部地区8箇所 岩間地区2箇所	浚渫工事	ヶ所		井戸掘削	ケ所		井戸水浄水 水量 1日 平均	m3	9576
77	上水道	宍戸浄水場建設事業	「重点」 現宍戸浄水場は建設から40年以上が経過し、老朽化が深刻となっており、浄水場内配水池の耐震診断不良や、茨城中央工業団地等への水道水の安定供給のため、更新が必要である。 現敷地内での計画・施工は狭隘かつ住宅隣接のため拡幅困難であり、導配水経路の観点からも隣地に用地を確保し、設浄水場(浄水処理能力9,500m3/日)を建設する。 笠間市水道事業第2次基本計画における宍戸浄水場更新事業計画に基づき、令和3年度より浄水場建設工事及び導水施設整備事業に着手し、令和5年度に第1期工事を完成する計画である。	建設工事	件		設計・調査 等委託	件	2	建設用地取得	m [*]	5184

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
78	上水道	水道施設整備事業	平成30年度完了	変更認可申 請書作成業 務委託	件		施設整備計画	式				
79	上水道	石綿管更新事業(老朽管 更新事業)	笠間市全域における配水管の老朽化に伴い、老朽管更新計画に基づき、計画的な 老朽管の更新を行い、安全安心な水道水を安定的に供給し、健全で信頼性の高い水 道事業経営を推進する。 ・事業期間 令和3年度~令和12年度 ・更新予定延長 L=23,160m ・概算工事費 C=1,478,200千円	工事発注	件	2	老朽管更新 延長	m	319	老朽管更新 進捗率	%	94
80	上水道	水道建設改良事業	道路改良工事等に伴う,配水管の布設及び布設替を実施する。 また、未普及地域からの要望等による配水管布設を実施することにより,安全安 心な水道水の安定供給を推進する。	工事発注	件	12	布設延長	m	2434			
81	生活排水	接続支援事業	森林湖沼環境税を原資とする、茨城県湖沼水質浄化下水道接続事業の開始に伴い実施。公共下水道へ接続するための工事費の一部を補助し、接続率の向上を図る。供用開始から3年以内に接続する場合に限り、支援策として4万円の補助を交付している。また、平成30年度より霞ヶ浦流域に限り宅内工事費に対する拡充補助制度あり。	補助金交付	件	20	接続率(世帯)	%	90. 5			
82	生活排水	公共下水道維持管理事業	常時稼動を続ける下水道施設は、停止させることなく健全に運転していくことが必須条件となる。 また、供用区域内の道路に埋設された管及びマンホールについては、地震による管路の不具合や道路維持管理上の形状の変化等に対し柔軟な対応が必要となっている。	処理水量	m3	5918245	汚泥処分量	t	3393			
83	生活排水	下水道施設長寿命化計画 推進事業	国では、下水道に関する事故の未然防止並びにライフサイクルコストの最小化を図るため、平成20年度に下水道長寿命化支援制度を創設した。 さらに、平成31年度からは下水道ストックマネジメント支援制度となり、笠間市は、制度に基づき下水道長寿命化・更新計画を策定し、下水道施設の延命を図るとともに、トータルコストの削減を実施することとした。									
84	生活排水		生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を啓発し、公共下水道整備区域内の接続 工事の促進を図る。	戸別訪問	件	80	接続率(世帯)	%	90. 5			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
85	生活排水	不明水調査・修繕事業	下水道供用開始から20年を経過する管路は、経年劣化により不明水が増加傾向にあることから、不明水進入箇所を把握し修繕していくことが急務とされる。	TVカメラ 調査(当該 年度実施 分)	m	4675	管路修繕工 事(当該年 度実施分)	m	318			
86	生活排水	公共下水道整備事業	生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に資するため、公共下水道を整備する。 〇管渠布設工事 〇公共桝設置工事 〇浄化センターともベ水処理施設増設工事	管渠布設工 事	m	1180	整備面積	ha	4			
87	生活排水	公共下水道供用賦課徵収 事務(使用料)	公共下水道供用開始区域において、公共下水道に接続した家庭に対し、下水道使用料を賦課徴収する。 水道課を経由して、民間委託。	調定額	円	654264226	使用料徴収 率(現年度 分)	%	79. 2			
88	生活排水	本教 (公田全·台田全)	公共下水道工事が完了した地域に対し、排水区域の供用開始の告示を行う。また、対象地積に公共下水道事業受益者負担金を賦課する。	調定額	円	35997600	受益者負担 金徴収率 (現年度 分)	%	93. 9			
89	生活排水	地方債元金償還事務(公 共下水道)	公共下水道事業債及び資本費平準化債借入に伴う元金償還。									
90	生活排水	予備費管理事務(公共下 水道)	公共下水道事業会計の会計年度中に予算外や予算超過の支出が生じた場合において、地方自治法に基づく予備費を充当することの適否を判断するとともに、予備費 充用額の管理を行なう。									
91	生活排水	下水道総務事業	職員給料、負担金、積立金および公課費等の総務事業全般									

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
92	生活排水	都市下水路管理事業	笠間市の都市下水路の役割は、主に雨水を排出する幹線として使用されており、ゲリラ豪雨時などにおいて、浸水を防止する重要な役割を担っている事から、常に流水の障害を取り除くための維持管理を必要としている。									
93	生活排水	17小担付亚 文型行具担	滞納の長期化, 高額化に対する取組みを行う。 下水道使用料金については, 民間委託を実施。	戸別訪問	件	40	受益者負担 金徴収率 (過年分)	%	15. 9			
94	生活排水	地方債利子償還事務(公 共下水道)	公共下水道事業債及び資本平準化債借入に伴う利子償還。									
95	生活排水	公共下水道特別会計繰出 金事務	公共下水道事業会計への繰出金									
96	生活排水	浄化センターともべ管理 棟管理事業	浄化センターともべ庁舎管理,各種保守点検									
97	生活排水	農業集落排水使用料賦課 敬 収事務	農業集落排水事業における工事が完了した地域に対し、排水区域の供用開始の告示 を行う。また、排水設備工事を終了した受益者から、使用料を賦課徴収する。	収納率(現 年度)	%	97	収納率(過 年度)	%	93			
98	生活排水	地方債元金償還事務(農 業集落排水)	農業集落排水事業に係る地方債(長期)元金償還の事務を行う。									

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
99	生活排水	地方債利子償還事務(農 業集落排水)	農業集落排水事業に係る地方債(長期)利子償還を行う。									
100	生活排水	農業集落排水事業特別会 計繰出金事務	農業集落排水事業特別会計への一般会計からの繰出金									
101	生活排水	農業集落排水維持管理事業	平成6年度から生活環境の改善、また農業用水路、公共水域の水質改善を目的に整備を行ってきた。平成19年度には5地区を供用開始し、平成20年度からは、処理施設及び排水施設の維持管理を包括的に民間業者に委託している。また同年から事業開始した友部北部地区は、25年度にI期地区の管路整備及び処理場も完成した後、供用開始した。現在は、6地区の維持管理を行っている。 友部北部I期地区整備完了に伴い農業集落排水整備事業を統合する。	接続率	%	77	0	0	0	0	0	0
102	生活排水	予備費管理事務(農業集 落排水)	農業集落排水事業特別会計の会計年度中に、予期できなかった緊急を要する予算外の支出や予算超過の支出が生じた場合において、地方自治法217条第1項に基づく予備費を充当することの適否を判断するともに、予備費充用額の管理を行う。									
103	生活排水	合併処理浄化槽整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置者に対し補助 金を交付します。	補助金の交 付	件	100						
104	景観	景観計画推進事業	景観法に基づく景観行政団体として、令和3年3月策定の笠間市景観計画に基づき、 景観まちづくりのルールや街並みの景観コントロール、景観まちづくり活動等の景 観形成に関する施策を進める。									
105	景観	屋外広告物適正化事務	茨城県屋外広告物条例に基づく事務の一部を権限移譲された事務であり、屋外広告物の表示の許可及び違反に対する措置を実施している。 平成29年度に屋外広告物管理システムを導入し、申請許可の効率化及び屋外広告物の適正管理を促進する。	許可申請	件	46	許可	点	1042	是正指導	件	6

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
106	防災・危機 管理	国民保護事業	武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本方針及びこの計画に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。	訓練回数		3						
107	防災・危機 管理		大規模な災害発生時には、建物の崩壊、道路の寸断や交通渋滞、通信手段の混乱などから、公的な防災関係機関だけの力では十分な防災活動が出来ないことが考えられ、「共助」による活動が望まれることから、市民一人ひとりが防災に関する正しい知識と行動力を身につけるため、防災教育や訓練の推進を図るとともに、地域における防災組織の育成強化を図る。	説明会開催 数	О		結成組織率	%	63	組織数	団体	152
108	防災・危機 管理	防災訓練事業	防災関係機関相互の連絡体制の強化を図り、市民の防災意識を高めることを目的として関係機関のほか、自主防災組織、ボランティア団体、事業所、地域住民等の協力を得て総合的な訓練を実施する。	防災訓練	П		防災訓練参 加人数	Д	300			
109	防災・危機 管理		大規模な災害に備えて、行政区や町内会が自発的な防災活動を行う。自主防災組織 の防災活動によって、生命や財産の安全を確保し、被害の軽減に大きく寄与してい ることから、茨城県、笠間市とも自主防災組織の育成に取り組んでいる。	説明会の実 施	О	2	組織率	%	65			
110	防災・危機 管理	日土仍火和戦和队争伤	大規模な災害に備え、行政区や町内会等が自発的防災活動を行う。自主防災組織の 防災活動が、災害による被害の軽減に大きく寄与していることから、茨城県・笠間 市とも自主防災組織の育成に取り組んでいる。	説明会の実 施	0	3	組織率の向上	%	62			
111	防災・危機 管理	防災設備機能強化事業	防災機能を更に強化するため、防災設備を整備する。	防災用資器 材倉庫整備 数								
112	防災・危機 管理		災害に強い都市機能の整備強化などだれもが安心・安全に暮らせるよう、防災情報 の伝達手段である防災行政無線の管理を行う。	保守点検	年度	1	保守点検	業務	1			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
113	防災・危機管	防災無線管理事業(岩間 支所)	災害時及び行政連絡の緊急を要する場合、対応する放送施設として設置している。 固定系親局 1、屋外子局 9 局、戸別受信機約 3 、 9 0 0 台を貸与して対応してい る。	個別受信機の	- %	65						
114	防災・危機 管理	《事分本事業	災害発生時において迅速かつ適切な活動が行えるよう、笠間市防災会議での検討や 拠点避難所開設訓練の実施、災害対策本部緊急参集訓練の実施、また、非常用食料 の備蓄や拠点避難所における資機材の確保など、災害時の活動体制の強化を進め る。	購入数	食	2000	備蓄食料	食	7000			
115	防災・危機 管理	的火工月火于 未	防災士の資格が取得できる、茨城県が実施する「いばらき防災大学」の受講者を募集し、資格取得後に日本防災士機構に登録した者に対し受講経費の一部を補助する。資格取得に対して支援をすることで、防災活動に十分な知識と技術を持った防災士が育成され、市の防災力を向上させる。	広報	О		受講者数	Д	20			
116		叶纵每9年四亩米 / 休日	災害時及び行政連絡の緊急を要する場合の放送施設として設置。固定系親局1局、 遠隔制御局1局、屋外子局84局で構成されており、難聴地区については戸別受信 機を貸与している。令和4年度からは市内全域デジタル化になる予定。	戸別受信機 の設置	個		保守点検	回数	1	防災無線が 確実に聞こ えるように する	%	100
117	防災・危機 管理	防災行政無線デジタル化 整備事業	現在運用している防災行政無線は、無線設備規則の改正により、令和4年11月をもって使用できなくなることからデジタル化に向け整備する。	デジタル化 整備率	%	60						
118		防災・災害対策事務(笠 間支所)	①防災訓練を、年1回実施する。②洪水・土砂ハザードマップを作成し、危険地区に指定された区に配布した。	防災訓練	О		参加者	Д				
119	防災・危機 管理	防災・災害対策事務(岩間支所)	災害時に備え、防災訓練を年1回開催する。	防災訓練	0	1						

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
120	消防・救急	常備消防車両・資機材管 理事業	車両の車検、修繕、消防活動に必要な装備等の整備、修繕や特定医療機器(半自動 式除細動器、心電図モニター、人工呼吸器)等の保守点検など、人命救助や隊員の 安全を最優先に考慮し実施する。	車検	回	10	保守点検		30	修繕		77
121	消防・救急	消防庁舎管理事業	消防本部及び各消防署の庁舎施設を維持管理し,消防職員に安定した消防体制を保持させ,消防業務を円滑に実施する。	修繕	П	8						
122	消防・救急	非常備消防施設管理事業		消防団詰所 建設	棟		修繕費	万円	42			
123	消防・救急	非常備消防車両等更新事 業		ポンプ車等 の更新	台	1						
124	消防・救急	退職消防団員報償金事業	消防団活動に一定期間従事した消防団員の功績に報いるため支給するもの	団員数	Д	626	条例定数に 対する団員 の実員数	%	87	5年以上在籍 する団員数	Д	496
125	消防・救急	常備消防車両更新事業	消防車両の性能を十分に発揮できるよう常日頃から性能の維持、保持に努めているが、消防車両の老朽化に伴い、年々修繕回数が増加している。 消防活動に万全を期するため整備計画に基づいて更新する。	消防車両更 新	台	1	その他の車両更新	台				
126	消防・救急	緊急消防援助隊派遣事業	・単独消防本部では対応困難な広域的かつ大規模な災害に対し、その災害規模に応 じた消防力を確立するため、関係機関との協力体制を確実なものにし、迅速な応 援、受援体制を構築する。									

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
127	消防・救急	消防庁舎整備事業	で月初未物で円消に夫心ででる。	消防体制見 直し提言書 作成	回		庁舎建設設 計	件	1	庁舎建設	件	
128			消防団の資機材を計画的に整備することにより、災害時における消防団活動を迅速 かつ効率的な運用と機動力の向上を図るとともに、団員の安全性の向上を図る。	車検、修繕	回	40						
129	消防・救急	情報通信事務	・指揮支援活動により、指揮統制及び情報の集約、安全、確実、迅速な現場活動の 実現を目指す。 ・安全、確実、迅速な現場活動の実現のため訓練の企画立案、実行。 ・適切な受付事務 ・地図メンテナンスの定期更新	出動		96	訓練企画立 案,実行	©	58	地図メンテ ナンス等の 定期更新		1614
130	消防・救急	民間救急ボランティア育 成・啓発事業	笠間市の救命率・社会復帰率の向上を目的として、応急手当の重要性を訴え応急 手当普及員の養成を行う。 応急手当普及員資格取得者の中から希望者に民間救急ボランティア(KHS)に登録 を依頼し、救急講習会やイベント等で活動する。	応急手当普 及員養成講 習会及び再 講習会開催	0	3	民間救急ボ ランティア 登録数	Д	89	民間救急ボ ランティア がイベント に参加した	Д	6
131	消防・救急		単独消防本部では対応困難な広域的かつ大規模な災害に備え、その災害規模に応じた消防力の投入を確立するため、 各関係機関との協力応援体制を構築し、災害時の迅速な対応及び円滑な災害活動を目指す。	会議	回		訓練	0		災害・訓練 派遣	回	
132		宗 关地区 捐初应域化推進 事業	人口減少、高齢化社会が進む中、ますます役割が高まる消防行政力を維持強化し、住民が安心して暮らしていくことのできる社会を構築していくためには、より効率的で効果的な運営が求められる。このようなことから、平成26年度から県央ブロックにおける消防広域化に向けた取り組みを積極的に進めていくため、水戸市、笠間市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町の7市町により消防組織の広域化の実現に向けた研究会を設置し様々な方策を検討しているが、具体案が出ていないのが現状、今後の方向性について検討をすすめる。	研究会	回		作業部会	0	1	説明会報告 会	回	
133	消防・救急	常備消防事務	消防本部全体の予算を管理・執行し、また職員の就労環境の向上を図り適正で効率的な運用をする。 事務内容は、市民のニーズに的確に対応するため、複雑多様化する災害に対応可能な装備の充実を図るとともに、消防大学校や消防学校での各種専科教育、各種研修会や講習会を受講し、 効果的に人材育成をすすめ、災害対応能力を向上させ消防体制を充実させる。	予算執行事 務		566	消防職員委 員会の意見	件	7	教養等企画		5

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
134	消防・救急	非常備消防施設整備事業	消防防災活動の拠点となる消防団詰所において、老朽化した詰所の整備, 付帯設備の更新及び移設等を実施することにより, 消防活動環境の向上を図り、安定した消防体制を保持する。	消防団詰所 及び付帯設 備の整備	件	7	消防団詰所 建設(設計 含む)	件				
135	消防・救急		消防団は、地域住民の生命財産を守るため、地域の消防防災力において重要な役割 を担っている。団員としての規律及び消防技術の向上を図り,各種手当、福利厚生 を充実させ地域防災力を保持する。	入団促進説 明	П		消防団応援 の店加盟店	店	68	女性消防団 活動	0	8
136	消防・救急		救急隊員の資質、技術の向上を図りながら、救命率の向上を目指し救急体制の強化 を構築する。	資格取得の ための研修 者数	٨	3	事後検証会 参開催数	0	4	特定行為件 数	件	205
137	消防・救急	茨城消防救急無線・指令 センター運営事業	茨城消防救急無線、指令センター運営に関する事業	機器保守点検	回	2	地図データ 等の更新	0	1614	対象機器更 新	0	1
138	消防・救急	防火管理者、危険物保安	防火管理者の講習会を実施し重要性、役割についての育成に努め、防火管理者、危 険物保安監督者不在事業者等については立入検査等で指摘選任を促し、防火管理業 務の適正な遂行を指導。また自衛消防訓練において各事業所で実施することによ り、訓練の必要性の再認識及び責務の重要性を指導している。	防火管理者 育成	Α		検査時の育 成指導	施設	133			
139		防火管理協会、危険物安 全協会事務	防火管理協会、危険物安全協会会則を基に、年度ごとに事業計画、予算等を決め各会員との連絡調整を図り、危険物、防火管理に関する知識の向上と各事業所において防火思想の普及、高揚を図る。 *概要、計画、指標が啓発広報事業になっていたため、内容を訂正したため指標の数字にかなりの差があります。	研修会	Α		救命講習会	Α		防災講演会	٨	
140		防火対象物、危険物施設 規制事務	防火対象物、危険物施設等において法的根拠に基づき、消防用設備等を含め、関係者との事前打ち合わせ及び書類審査(消防同意・許可申請等)を実施。適正に建設工事等及び設置維持管理状況を 検査し、無届出、無検査及び無許可施設における指導も行い違反是正を図る。 *概要、計画、指標が啓発広報事業になっていたため、内容を訂正したため指標の数字にかなりの差があります。	完成検査 (防火対象 物)	件	129	許可件数 (危険物施 設)	件	103			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
141	防犯	防犯意識啓発事務(岩間 支所)	茨城県安全なまちづくり県民運動推進要綱に定める地域安全運動や犯罪抑止活動の実施。 空き巣や車上狙い等の被害防止を訴える横断幕・のぼり旗を掲示するとともに、通行人等に防犯の広報チラシ・啓発物を配布しながら被害防止を呼びかけ、防犯意識の高揚を図る。 近年、官民一体となった防犯対策の普及により、犯罪発生は減少傾向にあるが、振り込め詐欺、空き巣やひったくりなど、老人を狙った狡猾な犯罪が増えており、従来にも増して自己防衛の必要性が高まっている。	青色パト ロール車の 貸出し	О	54						
142	防犯	防犯意識啓発事務(笠間 支所)		青色パト ロール車の 貸し出し	О	23						
143	防犯	民間交番運営管理事業		セイフティ サポーター	Д	56						
144	防犯	防犯活動推進事務(笠間	地域犯罪を抑止するため、防犯連絡協議会、防犯ボランティア等が自主活動を行っているほか、夜間のパトロールを業務委託し安全な街づくりを行う。 防犯連絡員は、地区防犯協会長と警察署長が協議して委嘱します。 市民活動課が所管	防犯連絡員 数	Д	176						
145	防犯	防犯活動推進事務(岩間 支所)			回	54						
146	防犯	防犯活動推進事業	・茨城県安全なまちづくり県民運動推進要綱に定める地域安全運動や犯罪抑止活動の実施。防犯連絡員を中心に、防犯パトロールや児童の見守り隊など地域の防犯活動の普及・推進を図る。住民の協力により防犯活動の普及・推進を図るため、警察署ごとに防犯協会が設置され、そこから防犯連絡員(防犯連絡所)が任命(設置)された。この行政主導の組織とは別に、近年、少子高齢化とインターネットによる情報の国際化により、犯罪の多様化、巧妙化の進行により、住民自ら防犯活動に取り組む姿勢が広がりを見せるようになった。 平成 1 6 年に犯罪被害者等基本法が制定され、犯罪被害者等へ施策が講じられる。被害者の心のケアなどの被害者支援事業がますます重要視される。	防犯連絡員 数	Д	475	防犯ボラン ティア	Д		防犯キャン ペーン活動 数	回	
147	防犯	防犯灯整備事業	・安心・安全なまちづくりの一環として、平成20年度より市管理の防犯灯をより明るいコンパクト型の設置を行って来たが、東日本大震災に起因する、東京電力福島第一原子力発電所の発電施設の被害により、電気料金が高騰し市の財政の大きな負担となっています。より消費電力の少ないLED化にすることで、電気料金の軽減を図ることができ、維持管理費及び温室効果ガスの削減にもつながるため、市が管理している防犯灯1、100基をLEDに交換した。また、行政区が管理する防犯灯約5、500基をLEDに交換した。 防犯灯は、犯罪対策を目的として設置及び補助をして防犯施設の整備を図ることで、防犯力を高める。	防犯灯設置 数	基	6	防犯灯交換 数(LED化)	基	27	防犯灯設置 数(行政区 への補助)	基	100

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
148	防犯	防犯灯管理事業	・安心・安全なまちづくりの一環として、平成20年度より市管理の防犯灯をより明るいコンパクト型の設置を行って来たが、東日本大震災に起因する、東京電力福島第一原子力発電所の発電施設の被害により、電気料金が高騰し市の財政の大きな負担となっています。より消費電力の少ないLED化にすることで、電気料金の軽減を図ることができ、維持管理費及び温室効果ガスの削減にもつながるため、市が管理している防犯灯1,100基をLEDに交換した。	防犯灯修繕 数	基	12	市所有防犯 灯数	基	1680			
149	防犯	防犯灯補助受付事務	行政区が設置する防犯灯については、設置費用の一部を助成している。 防犯上不安がある場所に区が防犯灯を設置する際、工事費を助成する。 前年度10月に行った設置要望により、本年度の設置数を決定し、設置申請を受付ける。 市民活動課が所管	防犯灯設置 数(新設)	基	40	防犯灯交 換・ポー ル・点滅器 等	個	11			
150	防犯	防犯灯補助受付事務	行政区が設置する防犯灯については、設置費用の一部を助成している。 防犯上不安がある場所に区が防犯灯を設置する際、工事費を助成する。 前年度10月に行った設置要望により、本年度の設置数を決定し、設置申請を受付 ける。									
151	防犯	行政区防犯カメラ整備事 業	・地域の自主防犯活動の補完として、新たに防犯カメラを設置する地域団体を対象 に設置費用の一部を補助し、街頭防犯カメラの設置数を増やし、公共の安全安心の 確保、犯罪に強い社会づくりを推進する。	行政区防犯 カメラ設置 数	台	3						
152	防犯	行政区防犯灯管理事業	・安心・安全なまちづくりの一環として、平成20年度より行政区管理の防犯灯をより明るいコンパクト型の設置を推進するため設置助成を行って来たが、東日本大震災に起因する、東京電力福島第一原子力発電所の発電施設の被害により、電気料金が高騰し行政区の財政の大きな負担となっています。より消費電力の少ないLED化にすることで、電気料金の軽減を図ることができ、維持管理費及び温室効果ガスの削減にもつながるため、行政区が管理している防犯灯約5、500基をLEDに交換した。	防犯灯設置 数 (行政区 への補助)	基	5538						
153	防犯	まちなか犯罪抑止事業	・犯罪の予防その他公共の安全の維持を目的として設置するカメラ等の運用及び維 持管理を行う。	防犯カメラ 設置数	基	103						
154	交通安全	自動車臨時運行許可事務	・道路運送車両法第34条の規定に基づく臨時運行の許可(仮ナンバー)の貸出事 務。少子高齢化により、自動二輪車、自動車の利用者は減少傾向にある。	許可件数	件	777						

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
155	交通安全	交通安全啓発事務(笠間	警察、交通安全協会、交通安全母の会など、関係機関の協力の下、交通事故撲滅に向け、交通安全教室、立硝、高齢者運転免許自主返納支援を行なっている。 県民交通災害共済の加入を促進し、不慮の事故の備えとするため、県民交通災害共済の加入事務を行う。 市民活動課が所管	立哨,街頭活動	П	20						
156	交通安全	交通安全啓発事務(岩間 支所)	笠間市交通安全計画の交通安全思想の普及徹底の実現に向けた各種事業(交通安全 運動やキャンペーン等)を交通ボランティア等との協働で推進する。 笠間警察署・交通安全協会・交通安全母の会等関係機関の協力の下、交通事故撲滅 に向け、交通安全教室・高齢者運転免許自主返納支援等を行う。 不慮の交通事故の備えとして、県民交通災害共済の加入を促進するとともに加入事 務を行う。	交通安全教 室	回		県民交通災 害共済加入 件数	件	156	県民交通災 害共済加入 者数	Д	324
157	交通安全	自動車臨時運行許可業務	車検登録を受けていない自動車でも、新規登録や車検期間が満了した自動車が検査 審査をうける場合に、自動車臨時運行許可番号票を貸与して運行できるようにす る。 市民活動課が所管	交付件数	件	290						
158	交通安全	交通安全啓発事業	・第11次笠間市交通安全計画の第3節2「これからの取り組み」の(2)「交通安全思想の普及徹底」の実現にむけた各種事業(交通安全運動やキャンパーン含む)を交通ボランティア等との協働で推進する。 ・高度経済成長期の交通戦争と言われる時代を経て、昭和45年交通安全対策基本法の制定を機に、安全で安心できる交通社会の実現に向け、交通事故撲滅の合言葉のもと、国県市町村が一体となって、総合的に交通安全施策に取り組むようになった。	交通安全教	回	16						
159	交通安全	交通ポランティア等活動 支援事業	・交通安全協会や交通安全母の会(交通ボランティア等)に対する補助金等の交付 事務。協働による交通安全対策の中心的役割を成す。近年、新しい公共の理念の普 及により、市民とともに交通マナーの普及、向上を図る必要性が高まり、住みよい まちづくりの一翼を担っている。	笠間地区交 通安全協会 負担金	千円	2000	笠間市交通 安全母の会 補助金	千円	200			
160	交通安全	交通安全活動推進事業	交通事故防止活動として、安全協会・交通安全母の会等関係機関の協力の下、交通 安全への啓発キャンペーンや街頭立哨活動、小中学校等の交通安全教室、交通指導 車による広報パトロール活動等を行う。 自動車臨時運行許可証(仮ナンバー)の申請受付、交付を行う。	仮ナンバー 受付件数	件	227						
161	交通安全	交通安全活動推進事業	・第11次笠間市交通安全計画の「講じようとする施策」の実現にむけた各種事業を 交通ボランティア等との協働で推進する。高度経済成長期の交通戦争と言われる時 代を経て、昭和45年交通安全対策基本法の制定を機に、安全で安心できる 交通社会の実現に向け、交通事故撲滅の合言葉のもと、国県市町村が一体となっ て、総合的に交通安全施策に取り組むようになった。	協働(イベント参加)			交通事故死 亡者数	Д	3	交通事故発 生件数	件	170

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
162	交通安全	交通安全対策事業	・道路法第29、42条に基づき安全で利用しやすい道路を目指し、交通安全施設の整備を行う。 ・未就学児のお散歩コースの危険箇所に交通安全施設を設置する【R4事業完了見込】	交通安全施 設工事	件	68	解消率	%	90	就学児の交 通安全対策	ŧ	8
163	交通安全	自転車ネットワーク路線 整備事業	令和2年3月に定められた笠間市自転車活用推進計画に基づき、令和3年度から令和5年度までの3ヵ年間で、路面標示等により安全で快適に利用できる自転車通行空間を整備して、市県国道の自転車ネットワーク路線の実現を目指す。 ◎事業名 防災・安全社会資本整備交付金(計画10 誰もが安心・安全・快適に利用できるサイクリング環境の整備・向上) ◎事業年度 R3~R5 3ヵ年事業 ◎路線数 26路線 ◎整備路線延長L=27.54km ◎全体事業費 27,000千円									
164	交通安全	支所)	交通事故防止活動として、安協笠間支部笠間分会、交通安全母の会笠間支部によるドライバー向け啓発キャンペーンや街頭啓発活動、児童生徒の新入学に於ける立哨活動、小中学校の交通安全教室や交通指導車による広報パトロールや催事等の立哨等の活動を行う。 交通規制標識等の新設・更新・変更要望相談、受付を行う。 市民活動課が所管	交通災害共 済加入件数	世帯	316	交通災害共 済加入人数	Α	636			
165	消費者行政	消費者行政推進事業	・近年、消費者トラブルが多様・複雑化しており、大人も子供も消費者トラブルの被害者になっている。消費者の自己防衛力(自己責任による消費者力)の向上を図るため、消費生活講座などの機会を通して被害防止に関する情報提供などの啓発活動を推進していく。 平成25年度から消費生活相談事業、出前講座および消費生活講座の業務を委託している。(特定非営利活法人消費者サポートいばらき)	講座開催	П	7	受講者数	Α	146			
166	消費者行政	消費生活啓発活動事業	・団体活動を通じて知り得た知識や情報を地域に還元し、消費者問題に適切に対応 できるよう、消費者団体を育成することに努め、合わせて活動の支援を図る。	団体活動参 加延人数	Α	204	補助金交付額	千円	137			
167	消費者行政	消費生活相談事業	・消費生活に係る相談は、時代を反映して複雑、多岐、高度化しており、さまざまな消費者問題の解決や被害救済に向けて、職員や相談員のレベルアップを図り、関係機関と連携を密にしながら、気軽に利用できる相談処理体制の整備を図っていく。 ・平成25年度から消費生活相談事業、出前講座および消費生活講座の業務を委託している。(特定非営利活法人消費者サポートいばらき)	相談窓口開 設日数	В	269	被害防止金額	千円	5389			
168	消費者行政	販売事業者への立入検査事業	・平成24年度から第2次一括法により家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法 に係る事務が市に移譲された。笠間市家庭用品品質表示法事務処理要綱、笠間市消 費生活用製品安全法事務処理要綱、及び、笠間市特定保守製品取引事業者立入検査 実施マニュアル(内規)に基づき地域の小売店等の立ち入り検査を実施し、一般消 費者の安全確保を図る。		店	8	検査品目数	種類		適正表示品 目数	揰類	7

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
169	斎場・墓地	笠間地方広域事務組合事 業	笠間市・水戸市(旧 内原町)・城里町(旧七会村)で構成する「笠間地方広域事務組合」は、火葬場、セレモニーホールをあわせ持つ総合的施設である。負担金については各市町村の均等割合、人口割合及び利用実績割合により決定され笠間市から運営費として負担金を支出をしている。利用希望者に埋火葬許可証及び斎場使用許可証の発行をする。	笠間市民利 用「火葬・ 通夜・告 別」	延べ件	1414	水戸市民 (旧内原) 利用「火 葬・通夜・ 告別	延べ件	142	城里町民 (旧七会) 利用「火 葬・通夜・ 告別	延べ件	61
170	斎場・墓地	墓地管理事務	市内の墓地は、寺院墓地や霊園墓地、各地区に点在する共同墓地等が利用されており、これらの変更又は新設の相談や申請を受け、許可や指導を行う。	相談件数	件	18	広報回数	П		届出等件数	件	14
171	環境保全・ 公害防止	環境基本計画推進事業	環境に関する基本理念を実現するため、将来に向って良好な環境形成に関する取組 を総合的かつ計画的に推進する。	取組方針事 業数	事業	212	取組方針実 施数	事業	157	アクション プランの決 定	事業	14
172	環境保全 · 公害防止	環境アクションプラン促 進事業	環境に関する基本理念の実現に向け、将来に向かって有効な環境形成に関する第2次 笠間市環境基本計画の重点事業をアクションプランにより計画的かつ積極的に実施 し、快適で住みよい環境づくりの促進に努める。	アクション プラン	事業	14	アクション プラン実施 数	事業	14			
173	環境保全・ 公害防止	動物愛護事業	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく, 鳥獣の捕獲許可等, 鳥獣の保護と管理に関する事業と, 狂犬病予防法に基づく, 飼い犬の登録と狂犬病予防注射の促進等に関する事業	集合注射	B	13	予防接種実 施率	%	60. 3			
174	環境保全・ 公害防止	変功	動物の愛護及び管理に関する法律に基づく犬猫など愛玩動物の飼い主に対するマナーの向上や県動物指導センターに収容される犬猫の削減を目指した取り組みに関する事業	不妊去勢手 術実施数	頭	294	動物指導セ ンター収容 数	頭	2	犬の不妊去 勢率	%	22. 4
175	環境保全 • 公害防止	環境対策事業	公害の防止について必要な基本的事項の定めにより,公害の防止策の推進を図り, 市民の健康を保護するとともに,生活環境の保全に寄与する。	一般立入検 査件数	件	42	指導件数	件		水質環境基 準達成率	%	82. 7

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
176	環境保全· 公害防止	犬の登録・狂犬病予防・ 動物愛護事務(岩間支 所)	狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録と、年1回の狂犬病予防注射の義務。 生後91日以上が該当。	狂犬病予防 接種頭数	頭	700						
177	環境保全· 公害防止	公害防止に関する事務	公害防止に向けた普及啓発、未然防止の促進、苦情処理 最近は管理不全状態空き家や空き地が増えている。 公害とまではいかない、焚火(野焼き)や悪臭等の苦情処理。 環境保全課が所管	苦情・相談 件数	件	25						
178	環境保全・ 公害防止	動物愛護事務(笠間支	狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録と年1回の狂犬病予防注射の義務(生後91日 以上が該当)があり、飼い犬の登録・集合注射・マナー向上の啓発を行う。 環境保全課が所管	狂犬病予防 接種頭数	頭	1018	飼い主への マナー向上 看板配布数	枚	24	犬の登録数	頭	1755
179	環境保全・ 公害防止	公害防止に関する事務 (岩間支所)	公害防止について必要な基本的事項の定めにより、公害の防止策の推進を図り、市 民の健康を保護するとともに、生活環境の保全に寄与する。 近年は、公害とまではいかないが、野焼きや空き地の雑草等に関する苦情が増えて いる。	公害等苦 情・相談対 応件数	件	39						
180	環境保全・ 公害防止	環境学習推進·市民環境 活動促進事務(岩間支 所)	環境に関する基本理念を実現するため、将来に向かって良好な環境形成に関する取 り組みを総合的かつ計画的に推進する。	環境学習イ ベント開催 回数	O .		環境学習イ ベント参加 者数	人				
181	廃棄物対策		循環型社会の構築に向けて、市民や事業者が一体となってごみの減量化・再資源化・廃棄物の適正処理に取り組む。併せて更なる資源循環を促進する。 ・市指定ごみ袋、不燃物・資源物回収コンテナの作成 ・新住民への不燃ごみ回収用コンテナ、資源物回収用コンテナの交付 ・一般家庭からごみ集積所に出された可燃・不燃ごみ及び資源物の回収・運搬複数年事業(R1~R5年度)	市指定ごみ 袋(大)売 払数	箱	6800	市指定ごみ 袋(小)売 払数	箱	720	1日1人あ たりのゴミ の排出量	β	712
182	廃棄物対策	資源物集団回収等補助事 業	ゴミの減量化を図るための事業 ごみの減量化と再資源化を図るため、市内の市民団体等が行う資源物分別回収に対し、奨励金を交付する。 ・廃棄物の減量、再資源化を図ることにより、資源の有効活用を促進し、循環型社会の形成に寄与する。 ・子ども会などの廃品回収に対する補助事業	資源物分別 回収参加団 体	団体	97	ごみの再資 源化率	%	16.8	資源物回収 団体の回収 量	t	310

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
183	廃棄物対策		笠間地区の家庭から出る一般廃棄物の収集運搬及び処理に関すること。 ・笠間地区で発生する一般廃棄物(可燃物、不燃物、粗大ごみ等)のエコフロンティアかさまへの処理委託費 ・使用済み乾電池処理委託費 ・びん不燃物分別処理業務委託費	区域内ゴミ 処理量	t	8676	ごみの資源 化率	%	25			
184	廃棄物対策		ごみの減量化と再資源化を図るため、市内の市民団体等が行う資源物分別回収に対 し、奨励金を交付する。	資源物分別 回収参加団 体	団体	8				資源物分別 回収量	t	3
185	廃棄物対策	古布回収事務(笠間支 所)	笠間市環境基本計画に基づき、資源の循環型社会を推進する事業の一環として衣類 のリサイクルを行う。 環境保全課が所管	古布収集 · 分別実施回数	0	1	古布収集量	kg	1320			
186	廃棄物対策	廃棄物処理推進基金事業	ごみ処理施設に対する更新及び修繕費に充てることを目的として, 笠間市廃棄物処 理推進基金に積み立てをする。									
187	廃棄物対策	友部・岩間地区塵芥処理 事業	環境センターはごみ焼却処理施設(焼却能力105 t /16 h),粗大ごみ処理施設(処理能力35 t /5 h),リサイクルセンター(処理能力2 t /日)において友部地区と岩間地区から排出されるごみの処理処分を行う。	搬入量(友部地区)	t	11594	搬入量(岩間地区)	t	4500	再資源化率	%	9
188	廃棄物対策	所)	一般家庭から排出される廃棄物の減量化とごみ分別事務。 ごみ集積所の新設・変更等の申請受付。集積ボックス補助申請受付・完了検査を行う。 環境保全課が所管	集積ボックスの設置補助	個	1						
189	廃棄物対策	使用済乾電池収集事務 (笠間支所)	今後の自然環境を見据え、住環境向上のため資源の循環型社会をめざす 乾電池の分別収集を3、10月末に実施し適正に処分する 環境保全課が所管	実施回収		2	回収量	kg	6458			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
190	廃棄物対策	資源物集団回収に対する 補助事業(笠間支所)	ごみの減量化と再資源化を図るため、市民団体が行う資源物分別回収に対し奨励金 交付申請を受付する。 環境保全課が所管	資源物回収 登録団体	件	24	回収奨励金 の交付	千円	383			
191	廃棄物対策	分別収集事務(岩間支 所)	一般家庭から排出される廃棄物の減量化とごみ分別処理 ごみ集積所の新設・変更及び補助申請に関する事務。									
192	廃棄物対策	ゆかいふれあいセンター 運営事業	焼却施設からの余熱を温水プールや浴場施設に利用し、またトレーニングマシンやフィットネススタジオ、水泳教室など、地域住民のスポーツ及び健康維持・増進のため、全ての世代が利用できる健康増進施設の管理事業	入館者数	Д	51317						
193	廃棄物対策	施設整備調査事業	焼却施設建設に伴う循環型社会形成推進地域計画策定業務。 令和3年度単年度事業。									
194	廃棄物対策	最終処分場運営事業	環境センター(中間処理施設)で燃えるごみは焼却して減容化,無害化し,燃えないごみは資源物(鉄,アルミ,カレット類)を回収し,その残りの灰やせともの類などの埋立て及び管理を行う。	埋立量(焼 却灰)	t	1888	埋立量(不 燃残渣)	t	379			
195	廃棄物対策	環境不法行為監視事業	廃棄物の不法投棄事案や不適正残土事案は、悪質かつピンポイントで廃棄物等を投棄していくなど、一般行政職による対応には限界がある。そのため専門的な知識を有する者の配置が必要となる。また、地元警察署との告発も見据えた連携を円滑に図るうえでも、警察0B又は現職警察官の配置が有用となる。また、道路敷きなど、市が管理する土地に不法投棄された廃棄物で、環境センター等で処理できない廃棄物について、許可業者による処理を委託するもの。【業務内容】 ①廃棄物不法投棄事案や不適正残土事案の監視パトロール及び現場指導②廃棄物を中心とした環境全般の、一般市民からの相談やその現場の対応③地元警察署との連携対応(平成25年度より警察0Bを1名任用)④不法投棄された廃棄物の許可業者による処理委託⑤市内一斉クリーン作戦⑥非常勤職員等による不法投棄の監視及び回収R3新規事業 警察官0B任用 1名追加	不法投棄処理収集量	kg	42030	警察官0B任 用	人	1	不法投棄通 報件数	件	66
196	廃棄物対策	環境不法行為監視事務 (笠間支所)		粗大ごみの 回収(テレ ビなど)	件		ごみ捨て禁 止看板の配 布	枚	31			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
197	廃棄物対策	環境不法行為監視事務 (岩間支所)		不法投棄処 理数	件	3						
198	子ども・子育て支援	認定こども園一時預かり 事業	子ども・子育て支援法に基づき平成27年度に創設された補助事業。 認定こども 園で、保護者の希望により平日もしくは休日の教育標準時間以外(時間外)に在園 児(1号認定) もしくは、在園児以外(ごく少数の場合のみ)を一時的に預かる事業。 実施した実 績に応じ補助金を交付する。	対象となる 園児数	Д							
199	子ども・子育て支援	延長保育事業	就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない理由により保育時間を延長して児童を預かる事業。延長保育を実施することにより、安心して子育てができる環境を整えることができる。 補助率:県1/3 国1/3 市1/3	事業実施園 数	園	6	サービス利用者延人数	人	9000			
200	子ども・子育て支援	保育所等整備交付金事業	待機児童解消のための保育所等整備補助金。大沢保育園で定員10名を増加するため の施設整備。子育て安心プランに採択されたことにより、補助率が市1/12となる。									
201	子ども・子育て支援	公私連携認定こども園事業	公立認定こども園(かさまこども園・いなだこども園)が、31年度より公私連携認定こども園となった。 協定書で交わした修繕補助金、建物の損害保険を計上。歳入は、土地の貸付使用料建物については無償貸付、土地については、使用料として収入する。収入分は子ども福祉課では充当しない。	施設整備補助の金額	П	100						
202	子ども・子育て支援	障害児保育対策事業	障害児を受け入れることにより、保育士の加配が必要となった民間保育所に対し、加配保育士の人件費に対する補助をする。 月額80,000円×加配保育士数×加配月数	事業実施園 数	園	5						
203	子ども・子育て支援		乳幼児を持つ保護者の子育てを応援する新たな取組みとして、授乳室やおむつ替えコーナーを設置している施設を赤ちゃん・ほっと!ルーム(子育て応援施設)として認定し、広くPRを行う。 認定施設入口にステッカーを貼るほか、屋外イベント用として移動式テント、授乳いす、おむつ交換台の市民貸出しを実施する。									

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
204	子ども・子育て支援	地域医療センターかさま 病児保育事業	「地域医療センターかさま」に病児保育室を30年4月開設。予算は子ども福祉課で確保するが、事業は市立病院で実施となる。 【病児保育室】 児童の保護者が就労等により、病気の児童を自宅で保育が困難な場合、「病児保育室」で病気の児童を一時的に保育することにより安心して子育てができる。	病児保育事 業のPR活動	0	20	市立病院と の連絡会議	0		利用児童	٨.	80
205	子ども・子育て支援	多子世帯保育料軽減事業	子育て家庭への経済的負担の軽減策として、2人以上子どもがいて、三歳未満児が保育所等に入所している世帯に対し、三歳未満児の保育料を第2子(保育料階層4~5階層の一部)が半額、第3子(保育料階層4~8階層)が無償化とする。(県事業県補助1/2)	受給者数	Д	117	7					
206	子ども・子 育て支援	実費徴収給付事業	子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度より生活保護世帯で幼稚園・認定 こども園・保育所等に入所している児童の保護者に対し、施設で必要な日用品・給 食費・文房具等の購入に要する費用の一部を補助する事業。 ・給食費(副食材料費相当額)4、500円/月限度(新制度未移行幼稚園に入所してい る収入360万円未満の世帯) ・教材費と行事費等2、500円/月限度(1号~3号認定児) ・補助率 国1/3・県1/3	申請延べ件数	件	22	2					
207	子ども・子育て支援	一時預かり事業	・市内の民間保育所に対し、一時預かり保育の充実強化を図るため、事業内容に応じた補助金を交付する。 ・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所において一時的に預かり、必要な保育を行う事業。 補助率:国1/3、県1/3、市1/3	実施施設数	園	2	2					
208	子ども・子 育て支援		民間保育所等における保育内容の充実強化を図るため、「民間保育所等乳児等保育事業」として、1人以上の1歳児を保育士、かつ事業に従事する職員として非常勤保育士を配置した市内民間保育所・市外保育所に対し、月額3、900円×1歳児数の基準額により補助する。令和2年度より、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に規定する1歳児の職員配置基準を上回り、処遇改善等加算I及び処遇改善等加算Iを実施する民間保育所等のみ対象。	園の数	園	18	3					
209	子ども・子育て支援	子ども・子育て支援事業 計画推進事業	令和元年度に、子ども・子育て支援法に基づく「第2期子ども・子育て支援事業計画(計画期間:令和2年度~令和6年度)」を策定した。計画期間中は定期的に子ども・子育て会議を開催し、計画の進捗状況や市民ニーズの変化等を確認し評価を行っていく。また、会議での評価結果を踏まえ、関係機関と連携を図りながら事業の見直しを行い、本計画の着実な推進を図る。	会議回数	回数	2	評価・点検 の項目	項目	13			
210	子ども・子育て支援	民間認定こども園運営事 業	子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度より新制度に移行した施設(民間認定こども園)は「施設型給付費」として、毎月運営費相当分の請求を市に申請。市は、内容の点検・確認を行い、各施設に毎月給付。また、市は各施設の年間給付実績を基本に国・県に交付金申請。・負担割合国:1号公定価格×73.8%×50%2号公定価格×50%3号公定価格・利用者負担(国基準)×57.58%果:1号公定価格×73.8%×25%2号公定価格×25%3号公定価格・73.8%×25%2号公定価格×25%3号公定価格・73.8%×25%2号公定価格×26.2%×50%(地単分)※公定価格=国で定めている運営費用		園	8	市外民間認 定こども園	園	16			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
211	子ども・子育て支援	保育所入所事務	・保育料の徴収事務児童福祉法に基づく公立保育所・民間保育所への入所事務全般を行う。 国、県への補助金申請事務、補助金の要綱改正公立保育所・民間保育所の指導監査 公立保育所・民間保育所の指導監査 保育所等の設置認可等事務、保育料徴収事務、保育料算定事務 社会福祉法人に関する事務及び指導監査 ・入所受付、利用調整、入所結果の連絡、発送 ・保育料算定事務(年2回) ・保育施設に在園している児童の認定内容の確認(随時) ・業務拡大のため、会計年度任用職員を4月から雇用。また、10月から教育・保育施設一斉入所事務のため追加で1名雇用。	申請件数	件	1665						
212	子ども・子育て支援	保育対策総合支援事業	6保育所、認定こども園に対し、保育人材の確保や子どもを安心して育てることができる環境整備を総合的に行うため必要な費用を補助する。 【保育体制強化事業】 清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付けといった保育に係る周辺 業務(用務員業務)を行う短時間勤務者の配置の支援を行い、保育士の業務負担の 軽減を図ることを目的とする。 補助単価: 1 施設あたり月額100,000円×実施月数 補助率 : 保育所 県3/4(県1/4・国1/2) 市1/4 【保育補助者雇上強化事業】 保育所等の保育士の業務負担を軽減するため、保育士の補助を行う保育補助者を雇 上げ、保育士の離職防止を図ることを目的とする。補助要件:保育所等での実習等 を終了した者等 補助単価: 1 施設あたり4,666,000円(最大) 補助率 : 保育所・認定こども 県7/8(県1/8・国3/4) 市1/8	実施施設の 数	園	3	実施施設の 数	園	3			
213	子ども・子育て支援	子育てのための施設等利 用給付事業	令和元年10月から子ども子育て支援法改正による幼児教育・保育無償化に伴い、認可外保育施設、預かり保育、一時預かり。 病児保育、ファミリーサポートセンターに係る利用料(施設等利用費)について補助する。(施設に支払った利用料を利用者の請求に基づき償還払いする。) ・補助率 国1/2、県1/4	対象者数	٨	195						
214	子ども・子育て支援	くるす保育所運営管理事 業	・日々保護者の委託を受けて保育に欠ける児童(O~5歳児)を保育する。・乳児・幼児等の保育に関する相談及び助言を行う。 ・一時保育サービス 保護者の都合により一時的に保育に欠ける児童を保育所を活用して保育する。・ママ・ホリデー事業 どこにも入所していない 1歳児から 5歳児までの保育。 ・延長保育 保育所を19:15まで開所し、延長保育を実施する。・障害児保育障害児に専任の保育士を配置する。	保育業務	Ħ	294	保健衛生管 理と安全管 理	0	12	地域社会活 動	0	
215	子ども・子育て支援	病児保育事業	病児病後児の保育を実施することにより、安心して子育てができる環境を整えるための事業。 【病後児対応型】 病気の回復期であり、集団保育が困難な児童を病院・診療所・保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業。 【体調不良児対応型】 児童が保育中に熱を出すなど「体調不良」となった場合において、保護者が迎えに来るまでの間、保育所において安全な体制を確保し、緊急的な対応を図る事業。令和2年度から体調不良児対応型実施施設が2施設増えた。 補助率:県1/3 国1/3 市1/3	事業実施園 数	園	6	サービス利 用者数	人	2000			
216	子ども・子育て支援	保育士就労支援事業	保育士不足解消のため笠間市内の私立認可保育所等に保育または看護師として正規 雇用された者に対し、就職準備金として一時金20万円を支給する。	補助金交付 者数	Д	8						

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
217	子ども・子育て支援	民間保育所運営事業	・内閣府から示される公定価格に基づき、民間保育所等へ施設型給付費を支払う。 ・負担割合 国:2号公定価格×50% 3号公定価格—利用者負担額(国基準)×57.58% 県:2号公定価格×25% 3号公定価格—利用者負担額(国基準)×21.21%	入所人員	Α	1540						
218		ともべ保育所運営管理事 業	・日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける児童(O~5歳)を保育する。・乳児・幼児等の保育に関する相談及び助言を行う。 ・一時保育サービス 保護者の都合により一時的に保育に欠ける児童を保育所を活用して保育する。・ママ・ホリデー事業 どこにも入所していない満1歳児から5歳児までの保育。 ・延長保育 保育所を19:15まで開所し、延長保育を実施する。・障害児保育障害児に専任の保育士を配置する。	保育業務	В	294	保健衛生管 理と安全管 理		12	地域社会活 動	回	
219	子ども・子育て支援		子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第14条 第1項の規定により市が行う質問,立入り,検査等及び同法の規定により市が行う 行政指導(以下「指導等」と総称する。)並びに法第38条から第40条まで及び 第50条から第52条までの規定により市が行う監査について,必要な事項を定め ることにより,特定教育・保育,特別利用保育,特別利用教育,特定地域型保育, 特別利用地域型保育,特定利用地域型保育及び特例保育(以下「特定教育・保育 等」という。)の質の確保並びに施設型給付費,特例施設型給付費,地域型保育給 付費及び特例地域型保育給付費等(以下「施設型給付費等」という。)の支給の適 正化を図る。	実施施設数	EQ.	15						
220		認可外保育施設立入調査 事務	市内の認可外保育施設3園に対し、児童福祉法第59条第1項の規定に基づき、保育施設の設備、運営状況について、定期的に立入調査を行う。 笠間市内認可外保育施設 〇事業所内保育施設3園 事業所内保育所:茨城県病院局内保育所ひまわり保育園・水戸ヤクルト販売㈱ 友部センター保育所・宍戸ヒルズカントリークラブ保育所	立入調査実 施施設数	EQ.	4						
221		児童福祉にかかる申請受 付相談事務(笠間支所)	児童福祉の総合的な相談及び各種受付事務 ・保育所入所受付事務 ・子育てサポート事業 ・家庭児童相談事業 ・要保護児童対策事業 ・児童クラブ入所受付事務 ・児童手当事業 ・児童扶養手当事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・母子生活支援施設入所措置事務 (各事業の詳細については子ども福祉課参照)	相談・申請 受付件数	件	2438						
222			児童福祉の総合的な相談及び各種受付事務 ・保育所入所事務 ・子育てサポート事業 ・家庭児童相談事業 ・要保護児童対策事業 ・児童クラブ推進事業 ・児童手当事業 ・児童扶養手当事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・母子生活支援施設入所措置事務 (各事業の詳細については子ども福祉課参照)		件	1458						
223		幼児教育・保育無償化円 滑化事業	※令和元年度は、幼児教育・保育無償化業務支援事業として実施。	認可外施設 無償化対象 延人数	Д	1916						

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
224	子ども・子育て支援	地域子育て支援拠点事業	核家族化、地域の繋がりの希薄化等による子育てに対する不安感や負担感の軽減を図るため、子育てに関する相談・援助、子育て関連情報の提供や講座等を行う子育て支援センターを各地区に設置する。 ・笠間地区:子育て支援センターみつばち(かさまこども園内)※民間委託・岩間地区:子育て支援センターくりのこ(市民センターいわま内)※直営・友部地区:子育て支援センターかんがるー(児童館内)※指定管理者 【特定財源】子ども・子育て支援交付金(補助率:国1/3、県1/3)	センター開 所日数 (延)	В	593	利用者数(延)	Д	1150	2		
225	子ども・子育て支援	岩間地区福祉振興基金事 業	合併前に岩間地区で所有していた基金の管理業務。 当該基金は、岩間地区における 子育て支援及びボランティア活動施設の建設資金へ充てることを目的とし積立てている。 残高:34,678,482円(令和2年度末現在)	財務業務	О	1						
226			乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事務局(ファミリーサポートセンター)を設置することにより、子育で世帯が仕事と育児を両立し、安心して子どもを育てることのできる環境づくりを推進する。 【特定財源】子ども・子育で支援交付金(補助率:国1/3、県1/3)	利用会員数	Д	76	提供会員数	Д	1	6 年間利用件 数	件	201
227	子ども・子育て支援	子育て短期支援事業	・保護者が一時的に児童の養育が困難になった時、原則7日間の期間において、児童を児童養護施設等で養育・保護する。 理由事由:社会的事由(冠婚葬祭・出張等)・身体的事由(育児疲れ・疾病等)・補助率:基準額 国1/3 県1/3 ・基準額 2歳未満:8,630円 2歳以上:4,720円	申請件数	件	17	保護を実施 / した延べ人 数	J	1:	利用延べ日 数 数	日	75
228	子ども・子育て支援	(未定) 在宅児童一時預 かり事業	令和元年10月より3歳以上時の幼児教育・保育の無償化となった。教育・保育施設等に入所せずに、在宅で子育てをしている保護者のために年に2回、2か所の公立保育所で、子どもを預かり、ママたちのリフレッシュを図ることを目的とした、ママ・ホリデー事業を実施。初めての集団生活となることから、子どもの負担軽減を考慮し、1日4時間を限度とする。保育所で、昼食を提供後の迎えとなる。対象児:在宅で子育てされている1歳から5歳児利用回数:年に2回	利用者延べ 人数	Д							
229	子ども・子育て支援	子育て支援等広報事業	子育て家庭の不安解消を図るため、市ホームページ及びかさまポケットにより、子育て支援事業に関する周知やその他の情報を提供する。 平成27年度からは、携帯電話用アプリを構築し、登録者へは子育てに関する情報の配信も行っている。	広報かさま 掲載	回		HP及びア プリの情報 発信(随時)	回	1:	5		
230	子ども・子 育て支援	在宅子育て支援事業	家庭で子育てをしている保護者のリフレッシュを図るため、保護者が気軽に参加できる託児付の講座を定期的に開催する。 事業の実施は児童館指定管理者に委託。児童館のほか笠間公民館、岩間公民館を会場に3地区において骨盤矯正、シェイプアップヨガ、ママカフェ、ネイルアート、ハーバリウムペン作りなど専門の講師を招き開催。	参加者数	Д	104						

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
231	子ども・子育て支援	要保護児童対策事業	世とも及び妊体病の情報に関する美情の妊娠・情報症状・相談・調査・指導・関係機関との連絡調整、その他必要な支援を行うため、令和3年4月より子ども家庭総合	要保護児童 対策地域協 議会代表者 会議	П	1	ケース検討会議延回数		17	実務者会議		6
232	子ども・子育て支援	児童クラブ運営事業	・放課後、保育ができない家庭の保護者の代わりに家庭的機能の補完をしながら生活の場を提供し、遊びや生活を通してその子どもの健全育成を図る。・対象児童:小学6年生まで・クラブ数:11の小学校単位(運営は、NPO法人へ委託)・入所申込みの受付及び承諾通知 児童の怪我等による保険金請求事務 主任指導員会議の開催 指導員の資質向上研修 運営委託料等の支払事務・笠間市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱に基づき民設児童クラブへ補助金交付。 補助率 国1/3 県1/3	平均利用者 数(公設)	Д	902	平均利用者 数(民設)	Д	292			
233	子ども・子育て支援	児童館運営事業	児童に健全な遊びを提供することにより、その健康を増進し情操を豊かにするため、また、子育て世帯の相談・情報交換及び子育て親子の交流拠点とすることを目的として児童館を設置し、児童の健全育成及び子育て支援に関する事業を行う。児童館の管理運営については、指定管理制度を導入している。 ※児童館運営事業において実施している子育て支援センター事業のみ、国・県補助を充当。 【特定財源】子ども・子育て支援交付金(補助率:国1/3、県1/3)	児童館開所 日数	B	309						
234	子ども・子 育て支援	児童クラブ管理事業	・放課後児童クラブ(市内小学校11校設置)の施設管理事業。 ・施設の維持管理業務 各クラブの電話代、水道光熱費等の支払業務。 必要備品等 の修繕・購入。 消防設備、浄化槽等の保守点検。 ・平成27年度の法改正により、保育室1室の定員(40名以下)、児童1人当た りの保育面積(1.65㎡以上)とする。 補助率:基準額 国1/3 県1/3	平均利用者 数(公設)	Д	902	平均利用者 数(民設)	Д	292			
235	子ども・子 育て支援	児童手当事業	児童手当法に基づき児童の健全な育成及び資質の向上を図るため、O歳~中学校終了前の児童を対象に手当を支給する事業 O歳~3歳未満 月額15,000円 3歳以上小学校終了前 月額10,000円(第1子・2子)、15,000円(第3子以降)・中学生 月額10,000円 所得制限以上 月額5,000円 支給申請受付、支給決定通知書・支払通知書の送付、手当支払事務、現況届に関する事務 特定財源 ・O歳~3歳未満(被用者) 国37/45・県4/45 ・O歳~3歳未満(非被用者) 国4/6・県1/6	新規認定件 数	件	356	現況届受付 件数	件	4471			
236		子ども家庭総合支援拠点 事業	児童福祉法の一部改正に伴い、市町村が、子ども等に対する必要な支援業務を行わなければならないことが明確化され、それらの機能を担う拠点整備を2022年度末までに市町村子ども家庭支援拠点の設置を目指すこととされた。子ども及び妊産婦の福祉に関する実情の把握・情報提供・相談・調査・指導・関係機関との連絡調整、その他必要な支援を行うため、令和3年4月より子ども家庭総合支援拠点を開設する。子ども家庭支援拠点では、集中的・専門的な相談業務や支援を実施していくことにより、児童虐待等の未然防止に努め、さらに要保護児童対策地域協議会の調整機関を担い、DVの相談を合わせて行う。									

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
237	子ども・子育て支援	児童扶養手当事業	・児童扶養手当法に基づき、18歳未満(障害児は20歳未満)の児童を養育している 母子・父子家庭等に対し、所得額に応じて手当を支給する。 【1月当たり支給額】 1人の場合:全部支給43,160円 一部支給43,150円~10,180円 2人の場合:全部支給10,190円 一部支給10,180円~5,100円 3人の場合:全部支給 6,110円 一部支給6,100円~3,060円 ・8月の現況届に基づき、支給対象者に対して手当を支給。自宅調査や関係機関との 連携により資格要件を確認する。不正受給者の認定取消を行い、適正に手当を支給 する。 不正受給者実態調査のため、会計年度任用職員2名を雇用。母子等支援事業費より移 行。	現況届受付	件	680	不正受給者調査	件	271			
238			児童福祉法に基づき、虐待やDV等を受けている母子の安全な生活を確保するための 支援を行う。また、今後の生活についての支援を行い母子が安定した社会生活を営 めるよう指導する。	措置件数	件							
239	子ども・子育て支援	母子・父子家庭等高等職 業訓練促進事業	母子家庭の母または父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進することを目的として、当該資格に係る養成訓練の受講期間について高等職業訓練費を支給する。 対象者は、児童扶養手当を受けている又は同等の所得水準にある者。養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、その資格の取得が見込まれる者。 支給額は、月100,000円(課税世帯は月75,000円)また、課程の修了最後の12か月は月40,000円を加算する。その他修了一時金として50,000円(課税世帯は25,000円)を支給する。 【特定財源】母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金(補助率:国3/4)	新規申請者 数	Д	1	支給者総数	Д	3			
240	子ども・子育て支援	母子家庭等高等技能訓練 促進事業	母子父子家庭の母、父の就業を有利にさせるための資格取得を促進させることを目的に,養成機関で修業している期間において訓練促進費を支給する。	新規申請者	Α		支給者総数	Д				
241		子育て世代包括支援セン ター事業	子により、 支援が必要な場合には個別の支援プランを作成のうえ、継続した支援を行うととも	電話等によ り支援を 行った妊婦 の数	Α	389	電話等によ り支援を 行った産婦 の数	۸.	388	協議会の開 催回数	年間回数	4
242	子ども・子育て支援	母子保健事業	・安心して子どもを出産し、子どもがより健やかに育つために、妊娠期から子育て期に渡るまで継続的に関わり、切れ目ない支援を推進していく。 ・サポートの必要な妊産婦を把握し、適切な支援につなげ、フォローする。 ・子どもの疾病や発育・発達の問題等の早期発見に努め、子育ての負担や不安・孤立感が和らげるように、相談支援の充実を図る。	1歳6か月 児健診	回数	18	3歳児健診	回数	21	妊婦健診	Д	4800
243		子育て・福祉オンライン 相談システム管理事業	【コロナ】【DX】 新型コロナウイルス感染症対策及び相談者の希望に応じた相談手法を取り入れることで、相談支援の強化を図る。									

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
244	子ども・子育て支援	予防接種事業	予防接種法に基づき、感染予防、発病予防、重症化予防、感染症まん延予防を目的に実施。国の風しんの追加的対策として、抗体価の低い年代の男性に抗体検査を実施する。任意予防接種のロタウイルス・おたふくかぜ・小児インフルエンザ、先天性風しん症候群の発症予防対策としての風しんについては経済的負担の軽減並びに重症化及びまん延予防のため、接種費用の一部助成を実施する。また、骨髄移植等特別な理由により任意での再接種が必要な方への接種費用の助成を行う。	定期接種 (A類疾 病)勧奨回 数	П	25	任意接種実施数	種類	4			
	子ども・子 育て支援		身体の発達が未熟なままで生まれ、入院治療を必要とする方に対して、その治療に必要な医療費を公費負担する。入院医療費のうち、健康保険等適用後の自己負担額を公費負担した後、世帯の市民税額等に応じて 入院治療費の一部を自己負担額として徴収する。	申請・審査 件数	件	14	養育医療券 発行件数	件	14	給付件数	件	35
246	保健・医療	がん検診推進事業	国の「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」に基づき、平成29年度より、年度内40歳の方に対し、5大がん(子宮頸がん・乳がん・大腸がん・胃がん・肺がん)について個別の受診勧奨および再勧奨を行う。継続しての検診受診を目的に41歳で前年度がん検診受診者へ個別勧奨を実施。また、要精密検査となった方で、未受診者の方への受診勧奨を行う。婦人科未受診者に対し個別の受診勧奨を実施。	個別勧奨通 知数	Д	904	検診受診率	%	10			
247	保健・医療		生活習慣病の発症予防や重症化予防、また、健康増進を図るため、健康相談や健康 教育、健康講座、運動教室を実施する。	健康教育	Д	278	健康相談	Д	53			
248	保健・医療	各種検診推進事業	生活習慣病予防対策として、健康の維持増進、疾病の早期発見及び早期治療を目的 に各種がん検診及び循環器健診を実施する。	がん検診受 診率(平 均)	%		生活習慣病 予防健診受 診者	٨.	418			
249	保健・医療	訪問歯科保健事業	通院困難な在宅の寝たきり高齢者等に対して、訪問による歯科保健サービスを行う。	訪問回数(診療)	П	199	訪問回数 (保健指 導)	0	99	利用者	Д	44
250	保健・医療	歯科保健推進事業	【永久歯対策事業】 歯科保健計画に基づく、ライフステージ別の歯科保健事業。 むし歯予防対策として、幼児〔保育所(園)・幼稚園・認定こども園〕及び児童・生徒(小・中・義務教育学校)を対象に講話及び実技指導(歯みがき教室等)を行う。 【口腔ケア推進事業】 歯科保健計画の重点事業である「介護・福祉施設等への歯科口腔保健の取り組みに対する支援」のひとつとして、介護にかかわる多職種が、障がい者(児)や要介護者に対して適切な歯科保健サービスを提供できるように、社会福祉施設の介護職員等を対象とした口腔ケア研修会を開催する。	歯みがき教 室の開催回 数	0	23	歯みがき教 室参加者数	Д	1060			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
251	保健・医療	保健センター管理事業	地域医療センターかさま(行政棟)施設、付帯設備の管理・運営・修繕を実施し、保健施設として適切に維持管理する。 平成30年度より、保健センターが地域医療センターかさまに移転したことに伴い、 地域医療センターかさまの施設維持管理は、市立病院と共同実施することとなっ た。									
252			「笠間市公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づくもの。また、平成28年12月の笠間市公有財産利活用検討委員会において決定した笠間保健センターを解体するための事業。									
253	保健・医療	事業(新型コロナ対策)	【コロナ】【DX】 新型コロナウイルス感染症対策として、市が実施する集団健(検)診にweb予約システムを活用する。 同システムを活用することで、受診者の利便性の確保、職員の事務量の圧縮を図る。									
254	保健・医療	健康づくり推進事業	【食育推進事業】	研修会と養 成講習会受 講率	%	86.8	事業参加者 数	٨.	4692	ネットワー ク会議開催 回数	0	2
255	保健・医療	安定ヨウ素剤購入事業	ている。当市は、30km圏内と30km圏外の地域があるため、独自に30km圏外の住民分	管理責任者 による、定 期点検	П	1						
256	保健・医療		【平日夜間・休日初期救急】平日夜間・日曜日は笠間市立病院で、祝日・年末年始(12/30~1/3)は市内医療機関(在宅当番医制)で、初期救急診療を実施している。 【救急医療二次病院運営事業】二次救急医療圏水戸地域内の重症救急患者の医療を確保することを目的に、水戸地域内の11市町村と共同して、二次救急告示医療機関に負担金を交付している。 【茨城県央地域定住自立圏事業】県央地域9市町村で定住自立圏を構成している。医療部会では、初期救急医療の充実、医師及び看護師等確保に向けた取組の推進を目的に、事業を実施している。	平日夜間日 数	B	244	休日診療日 数	B	51	休日当番医 日数	B	21
257	保健・医療		健康増進課所管の各事業に属さない経費及び総括的に管理すべき人件費、需用費、 役務費、各種負担金の管理・執行。									

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
258	保健・医療	献血推進事業		献血協力事業所	箇所	22	献血者	Д	848			
259	保健・医療	平日夜間・日曜初期救急 診療事業		初期救急診 療日数	B	287	1 日平均夜 間診療患者 数	Д	0.7	1日平均日曜診療患者数	人	6. 6
260	保健・医療	感染症対策事業	感染症発生の防止対策や感染症発生における拡大防止を図るため、市民への、広報活動や健康管理等の予防対策を実施する。 感染症法に基づく65歳以上の結核健診については、健診方法が胸部レントゲンであり、肺がん検診と同時に行うため、各種検診事業で実施する。	結核健診受 診者数	Д	3775						
261	保健・医療	笠間市立病院改革プラン 推進事業	総務省の「公立病院改革ガイドライン」及び茨城県が策定する地域医療ビジョンに基づき「第3次市立病院改革プラン」を策定・推進することにより、公立病院としての役割を果たすとともに経営基盤を強化し経営の安定化を図る。	外来診療日 数	B	243	1日平均入院 患者数	Д	26	1日平均外来 患者数	人	89
262	保健・医療	筑波大学病院連携事業 (指導医派遣・研修生受 入)	筑波大学との連携により、市立病院に「地域医療研修ステーション」を開設し、 指導医及び後期研修医と研修生を受入れ理想的な地域医療教育を実践することで、 地域医療に従事する医師の養成と地域医療の充実を図る。	指導医の外 来診療日数	日/週	5	指導医の診療枠(午前・午後)	コマ/週	6			
263	社会保障		市立病院の運営費及び施設整備費に係る特別調整交付金(国庫補助金特別調整交付金)を国保特別会計に収入し、同額を市立病院会計へ支出する。	特別調整交 付金(市立 病院分)	千円	2886						
264		国民健康保険特別会計繰 出金事務	一般会計より国保特別会計に対する繰出金を支出する事務 ・保険基盤安定繰出金 ・保険税軽減分(県3/4、市1/4)法定軽減分→低所得軽減 ・保険税を減分(国1/2、県1/4、市1/4)◎軽減対象数に応じて平均保険税の一定割合を繰出すことで中間所得層の負担軽減を図る。 ・職員給与費等繰出金 ・出産育児一時金繰出金(出産育児一時金の支給基準額の2/3) ・財政安定化支援事業繰出金(国保財政安定化のため当該年度に交付税措置分)	繰出金総額	千円	612247						

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
265	社会保障	高額療養費貸付事業	療養に要した費用が著しく高額であるために支払が困難な者に対し、医療費の一部 (高額療養費支給見込額の10分の9に相当する額の範囲内で市長が定めた額)を貸 し付け、必要とする療養の機会を確保することにより福祉の向上に寄与する。	貸付者数	Д	2						
266	社会保障	(実績無)出産育児費資 金貸付事業	出産が見込まれる世帯で出産育児一時金の支給までの間、出産に要する費用を支払うための資金(支給見込額の10分の8を限度)を貸し付ける。									
267	社会保障		国保事業の健全な運営を図ることを目的とし、適切な事務の執行に係る事業を行う。	支払額	千円	22195						
268	社会保障	退職被保険者等高額療養 事業	退職被保険者の自己負担分が政令で定める額を超えた分に対して高額療養費として 支給する。 県へ交付申請を行う。	退職被保険 者高額療養 費支払件数	件							
269	社会保障		医療費と介護保険の年間(前年8月~7月)自己負担限度額を越えた部分を支給する。 県へ交付申請を行う。	支払件数	件	15	一件当たり支給額	千円	23			
270	社会保障	審査支払手数料事務(国 民健康保険)	レセプトの審査に係る手数料を国保連合会へ支払う。	支払金額	千円	15128						
271	社会保障	一般被保険者移送事業	一般被保険者が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送されたときに支給する。	支払金額	千円		一般国保加 入者一人当 たり支払金 額	円				

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
272	社会保障		40歳から74歳の国保加入者を対象に人間ドック、脳ドック受診費用の一部を補助し、健康保持増進を図る。結果、疾病の早期発見・早期治療による医療費の削減へつなげる。 人間ドック補助 20,000円 脳ドック補助 25,000円	受診者数 (人間ドッ ク)	J	614	受診者数 (脳ドック)	Д	91			
273	社会保障	国保健康づくり推進事業 (医療費通知)	国保被保険者へ医療費通知(受診年月、受診者名、医療機関名、診療区分、日数、 医療費の費用額・国保負担 額・本人負担額)を通知し、医療費負担について周知する。 ジェネリック医薬品使用差額通知書を送付し、医薬品削減への意識高揚を図る。	医療費通知 件数	通	44915	ジェネリッ ク医薬品使 用差額通知 件数	通	854			
274	社会保障	一般被保険者療養給付事 業	一般国保加入者が療養の給付に要した保険者負担分の費用を国保連合会に支払う。 県へ交付申請を行う。	一般被保険 者療養給付 費支払件数	件	278738	1人当たり支 払額	千円	15	支払総額	千円	4176469
275	社会保障	一般被保険者療養事業	一般国保加入者が療養に要した保険者負担分の費用を国保連合会に支払う。 県へ交付申請を行う。	一般被保険 者療養費保 険者分支払 件数	件	3489	1人当たり支 払額	千円	8			
276	社会保障	退職被保険者等保険税還 付事務	退職被保険者世帯で、過年所得の更正や、遡及して資格喪失等の異動に伴い、過誤 納金が発生した場合還付する事務	退職国保資 格喪失異動 処理数	件数		所得異動処 理数	件数		退職国保還付金額	千円	
277	社会保障	その他共同事業拠出事業	「年金受給権者一覧表」掲載人員数に基づく拠出金を国保連合会に支払う。 平成31年3月退職制度終了,遡及分該当者減少のため縮小となる。	支払金額	千円	1						
278	社会保障	国民健康保険財政調整基 金事業	急激な医療費の増加に対応するための基金を確保する。	基金額	千円	254247						

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
279	社会保障	一般被保険者保険税還付 事務	一般被保険者世帯で、過年所得の更正や、遡及して資格喪失等の異動に伴い、過誤 納金が発生した場合還付する事務	一般国民資 格喪失異動 処理数	件数	132	所得異動処 理数	件数	29	一般国保還付金額	千円	6584
280	社会保障	予備費管理事務(国民健 康保険)	不測の支出が発生した場合に対応するための予算を確保する。									
281	社会保障	償還金事務(国民健康保 険)	国庫負担金、特定健康診査等負担金等の前年度精算に伴い、補助金の返還が生じた 場合に支出金する。	償還金額	千円	12						
282	社会保障	一般被保険者後期高齢者 支援金等分支払事務	国保税を財源とし、後期高齢者支援金の財源として県へ納付する。	支払額		548972						
283	社会保障	一般被保険者医療給付費 分支払事務	国保税等を財源として、県へ医療給付費の財源として納付する。	支払額	千円	1219979						
284	社会保障	出産育児一時金支給事業	被保険者の出産に要した費用を支給する。 一般会計から3分の2繰入れ 1件当り420,000円上限	出産育児一 時金支払件 数	件	36	支給額	千円	15121			
285	社会保障	葬祭費支給事業	国保加入者の死亡に対し葬祭費を支給する。 県へ交付申請を行う。 1件当り 50,000円	葬祭費支払 件数	件	107	支給額	千円	5350			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
286	社会保障	退職被保険者等療養給付 事業	退職被保険者が療養の給付に要した保険者負担分の費用を国保連合会に支払う。 県へ交付申請を行う。	退職被保険 者療養給付 費支払件数	件	1	実績報告申請回数	0	1			
287	社会保障	退職被保険者等療養事業	退職被保険者が療養に要した保険者負担分の費用を国保連合会に支払う。 県へ交付申請を行う。	退職被保険 者療養費保 険者支払分 件数	件		実績報告回 数	0				
288	社会保障	国保健康づくり推進事業 (保健カレンダー)	市民の健康管理に繋がるよう保険事業の年間スケジュール、医療機関情報等を広報するため、保健事業予定表を作成し笠間市全世帯へ配布する。 経費は国保特別会計から支出。	作成部数	部	27000	国保加入世帯	世帯	11467			
289	社会保障	国保連合会負担金事務	国保の円滑な事業運営を図るとともに保険者の共同目的を達成するために必要な会員負担金を国保連合会へ納付する。	支払金額	千円	2328						
290	社会保障	国保運営協議会事務	国民健康保険の運営に関する重要事項について、市長の諮問に応じて審議し答申する。 委員12名	会議開催	П	2	事務費繰入額	П	90000			
291	社会保障	一般被保険者保険税還付 加算金事務	一般国保で、国の定めによる加算金が発生した場合に支払いする事務	一般国保還 付加算金件 数	件	20	一般国保還付加算金	千円	37			
292	社会保障	退職被保険者等保険税還 付加算金事務	退職国保で、国の定めによる加算金が発生した場合に支払いする事務	退職国保還 付加算金件 数	件		退職国保還付加算金	千円				

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
293	社会保障	国民健康保険事務事業 (笠間支所)	国民健康保険法に基づき、各種届出を受理し、適正に処理する。 支所で受け付け ることにより、本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	資格の取得 (転入、社 保離、出生 等)	件	482	資格の喪失 (転出、社 保加、死亡 等)	件	455	資格の変更 (世帯主変 更、転居 等)	件	151
294	社会保障	趣旨普及事業(国民健康 保険)	国民健康保険制度の普及、啓蒙を図るため啓発リーフレット等を作成する。	国保だより	部	14000	国保ガイド ブック	部	13000	国保加入世 帯(年度平 均)	世帯	10574
295	社会保障	一般被保険者高額療養事業	被保険者の自己負担分が政令で定める額を超えた分に対して高額療養費として支給する。 県へ交付申請を行う。	一般被保険 者高額療養 費支払件数 (償還分)	件	4455	1人当たり支 払額	千円	12			
296	社会保障	介護納付金分支払事務	40歳以上65歳未満の第2号被保険者が負担する費用について、県へ納付する。	支払額	千円	204629						
297	社会保障	生活習慣病予防対策事業	リスクの高い対象者に、糖尿病に関する健康教室を実施する事で自らの生活の見直 しを行い、糖尿病発症・重症化を予防する。糖尿病性腎症重症化予防対象者には、 かかりつけ医との連携による保健指導を実施する。	実施回数	0	16	保健指導対 象者	٨	10			
298	社会保障	特定健康診査等事業	40歳から74歳の国保加入者を対象に生活習慣病重症化予防のための健康診査、 健康指導を行う。結果、疾病の早期発見・治療に繋げることで医療費の抑制を図 る。	受診者数	Α	2562	健診回数		30			
299	社会保障	国民健康保険税徴収事務 (笠間支所)	国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険の加入者に対し、国民健康保険税の徴収業務を行い、国民健康保険の健全な財政運営を図る。 支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	国保税現年 度徴収率 (笠間市)	%	92	保険料納付 額(笠間市)	千円	1624498			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
300	社会保障	国民健康保険税 徴収事業 (岩間支所)	国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険の加入者に対し、国民健康保険税の徴収業務を行い、国民健康保険の健全な財政運営を図る。 支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	国保税現年 度徴収率 (笠間市)	%	92	保険料納付 額(笠間 市)		1624498			
301	社会保障	国民健康保険事務事業 (岩間支所)	国民健康保険法に基づき、各種届出を受理し、適正に処理する。 支所で受け付けることにより、本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	資格の取得 (転入、社 保離、出生 等)	件	329	資格の喪失 (転出、社 保加、死亡 等)	件	266	資格の変更 (世帯主変 更、転居 等)	件	101
302	社会保障	特定保健指導事業	40歳から74歳の国保加入者を対象に生活習慣病重症化予防のための健康診査・保健 指導を行う。結果、疾病の早期発見・治療に繋げることで医療費の抑制を図る。	特定保健指 導者実施者 数	,	190	特定保健指導終了率	%	53			
303	社会保障	賦課徵収事務	国民健康保険の加入者に対し、国民健康保険税の賦課、徴収を行い国民健康保険の 健全な財政運営を行う。 近年の長引く景気低迷等により、調定額が下がり続けてい る状況にあり、収納率の向上が課題となっている。	国保税現年 度徴収率	%	92	微収額(現 年度分)	千円	1624498	電話催告	件数	1300
304	社会保障	特定健康診査事業(笠間 支所)	40歳から74歳の国民健康保険加入者に対し生活習慣病を予防するための健康診 査、健康指導を行う。	受診者数(笠間市)	Α	2562	健診回数 (笠間市)		30			
305	社会保障	特定健康診査事業(岩間 支所)	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事業。 40歳から74歳の国民健康 保険加入者に対し生活習慣病を予防するための健康診査、健康指導を行う。	受診対象者 数(笠間 市)	Д		受診者数 (笠間市)	٨.	2562	受診率(笠間市)	%	
306	社会保障	医療福祉費支給事業(市 単独分)	県制度においては、平成22年10月より、小児の対象年齢が未就学児までから小学校3年生までに拡大された。 それに伴い、市単独事業として小学校4年生~6年生まで対象年齢を拡大した。 平成25年度からは対象年齢を中学校3年生まで拡大して実施した。 平成26年10月から県制度の対象が中学校3年生まで(中学生は入院分のみ)に拡大したため、市単独事業としては中学生の外来分のみとなった。 さらに平成30年10月から県制度の対象が18歳に達する日以後最初の3月31日まで(入院分のみ)に拡大され、令和2年4月から市単独事業として高校生の外来分を拡大した。 認定要件、自己負担金等は県基準に準ずる。	受給者	Д	3414	支払件数	件		医療費助成金額	Н	40293236

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
307	社会保障	医療福祉費自己負担金助 成事業(市単独分)	医療福祉費受給認定者が医療機関等に支払った自己負担金および入院時の食事療養費を助成することにより、受給認定者の経済的負担の軽減を更にはかる。 生徒(中学校1年生から18歳に達する日以後最初の3月31日まで)は支給対象外である。	支払処理件 数	件		自己負担金償還額	П	48134524			
308	社会保障	医療福祉費支給事業	医療福祉費支給制度は、受給資格を満たす人が健康保険を使って医療機関を受診した場合、窓口一部負担金を公費で負担する茨城県の制度であり、昭和48年から開始された。(所得要件あり)外来自己負担金:妊産婦・小児・母子家庭・父子家庭は1回あたり600円(1医療機関ごとに月2回まで)、重度心身障害者は自己負担金なし。入院自己負担金:妊産婦・小児・生徒(中学校1年生から18歳に達する日以後最初の3月31日まで)の入院分・母子家庭・父子家庭は1日あたり300円(1医療機関ごとに月10日まで)、重度心身障害者は自己負担金なし。		A	13505	支払件数	件		医療費助成金額	円	354282511
309	社会保障	医療福祉費(マル福)事 務(笠間支所)	昭和48年に開始された茨城県の制度で、医療福祉費受給対象者がマル福自己負担金だけで医療機関を受診できる制度。平成22年10月より、小児の対象年齢が未就学児までから小学校3年生までに拡大された。 それに伴い、市単独事業として小学校4年生~6年生まで対象年齢を拡大した。平成25年度からは対象年齢を中学校3年生まで拡大して実施した。平成26年10月から県制度の対象が中学校3年生まで(中学生は入院分のみ)に拡大したため、市単独事業としては中学生の外来分のみとなった。さらに平成30年10月から県制度の対象が18歳に達する日以後最初の3月31日まで(入院分のみ)に拡大され、令和2年4月から市単独事業として高校生の外来分を拡大する。認定要件、自己負担金等は県基準に準ずる。	医療費申請書	件	692	受給者証再 交付等	件	1367	その他届出書	件	2396
310	社会保障	医療福祉費(マル福)事 務(岩間支所)	昭和48年に開始された茨城県の制度で、医療福祉費受給対象者がマル福自己負担金だけで医療機関を受診できる制度。なお、笠間市単独助成事業では平成22年10月に小学校4年生から小学校6年生まで、平成25年度から中学校3年生まで対象年齢を拡大して実施している。平成26年10月から県制度の対象が中学3年生まで(中学生は入院分のみ)に拡大したため、市単独事業としては中学生の外来分のみとなる。支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	医療費申請書	件	388	受給者証再 交付等	件	887	自己負担支 給申請書	件	1459
311	社会保障	後期高齢者医療特別会計 繰出金事務	一般会計より後期高齢者医療特別会計に対する繰出金を支出する事務。 事務費繰出金・後期高齢者医療保険基盤安定繰出金・後期高齢者健診事業繰出金が ある。									
312	社会保障	後期高齢者健診事業	「高齢者の医療の確保に関する法律」の中に、高齢期における適切な医療の確保を図るため、被保険者の健康診査等の実施に関する措置を講ずることがうたわれている。 基本的な健康診査の項目を無料で受けることができる。(年1回)	受診券一斉 処理・送付	件	11190	受診者数	Д	1261	受診率	%	11

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
313	社会保障	広域連合納付金事務	後期高齢者の医療に要する費用の適正化を図るとともに、後期高齢者医療制度の運営が適正かつ円滑に行われる事を目的とし、徴収した保険料を茨城県後期高齢者医療広域連合に納付する。	特別徴収通 知送付数	件	10083	普通徴収通 知送付数	件	2219	後期高齢者 保険料徴収 額	Ħ	726134500
314	社会保障		高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的繋がりの低下によるフレイル状態になるなど、疾病予防と生活機能維持の課題がある。また、市が行う74歳までの国保保健事業や介護予防事業の取組が一体的に実施されていないことや、後期高齢者医療広域連合が行う75歳以降の高齢者保健事業の継続性等がない等の課題もある。高齢者高齢者の疾病予防や重症化予防、介護予防などの生活機能維持の課題に対応するため、令和元年5月22日に健康保険法が改正が行われ、令和2年4月1日から「高齢者の保健事業と介護予防に一体的な実施」を推進する。後期高齢者の特性に応じ、医療専門職による既存の拠点等を活用した相談や訪問相談、指導等、被保険者の生活習慣病等の重症化予防や心身機能の維持を図ることを目的とし保健事業と介護予防の一体的な実施を行う。	個別支援人数	,	54	通いの場の講話等回数		7			
315	社会保障	一般会計繰出金事務(後 期高齢)	後期高齢者医療特別会計より一般会計に対する繰出金を支出する事務を行う。									
316	社会保障			被保険者証の一斉更新	Α	11645	資格得喪処 理数	٨	2229	後期高齢者 被保険者数	٨.	11645
317	社会保障	後期高齢者医療制度広域	共通経費負担金:茨城県後期高齢者。 機器借上負担金:広域連合より賃貸している後期システムの端末使用に係る負担金 を支払う。支所2台分。	後期高齢者被保険者数	Д	11645	広域連合共 通経費負担 金額	PI	28477273			
318	社会保障	後期高齢者人間ドック事業	「高齢者の医療の確保に関する法律」の中に、高齢期における適切な医療の確保を図るため、被保険者の健康診査等の実施に関する措置を講ずることがうたわれている。 平成29年度から、広域連合からの補助額上限等実施要件の変更に伴い、人間ドック補助1人あたり25、000円から20、000円に、脳ドック補助1人あたり35、000円から25、000円に変更となり、令和元年度事業廃止した。									
319	社会保障	保険料還付金事務	後期高齢者医療保険の健全な財政運営を図るために適正な処理を行う。	還付件数	件	182	還付金	円	1167600			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
320	社会保障		呂か週上がつ門に行われる事を日的とする。	納付書・特 別徴収通知 書の処理・ 送付	件	13231	保険料納付額	円	726134500	収納率	%	99
321	社会保障	保険料還付加算金事務	日本年金機構等年金支払者からの返納通知が届かないことや振込指定口座の返送が無いなどの理由で、過誤納還付金の還付処理ができない状態が続くと加算金が発生する場合があり、その事務処理が必要になる。	還付加算発 生件数	件	1	還付加算金	П	2600			
322	社会保障	予備費管理事務(後期高 齢)	不測の支出に対応するため。									
323	社会保障	後期高齢者健診事業(笠 間支所)	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事業。 75歳以上の高齢者及び一 定以上の障害がある65歳以上75歳未満の加入者に対し疾病の早期発見・早期治療を 図るため、健康診査、健康指導を行う。	受診対象者数(笠間市)	۲	11190	受診者数 (笠間市)	Д	1261	受診率(笠間市)	%	11
324	社会保障	後期高齢者医療制度事業 (岩間支所)	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事務。 75歳以上の高齢者及び一定以上の障害がある65歳以上75歳未満の方を対象として、平成20年度より後期高齢者医療制度が規定された。 支所で受け付けることにより、本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	高額療養費支給申請書	件	108	葬祭費支給 申請書	件	159	限度額適用 申請書	件	121
325	社会保障	後期高齢者医療保険料徴 収事務(岩間支所)	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事務。 加入者に対し、保険料の徴収業務を行い、後期高齢者医療制度の健全な財政運営を図る。 支所で受け付けることにより本所までも行かなくて済み、住民サービスに寄与している。	収納率(笠 間市)	%	99	保険料納付額(笠間市)	H	726134500			
326	社会保障	後期高齢者健診事業(岩 間支所)	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事業。 75歳以上の高齢者及び一定以上の障害のある65歳以上75歳未満の加入者に対し疾病の早期発見・早期治療を図るため、健康診査、健康指導を行う。	受診対象者 数(笠間 市)	Д	11190	受診者数 (笠間市)	Д	1261	受診率(笠間市)	%	11

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
327	社会保障	後期高齢者医療制度事業 (笠間支所)	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事務。 75歳以上の高齢者及び一定以上の障害がある65歳以上75歳未満の方を対象として、平成20年度より後期高齢者医療制度が規定された。 支所で受け付けることにより、本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	高額療養費支給申請書	件	211	葬祭費支給 申請書	件	261	その他届出書	件	1411
328	社会保障	後期高齢者医療保険料徴 収事務(笠間支所)	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事務。 加入者に対し、保険料の 徴収業務を行い、後期高齢者医療制度の健全な財政運営を図る。 支所で受け付ける ことにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	収納率(笠 間市)	%	99	保険料納付額(笠間市)	Н	726134500			
329	社会保障	後期高齢者医療制度費医 療費公費負担事業	国の医療制度改革法によって、従来の老人保健は「高齢者の医療の確保に関する法律」に定められ、後期高齢者医療制度が規定された。 療養給付費の実績と伸び率によって算出された金額を広域連合に支払う。	療養給付費 負担金納付 額	PI	704070458						
330	社会保障	国民年金事業	国民年金法第3条、国民年金事業の事務の一部は、政令で定めるところにより市町村長が行うことが出来ることから、市民サービスの向上のため市で一部事務を行っている。 平成22年1月に社会保険庁が廃止され日本年金機構が発足した。 平成24年8月に社会保障と税の一体改革の一環として年金機能強化法が成立し、それに伴い諸手続きの変更が予定され、現在も継続中である。	関係届出書 (本庁のみ)	件		免除申請書 (本庁の み)	件		裁定請求書 (本庁の み)	件	152
331	社会保障	国民年金事務(笠間支 所)	国民年金事業の事務の一部は政令で定めるところにより、市町村長が行うこととなっていることから市民サービスの向上のため、市で一部事務を行っている。 支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	取得、転入 届、20歳届 出	件	328	免除申請書 (学生・一 般)	件	290	老齢、障害 年金請求 書、その他	件	113
332	社会保障	国民年金事務(岩間支 所)	国民年金事業の事務の一部は政令で定めるところにより、市町村長が行うこととなっていることから市民サービスの向上のため、市で一部事務を行っている。 支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	取得、転入 届、20歳届 出	件	183	免除申請書 (学生・一 般)	件	199	老齢、障害 年金請求 書、その他	件	63
333	地域福祉	災害見舞金・弔慰金支給 事業	住民基本台帳に記録、または外国人登録原票に登録されている者で、被災時において被災住家を現に住居とする者に災害見舞金(当面の生活費支援)として50、000円を支給する。 根拠法令 笠間市災害見舞金支給規則。	関係機関 (消防・社 協・日赤) との連携	Д	10						

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
334	地域福祉	社会福祉事務	要支援者台帳の作成・管理。	都市福祉事 務所長会 議・研修	0	2	協議事項	件	65			
335	地域福祉	遺族会事業	りことで央霊の蝦邦と戦友有退族の相互扶助及の干相な郷土建設に貝削する。	市戦没者追 悼式 年開 催数	0	1	市戦没者追 悼式参列者 数	Д	146			
336	地域福祉	保護司会事業	・笠間市更生保護女性会は、犯罪者の更生保護及び青少年の不良化防止の活動を促	社会を明る くする運動 参加者数	,		駅・街頭啓 発活動	О				
337	地域福祉	民生委員事業(笠間地 区)	民生委員がその職務に関し、相互の研究と向上に努めるとともに、福祉事務所やその他の関係機関と緊密な連携を保ち、もって地域社会の福祉増進に資する。 民生委員児童委員60名	地区民児協 定例会・研 修会	件	g	委員1人当) たりの活動 日数	日	10			
338	地域福祉	民生委員事業		地区民児協 定例会・研 修会	0	16	連合民児協 研修会(主 任児童委員 含む)	П	13	定例会出席 率	%	94
339	地域福祉	民生委員事業(岩間地 区)	民生委員がその職務に関し、相互の研究と向上に努めるとともに、福祉事務所やその他の関係機関と緊密な連携を保ち、もって地域社会の福祉増進に資する。	地区民児協 定例会・研 修会	0	14	委員一人あ たりの活動 日数	Ħ	10			
340	地域福祉	社会福祉にかかる申請受 付相談事務(岩間支所)	社会福祉の総合的な相談及び各種受付事務 ・遺族会関係事務 ・戦傷病者援護事務 ・特別 中 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	相談・申請 受付件数	件	826						

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
341	地域福祉		戦没者等の遺族に対し、国家補償の精神に基づき、特別給付金・特別弔慰金を支給する。また、戦傷病者特別援護法に関する更生医療・補装具に関する事務が、平成23年度より県から権限委譲された。	特別弔慰金 受付件数		454						
342	地域福祉	日本赤十字社事業	日本赤十字社からの依頼により、5月を赤十字社員増強運動月間として、各区長・班長の協力により、一般家庭一戸500円以上をお願いしている。又、市内法人を対象に日赤茨城県支部と共同で特別社資募集を行っている。 火災等の被災者に対し、日常生活用品の支給を行う。笠間市赤十字奉仕団による啓発活動、災害ボランティア派遣活動への支援。	社資募集 (一般・特 別)の協力	件	17726	奉仕団活動 のPR・充実	回	11			
343	地域福祉	社会福祉にかかる申請受 付相談事務(笠間支所)	社会福祉の総合的な相談及び各種受付事務 ・生活保護相談及び給付事務 ・遺族会 関係事務 ・戦傷病者援護事務 ・弔慰金支給事業 ・日本赤十字社事務 ・災害見舞 金 ・人権擁護委員協議会事務(各事業の詳細については社会福祉課参照)	相談・申請 受付件数	件	6413						
344	地域福祉	生活保護給付事業(扶助費)	生活保護とは、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度である。 要保護者の居住地又は現在地を所管する都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長が保護の実施責任を負うこととされており、その事務は法定受託事務である。 本事業は、生活保護法による保護を実施するための費用のうち、扶助費の部分である。 [特定財源] ・国庫支出金 生活保護費負担金:負担率3/4 ・県支出金 生活保護法73条(住所不定者)分負担金:負担率1/4	ケースワー カーによる 訪問調査活 動	件	2700						
345	地域福祉		本事業は、生活保護の適正な実施を図るため、新規申請に対しての各種調査、医療 扶助の適正化、保護費支給事務等の業務効率化、関係職員の研修、就労可能な被保 護者に対する就労自立支援等を行うものである。 [特定財源] ・生活困窮者関連国庫負担金(被保護者就労支援事業):負担率3/4 ・生活困窮者関連国庫補助金(生活保護適正化事業等):補助率1/2、3/4	扶養義務 者・関係機 関等に対す る調査	件	32318	レセプト点 検による医 療扶助過誤 調整額	Н	-2932160	就労支援事 業による保 護廃止や増 収等	Д	14
346	地域福祉	生活保護給付事業(扶助 費以外)	生活保護とは、日本国憲法第25条に規程する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度である。 要保護者の居住地又は現在地を所管する都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長が保護の実施責任を負うこととされており、その事務は法定受託事務である。 本事業は、生活保護法による保護を実施するための費用のうち、扶助費を除く部分である(会計年度任用職員報酬・共済費・需用費・委託料・負担金補助及び交付金等)。	ケースワー カーによる 訪問調査活 動	件	2700						

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
347	地域福祉	災害対策福祉備蓄品整備 事業	要支援者の災害対策として、市内5か所の福祉避難所へ備蓄品を整備する。									
348	地域福祉		全国の自殺者数は近年減少傾向にあるものの、毎年2万人を超える水準で推移するなど今だ深刻な状況にある。このことから、平成28年に自殺対策基本法が改正され、翌年7月に国の新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定されており、当面の目標として2026年までに自殺死亡率を30%減少させることとした。 笠間市においても、これまで啓発活動やゲートキーパー(養成)研修などの自殺対策に取り組んできたが、このような国の動きを受け、令和元年度に「笠間市自殺対策計画」を策定した。この計画において、2024年までの5年間で自殺者数を25%減少させることを目標とし、関係機関との連携のもと更なる取組を進めることとしている。	笠間市(発見 地)の自殺者	Α.	16	ゲートキー パー養成研 修会 開催	回	1	重点啓発活動実施		2
349	地域福祉	ひきこもりサポート事業	令和元年度に市内のひきこもりの実態調査を実施したところ約100人の該当者がいることが判明した。 この実態調査の結果を踏まえ、ひきこもり状態にある方の社会復帰を目指し、地域の精神医療機関等と連携した多職種チームにより、ひきこもり者の自宅へ訪問し、本人及びその家族に対する支援のためのアウトリーチ活動を実施するもの。	調査の対象 者数	٨		調査票の回 収率	%		アウトリー チの対象者 数	٨	5
350	地域福祉	地域ケアシステム推進事 業	在宅の高齢者や障がい者等の全ての要援護者に対して、最適、効率的かつ確実な保健・医療・福祉の各種在宅サービスを提供するため、対象者一人ひとりについて「在宅ケアチーム」を組織し、地域社会全体で取り組む総合的なケアシステムの構築を進め、誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティづくりを推進する。	訪問件数	件	673	在宅ケア チーム数	件	547			
351	地域福祉	行旅死亡人等取扱事務	・行旅中に病気等で倒れ、入院治療を要する状態に陥ったが救護者のない者や、身元の引取者のない者を救護する。 ・行旅中に死亡し住所、居所、若しくは氏名が知れずかつ引取者のない死亡人の埋火葬等を執り行う。 行旅人にかかる医療費、死亡等取扱処理費用	行旅病人 · 死亡人取扱件数	件	2						
352	地域福祉	社会福祉協議会事業	社会福祉事業法に基づき設置された、社会福祉を目的とする事業の企画・実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査・普及・宣伝・連絡・調整・助成等を講じることにより地域福祉の拠点として運営を委託及び補助する。	地域福祉センター開所 日数	B	359	ボランティ ア活動組織 数	組織	84	福祉セン ター利用者 数	人	25032
353	地域福祉	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者自立支援法に基づく事業として、生活困窮者自立相談支援事業等の実施。 多岐にわたる課題を抱える生活困窮者に対し、自立相談支援事業、住居確保給付金支給、就労準備支援事業、家計改善支援事業、また子どもに対しては、どもの学習支援事業【直営:生涯学習課】など包括的な支援を提供し、就労自立と安定した生活が送れるよう支援する。	新規相談件 数	件	256	被支援者数	Д	1975	就労者数	Д	22

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
354	地域福祉	地域福祉計画策定事業(5	第3次地域福祉計画の計画期間が令和4年度で終了することから、国や県の動向、市民のアンケートや統計資料から本市の現状を踏まえ、新たな課題の解決や地域福祉の推進の指針とするべく、令和5年度から令和9年度を計画期間とする笠間市第4次地域福祉計画を策定する。									
355	障害者福祉	特別障害者手当給付事業		特別障害者 手当受給者 数	Д	38	障害児福祉 手当受給者 数	Д	26	経過的福祉 手当受給者 数	Д	3
356	障害者福祉	障害者地域生活支援事業	障害者総合支援法第77条及び第78条に基づく,障害者地域生活支援に関する取組み。 障害者地域自立支援協議会を設置運営しながら,課題等の共有・解決に向けた協議し、よりよい地域の包括的な支援体制を整備していく。	日常生活用具給付件数	件		日中一時支 援利用回数		5200	訪問入浴支 援利用回数		440
357	障害者福祉	徘徊障害者見守り事業	徘徊のおそれがある障害者等を介護している家族に対し、位置情報端末機を貸与することにより、障害者等の保護を支援し、当該障害者等の安全を確保するとともに 家族の負担軽減を図る。	制度利用者数	\	3						
358	障害者福祉		身体障害認定及び身体障害者手帳の交付、更生指導台帳管理の適正な執行に努めるとともに、茨城県をはじめとする関係機関との連携のもと療育手帳や精神保健福祉手帳の更新や窓口交付等の事務を行う。また、窓口や電話等での相談支援を通じて対象者のニーズを把握するとともに、関係機関との連携のものと対象者の状態に応じた適切な支援につなげていく。				3障害手帳所 持者数(交 付件数)	Д.	3930			
359	障害者福祉		福祉・保健・教育分野の連携のもと、0歳から18歳までの成長や発達への疑問や不安を抱える方、その保護者等を対象に、相談・育成の観点から総合的な支援を実施する。 子どもに関する総合的な相談支援として、窓口のワンストップ化を図るとともに、適切な支援につなぐため、ケース会議等を実施する。また、地域の中核機関として、子どもの支援に関わる方への適切な助言や指導を行う。	相談受付件数	件	1029	ケース会議 スーパーバ イズ開催数	回	12	ペアレント トレーニン グ延べ参加 者数	Д	105
360	障害者福祉	子ども総合育成支援事業		言語聴覚士 等の専門的 指導回数	П	44	親子フォ ローアップ 事業延べ利 用者数	Д.	1318	幼児施設と の情報交換 件数	件	62

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
361	障害者福祉	心身障害者扶養共済事業	障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることより、保護者が死亡又は重度障害になったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度。 歳入歳出同額の事業で市の負担額はない。 加入者からの掛金を県に負担金として納付し、県からの扶助費を年金として受給者に支給する。	掛金払込者数	Α	25	年金支給者数	件	21	支給件数	件	252
362	障害者福祉	障害者医療給付事業	心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を公費により軽減する。 【更生医療・育成医療】 障がいを除去・軽減する手術等の治療に係るものに対し医療費を支給する。 【療養介護】 常時介護を要する障がい者に対し行われる機能訓練、療養上の管理、看護等のうち、医療に係るものに対し医療費を支給する。	育成医療給 付件数	件	11	更生医療給 付件数	件	414	療養介護医 療給付件数	件	160
363	障害者福祉	在宅心身障害児福祉手当 支給事業	対象は20歳未満の重度障がい児で在宅生活をしている児童の介護にあたる保護者とその家族の精神的、身体的労苦に報い、その福祉の増進を図ることを目的に手当てを支給する。 重度障害児を介護している保護者に対して月額3,000円を支給する。 特別児童扶養手当2級相当(身体障害者手帳3級、療育手帳判定B等)月額1,500円 (支払月:9月,3月の年2回)	重度障害児 給付件数	Α	434	中度障害児 給付件数	Д	797			
364	障害者福祉	障害者自立支援支給決定 事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく,障害者介護給付費等の支給決定を行うと同時に,サービスの提供に関連して,初期の相談から適切なサービス提供までの包括的な相談業務を行う。	審査件数	件	185	意見書作成 依頼件数		205			
365	障害者福祉	障害者見守りあんしんシ ステム事業	在宅の重度障害者等からの急病、災害その他緊急事態による通報に随時対応する体制整備事業で、24時間365日電話を受け付け適切なアセスメントを行う専門知識を有するオペレーターを配置する。 緊急ボタンと相談ボタンを備えた装置を該当者宅に設置し、利用者からの通報に対する、緊急時の消防への連絡、その他家庭内の事故等に対する相談業務(看護師を含む相談体制)を委託する。 利用者は、契約により設定された月額利用料に介護保険料の所得段階に応じた割合を乗じた額を負担する。	利用者数	٨	3						
366	障害者福祉	軽度・中等度難聴児補聴 器購入支援事業	身体障害者手帳の交付を受けられない軽中度難聴児の補聴器の購入費用を助成し難聴児のコミュニケーション支援と子育て世代の負担の軽減を図る。 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入等に要する経費を助成する。	給付件数	件	4	給付者数	Д	4			
367	障害者福祉	小児慢性特定疾病児日常 生活用具給付事業	小児慢性特定疾病児童で障がい者施策の対象とならない児童に対し、日常生活用具 の費用の一部を支給することにより、経済的負担の軽減及び日常生活の便宜を図 る。	小児慢性特 定疾病児童 への給付	Α	1						

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
368	障害者福祉	難病患者等支援金支給事 業	難病等患者本人又はその保護者に対し、長期にわたる闘病及びその労苦に報いる激励を目的に笠間市難病患者見舞金を支給する。 対象疾病等:指定難病、小児慢性特定疾病、一般特定疾患、先天性血液凝固因子障害	見舞金給付 者数	Α	425						
369	障害者福祉		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉 サービス(補装具支給を含む)給付事務である。給付にあたっては民間システムを 活用した請求内容のチェックを行うことで適正な給付につなげる。	障害福祉 サービス給 付件数	件	16065	障害児入所 等サービス 給付件数	件	3259			
370	障害者福祉	精神保健事業	在宅の精神障害者を対象にグループ活動を実施し、社会適応の相談や充実した生活を送るための支援をする。 こころの相談の窓口となり、助言・指導をする。 精神保健に関する正しい知識の普及を図り、理解を深めるための講座を開催する。	デイサービ ス	回	21	面接相談	Α	39	家庭訪問・ 電話相談	A	274
371	障害者福祉	重度障害者住宅リフォー ム助成事業	在宅の重度障害者(児) に対して住宅設備の整備をするために要する費用の一部助成し活動の拡大又は介護者の負担軽減を図る。 工事費50万円を限度として4分の3を助成する。 23年度から県の障害者住宅リフォーム事業は廃止となる。 そのため、国土交通省の「社会資本整備総合交付金」の対象に障害者住宅リフォーム補助が該当するため、それを利用しての事業となる。 補助率は助成額の45%で、建設課で補助申請をする。 そのため歳入については建設課で受け入れをする。	助成制度利用者数	Α	3						
372	障害者福祉		重度障がい者への通院通所のためのタクシー券の交付を行う。年間(年度切り替え)1冊(48枚綴り)ただし、人工透析患者は3冊(144回枚)まで交付することができる。利用1回定額につき600円を補助する。市の単独事業。 移動制約者等の通院通所のための支援を行うことにより、適正な治療等を行うことができるとともに、負担の軽減を図る。 自動車税(軽自動車税)減免対象外の障がい者が交付対象となる。 資格要件 身体障害者手帳1、2級 療育手帳 〇A、A 精神障害者 1級自動車税減免を受けている方は、該当しない。	助成制度利用者数	Α.	62	交付冊数 ()	m	66	助成件数	件	1141
373	障害者福祉	福祉有償運送事業	道路運送法に基づく有償運送の適正な運営を確保するための協議の場として、福祉有償運送運営協議会を設置運営する。 ・地域における公共交通をはじめとする移動等の現状及び課題について共有を図る。 ・地域における有償運送の必要性や安全な運行体制、運送の対価等について協議し地域の合意形成を図る。	協議会開催回数	0	2						
374	障害者福祉	文	障害者福祉の総合的な相談及び各種受付事務 ・身体障害者手帳交付事務 ・障害者自立支援事業 ・心身障害者扶養共済事業 ・特別障害者手当給付事業 ・難病患者見舞金給付事業 ・地域生活支援事業 ・障害者更正医療給付事業 ・在宅心身障害児福祉手当事業 ・重度障害者住宅リフォーム助成事業 (各事業の詳細については社会福祉課参照)	相談・申請 受付件数	件	610						

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
375	障害者福祉	障害者福祉にかかる申請 受付相談事務(岩間支 所)	障害者福祉の総合的な相談及び各種受付事務 ・身体障害者手帳交付事務 ・障害者自立支援事業 ・心身障害者扶養共済事業 ・特別障害者手当給付事業 ・難病患者見舞金給付事業 ・地域生活支援事業 ・障害者厚生医療給付事業 ・障害児親子通園事業 ・在宅心身障害児福祉手当事業 ・障害児通園施設運営事業 ・重度障害者住宅リフォーム助成事業 (各事業の詳細については社会福祉課参照)	相談・申請 受付件数	件	817						
376	高齢者福祉	高齡者保健福祉基金事業	高齢者保健福祉基金への積立									
377	高齢者福祉	古塾ネクニゴ市米	地域を基盤とする自主的な組織であり、永年培った知識と経験を活かして「健康」「友愛」「奉仕」の基本活動を軸として様々な活動を行っている高齢者クラブの運営と活動を支援する事業である。 高齢者団体の自主的な活動及び役割は、介護予防、相互の生活支援、社会参加、生きがい活動という観点から、健康寿命の延伸と地域づくりに今後ますます期待されているところであることから、その拠り所となる高齢者クラブ及び高齢者スポーツ団体の運営に支援を図るものである。 茨城県老人クラブ連合会は、県内市長村老人クラブの連携や活動振興のための指導者の研修会、スポーツ大会を開催するなど提言や支援を行っており、高齢者の福祉の増進と地域社会の健全な発展に寄与している。	単位クラブ 数	クラブ	98	会員数	Д	4223	クラブ加入 率	%	14. 6
378	高齢者福祉	敬老事業	75歳以上の高齢者を対象に長寿を祝う事業である。 各地区ごとに区長・民生委員・ボランティア等の協力により実行委員会を組織し、敬老事業を実施する地区に対して交付金を支給する。 米寿(88歳)該当者に祝状・紙筒、100歳達成者に記念品、市内最高齢者に祝状・紙筒・記念品を贈呈する。	開催箇所	箇所		参加率	%				
379	高齢者福祉	シルバー人材センター事 業	定年退職後の高齢者の多様なニーズに応じ、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な就業機会を確保・提供し、併せて高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進による地域社会の活性化を 図ることを目的とし、笠間市シルバー人材センターが実施する高年齢者労働能力活動事業に要する経費の一部について補助金を交付する。	受注件数	件	3228	登録会員数	Д	325	契約金額	千円	163791
380	高齢者福祉	いこいの家はなさか運営 事業	市民の健康増進や地域の交流などによる地域福祉の向上に寄与する。	営業日数	B	244	利用者数(延)	Д	28553			
381	高齢者福祉	受付相談事務(笠間支		相談・申請 受付件数	件	526						

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
382	高齢者福祉	受付相談事務(岩間支	高齢者福祉の総合的な相談及び各種受付事務 ・いきいきふれあい通所事業 ・高齢者クラブ事業 ・敬老事業 ・軽度生活援助事業 ・見守りあんしんシステム事業 ・家族介護者への支援事業 (各事業の詳細については高齢福祉課参照)	相談・申請 受付件数	件	1696						
383	高齢者福祉	川設予防ケアマホンテン		ケアマネジ メント(直 営)	件	2731	ケアマネジ メント(委 託)	件	945	ケアマネジ メント (延)	件	3676
384	高齢者福祉	介護予防プラン作成事業	高齢者ができる限り要介護状態にならないための介護予防サービスを確実かつ効率的に提供するため、介護予防の対象者に対して介護予防プラン作成等を行う事業。 指定介護予防事業所としての業務である、契約書作成・ケアプラン作成・国保連への請求・相談支援等をシステムにより行う。	ケアプラン 作成件数 (直営)	件	4600	ケアプラン 作成件数(委 託)	件	3100	ケアプラン 作成件数 (延)	件	7700
385	高齢者福祉	権利擁護事業	地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を可能とするため、権利擁護の観点からの対応が必要な者への相談支援を行う事業。 高齢者の虐待通報などに適切に対応できるよう、地域におけるネットワーク構築 や連携体制強化を行う。 また、成年後見制度普及のための広報等、市民後見人制度などの検討を行う。	講演会回数	П		参加人数	۸.				
386	高齢者福祉	高額介護サービス費貸付金事業	利用者負担額が著しく高額であるため、支払いが困難な者に対し、利用者負担額の 一部を貸付けることにより、適切な介護の機会を確保し、もって福祉の向上に寄与 することを目的とする事業。	貸し付けた 金額	PI		貸し付けた者	Д				
387	高齢者福祉	包括支援センター運営事業	地域包括支援センター業務の遂行のため、必要な主任介護支援専門員・介護支援専門員を確保し、質の向上を図る研修を受け、円滑な事業運営を実施する。 H27年度から包括支援センターの職員配置基準条例が施行されたことにより、適正な人員配置のため専門職を配置する。 利用者や介護予防対象者にパンフレット等を配布し、適正なプラン作成や事業の推進を図る。 また、健全な運営のため、地域包括支援センター運営協議会を開催し、地域にあった政策運営や評価を実施する。	ひとり暮ら し高齢者へ 訪問件数	回		在宅ケア チーム構築 数 (延)	件	547			
388	高齢者福祉	総合相談支援事業	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス機関や制度の利用につなげる等の支援を行う。 相談支援実績 H29:2,363件 H30:1,880件 R1:1,849件 R2:2,482件	相談日数	B	250	相談者数	Д	2482			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
389	高齢者福祉	ケアマネジメントリー ダー活動等支援事業	地域のケアマネジャーの資質向上を図る観点から、地域包括支援センターの職員の他に居宅介護支援事業者や関係機関とも連携の上、事例検討会・制度や施策等に関する情報提供や研修を実施する事業。 円滑な支援のための情報共有と地域のケアマネジャーの資質の向上・育成を図るため、かさまケアマネ会において勉強会等を定期的に行う。 今後の介護保険の適正な活用のために、地域の専門職の育成及び確保が重要となってくる。専門職不足を解消するためにも、地域でお互いに支えあい相談しあえる組織づくりの推進を図る。	ケアマネ研 修会	П	2	ケアマネ研 2 修会参加者 (延)	Д	91	ケアマネ交 流会(ケア カフェ)参 加者(延)	Д	100
390	高齢者福祉	地域ケア会議推進事業	笠間市地域包括ケアシステムネットワークの構築に必要な会議の経費を支出する。 代表者会議・各種ワーキング・毎月実施の地域包括ケア会議を実施することにより、地域の多職種間のネットワークによる地域ケア体制を推進する。 (平成25年度から多職種の参加による会議スタイルへ変更。) 地域包括ケア会議参加者 H27年度:939人 H28年度:968人 H29年度:1、041人	地域包括ケア会議	回	12	2 参加者数 (延)	Д	129			
391	高齢者福祉	地域リハビリテーション 活動支援事業	リハビリ専門職を講師として介護予防教室を開催したり、住民主体の地域の運動 教室へ行き、相談や指導を行うなど、地域における介護予防の取り組みを機能強化 するために、リハビリ職の関与を促進する。 リハビリ専門職が、高齢者の有する能力を評価し、改善の可能性を助言する等、 関係機関と連携し介護予防の取り組みを総合的に支援する。	施設支援	回		巡回相談	П		地域ケア会 議参加人数 (延)	Д	
392	高齢者福祉	在宅医療·介護連携推進 事業	医療と介護の連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行う。 地域包括ケアネットワークや介護健診ネットワークシステムを運用する。 在宅医療・介護連携推進センターの設置を検討し、医療介護関係者の連携調整や家族の相談支援を実施できるよう、専門職の適正な配置等を進めていく。	参加事業者	件	75	5 クラウド I D発行数	Д	241			
393	高齢者福祉	認知症高齢者見守り事業	〇高齢者等支援が必要な方が住みなれた地域で安心して暮らすために、地域に根ざした見守り体制(在宅ケアチーム)の構築を図る。 〇笠間市地域包括システムネットワーク事業実施要綱に基づき、高齢者等要援護者の異変を発見した際の市への連絡体制を整備(見守り協定の締結)し、認知症等での徘徊による行方不明者や身元不明者の早期発見・早期保護に寄与する徘徊高齢者等SOSネットワーク事業を構築した。 〇平成31年度より、認知症等により行方不明になるおそれがある高齢者を介護する家族を支援する事業として「認知症高齢者等支援事業(GPS器機貸与事業)」を開始した。 地域支援事業費国庫負担金38.5% 地域支援事業費県負担金19.25% 地域支援事業費一般会計繰入金19.25% 第1号被保険者介護保険料23%		件	72	gPS利用者件 数	件	12			
394	高齢者福祉	日常生活支援サービス基盤整備事業	高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を図る。(民間とも協働して支援体制を構築する。) 生活支援コーディネーター(地域支えあい推進員)を配置し、地域に不足する資源の開発、関係者間の情報共有、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチングするなどのコーディネート業務を担い、地域づくりを推進する。	人材育成研 修会		-	7参加人数	Д	71			
395	高齢者福祉	介護認定審査事務	介護サービスの利用申請者に対し、審査判定を実施し介護度を決定する。	年度内介護 認定件数	件	2433	要支援・要 7 介護認定者 数	Д	3023			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
396	高齢者福祉	生活管理指導短期宿泊事 業	基本的な生活習慣が欠如している高齢者に対して、短期間の施設宿泊による一時的な日常生活の指導及び支援を行い、基本的生活習慣の確立が図られるよう援助することにより、 これら高齢者の福祉の向上図るとともに、要介護状態への進行を予防することを目的とした事業。	利用者数	Д	1	契約施設数	ケ所	5			
397	高齢者福祉	老人保護施設措置事業	65歳以上で、日常生活において身体的、精神的又は環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な者を養護老人ホームに措置入所させる。 入所者19名(7施設)R1.11月現在	措置費支弁額	千円	43752	養護老人 ホーム入所 者	Д	19			
398	高齢者福祉	在宅福祉サービス事業	高齢者や障がい者がいる家庭に対し、適切な家事及び介助等の援助を行い、家族の 身体的・精神的負担の軽減を図る。	利用回数	回	2600	利用時間	時間	3300	利用会員数	人	290
399	高齢者福祉	認知症地域支援推進事業	認知症の早期発見・早期対応のため、地域の関係機関と連携して支援を行う。また、認知症に関する正しい知識と理解に基づく、本人や家族への支援等を通して地域での総合的かつ継続的な支援体制を推進する。 認知症の人の家族に対する支援の推進として、認知症の人やその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき集う「認知症カフェ」を開催する。 また、複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問して初期の段階で支援を集中的に行い、自立生活のサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」による支援を推進する。	初期集中支援チームで の訪問	0	17	認知症力 フェ参加者 数(延)	Д	149	介入件数 (実)	٨	6
400	高齢者福祉	成年後見制度等利用支援 事業	認知症など判断能力が低下し支援が必要な高齢者にとって、成年後見制度の利用が 有効であるが、成年後見制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難な ことから適切な制度利用がされない場合がある。 制度利用が必要あるにもかかわらず家族の支援が受けられない場合や家族がいない 場合など、市が成年後見制度を活用して当該高齢者を支援する事業。 成年後見制度申し立て費用の立替及び申請手続きを行う。また、生活困窮により成 年後見人への報酬支払が困難な場合の成年後見利用支援などを行う。	制度周知回数	回		成年後見市 長申立	件				
401	高齢者福祉	住宅改修支援事業(理由書作成)	介護支援専門員又は作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上、その他これに準ずる資格等を有する者など、居宅介護住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について十分な専門性があると認められる者が居宅介護支援の提供を受けていない要介護者又は要支援者に対し、改修費支給の申請に係る理由書を作成した場合、市が委託料を支払う事業。	委託料の支 払い件数	件		理由書作成 件数	件				
402	高齢者福祉	認知症サポーター等養成 事業	認知症に関する正しい知識を持ち、地域の中で認知症の方やその家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進する。認知症の方や家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」を養成するために、地域関係事業所等のキャラバンメイト(サポーター講師)の協力により養成講座を実施する。平成29年度中学校教育指導要領に認知症への理解等が組みこまれたため、教育委員会・学校と連携して養成講座を実施する。認知症サポーター数H29年度:3,303人H30年度:3,867人R1年度:4,439人R2年度:4,571人	認知症サポーター養成講座		8	認知症サ ポーター数 (延)	,	4571			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
403	高齢者福祉	高齢者見守りあんしんシ ステム事業	30000高齢者等の方々が住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるように、緊急時の備えとして通報装置を貸与し、自宅での急病やケガによる緊急通報のほか、相談や安否確認コールのサービスによりサポートする。 緊急時を含む家庭内事故に対応した事業とすることで、地域支援事業の対象となっている。 緊急ボタンと相談ボタンを備えた装置を該当者宅に設置し、緊急時の消防への連絡、その他家庭内の事故等に対し対応する事業として平成27年9月から実施している。 地域支援事業費国庫負担金38.5% 地域支援事業費県負担金19.25% 地域支援事業費一般会計繰入金19.25% 第1号被保険者介護保険料23%	緊急通報回 数	П	430	救急搬送	П	30	利用者数	Д	241
404	高齢者福祉	居宅介護サービス給付事 業	要介護者が、居宅サービスである「訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、居宅療養管理指導、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入所者生活介護」サービスを受けたときに介護給付をおこなう。	適正給付率	%		居宅介護 サービス受 給者数	Д.	2041			
405	高齢者福祉	特例居宅介護サービス給 付事業	要介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由により、指定居宅介護サービスを受けたとき等、 居宅介護サービス費の支給要件を満たさないときでも市が必要と認める場合に、費用(基準額)の9割相当額を基準に市が定める額を償還払いで支給する。									
406	高齢者福祉	地域密着型介護サービス 給付事業	介護サービス利用者に対し、介護サービス給付費の支給を行う。	適正給付率	%	100	地域密着型介護サービス受給者数	Д	525			
407	高齢者福祉	認定調査事務	介護サービスの利用申請者に対し、介護認定調査を実施し、認定調査会に掛ける資料を作成する。国が勧めている介護給付適正化事業(介護認定の適正化)により、介護認定調査における 保険者の直接調査が求められているため、認定調査員を確保する。	介護認定調 査件数	件	2398	要支援・要 介護認定者 数	Д	3023			
408	高齢者福祉	特例地域密着型介護サー ビス給付事業	要介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由により、地域密着型介護サービスを受けたとき等、地域密着型サービス費の支給要件を満たさないときでも市が必要と認める場合に、費用(基準額)の9割相当額を基準に市が 定める額を償還払で支給する。									
409	高齢者福祉		介護保険特別会計の業務を遂行するための人件費・事務費等 地域密着型サービス事業所・居宅介護支援事業所の指定及び指導監査を実施する。 県の権限委譲により居宅介護サービス事業所の指定及び指導監査を実施する。									

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3 単位	R2
410	高齢者福祉		65歳以上の市民に対し介護保険料の賦課・徴収を実施する。未納者については督 促・催告書を発送し滞納整理を実施する。	賦課人数	Α	25849	現年度分保 険料収納率	%	99	滞納繰越分 保険料収納 率	19
411	高齢者福祉	心政川後リー こへ和刊争	要介護者が、施設サービスである「介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設(介護医療院)」より介護サービスを受けたときに介護給付(9割分)をおこなう。	適正給付率	%	100	施設介護 サービス受 給者数	Д	863		
412	高齢者福祉	訪問・通所サービス事業	要支援者及び事業対象者が、介護予防・生活支援サービスである「訪問型サービス」や「通所型サービス」を利用した場合、支払いを行う。 地域支援事業費国庫負担金20% 調整交付金5% 地域支援事業費県負担金12.5% 地域支援事業費支払基金交付金27% 地域支援事業費一般会計繰入金12.5% 第1号被保険者介護保険料23%	適正給付率	%	100	給付延べ件 数(年間)	件	5452		
413	高齢者福祉	第1号被保険者保険料還 付金事務	過年度分の保険料を社会保険庁、過誤納付者、相続人へ還付する。	還付件数	Α	156	還付金額	Ħ	1349784		
414	高齢者福祉	償還金事務(介護保険)	前年度分の介護給付費、地域支援事業費の国・県・支払基金の負担金及び交付金の精算による償還。								
415			過年度分の保険料を社会保険庁、過誤納付者、相続人へ還付する時の加算金を還付。	加算件数	件	2	加算額	Ħ	2400		
416	高齢者福祉	介護予防サービス計画事 業	支援の必要な方が安心して地域での生活が継続できるように、地域包括支援センターの介護支援専門員が対象者の状況に応じケアプランの作成等を実施する。地域包括支援センターでは介護保険認定者のうち要支援 1、要支援 2 の方に対し、状況を把握し課題を分析することにより、ケアプランを作成し適切なサービスにつなげるとともに、事業所への連絡や担当者会議等により、課題の共有及び支援の方向性を検討し、評価を実施する。また、利用者の利便性や効率的なサービス提供のため、介護予防ケアマネジメントに係るケアプランの作成を指定居宅介護支援事業所に委託をして実施している。	ケアプラン 作成数(直 営)	件	1953	ケアプラン 作成数(委 託)	件	1646	ケアプラン 作成件数 (年間)	3599

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
417	高齢者福祉	予備費管理事務(介護 サービス)	介護予防サービス計画事業の委託料等、歳出超過に備える。									
418	高齢者福祉	川 陵	要支援者が、特定介護予防福祉用具(入浴、排せつ等の用に供する福祉用具)を購入した場合に予防給付をおこなう。一人あたり年10万円を上限に負担割合に応じ費用の7割から9割を支給する。	適正給付率	%	100	介護予防福 祉用具購入 費受給件数	件	42			
419	高齢者福祉	延滞金事務	介護給付費の支払が遅延した場合、延滞金を支払う。									
420	高齢者福祉	予備費管理事務(介護保 険)	介護保険特別会計における不測の支出に備える。									
421	高齢者福祉	介護予防住宅改修事業	要支援者が、手すりの取り付け等の定められた種類の住宅改修をおこなった場合に 予防給付をおこなう。上限20万円で負担割合に応じ費用の7割から9割を支給する。	適正給付率	%	100	介護予防住 宅改修費受 給件数	件	42			
422	高齢者福祉	介護予防サービス計画給 付事業	要支援者が居宅介護予防支援(介護予防サービス計画の策定、事業者との利用調整等)を受けたときに予防給付(10割)をおこなう。	適正給付率	%	100	居宅介護予 防支援受給 件数	件	298			
423	高齢者福祉	特例介護予防サービス計 画給付事業	指定介護予防支援事業者以外の基準該当事業所による介護予防支援を受けたとき 等、介護予防サービス計画費の支給要件を満たさないときでも、市が必要と認める 場合に、費用(基準額) の全額を基準に市が定める額を償還払で支給する。									

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
424	高齢者福祉	一般介護予防事業評価事 業	介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、地域づくり の観点から総合事業全体を評価し、評価結果に基づき事業全体の改善を図る。	サロン参加 者数 (延)	Д		住民主体の 運動教室参 加者数 (延)	Д				
425	高齢者福祉	地域密着型介護予防サー ビス給付事業	要支援者が、地域密着型介護予防サービスである「介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」などの 介護予防サービスを受けたときに予防給付(9割分)をおこなう。	適正給付率	%	100	地域密着型 介護予防 サービス受 給者数	Д	5			
426	高齢者福祉	高額医療合算介護予防 サービス費相当事業	医療費、介護予防・生活支援サービス費のそれぞれの自己負担限度額適用後、同じ世帯で両方を合算した負担額が高額になった場合に適用される。 地域支援事業費国庫負担金20% 調整交付金5% 地域支援事業費県負担金12.5% 地域支援事業費支払基金交付金27% 地域支援事業費一般会計繰入金12.5% 第1号被保険者介護保険料23%	適正給付率	%	100	高額医療合 算介護予防 サービス受 給件数	件	6			
427	高齢者福祉		介護予防等に資する基本的な知識を普及啓発するため、有識者による講演会の開催や、パンフレット等の作成・配布をする。 また、認知症に対する予防と理解を深め、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進する。	講演会実施			講演会参加 者数	Д		協働事業参加者数	人	
428	高齢者福祉	地域介護予防活動支援事 業(地域リーダー育成事 業)	介護予防に関するボランティアや、自ら地域でリーダーとして活躍できる市民を育成をし、地域活動組織の拡大及び運営を支援する。また、介護予防効果の期待できる「スクエアステップ」を地域で普及させるためのリーダー養成及びフォローアップ研修を実施することで、健康都市として身近な地区での介護予防の地域活動組織作りを推進する。また、シルバーリハビリ体操指導士会についても、計画的に指導士の育成及びフォローアップ研修等を実施し、運動教室の運営のみならず地域のリーダーとして見守り支援等を含めた地域活動を推進する。	シルリハ指 導士及びス クステリー ダー育成数	Д	11	シルバーリ ハビリ参加 者数 (延)	Д	7744	スクエアス テップ参加 者数 (延)	Д	11122
429	高齢者福祉	高額介護サービス事業	介護サービス利用者は、保険給付の1~3割を負担しているが、その1~3割負担の合計額が本人・世帯の課税状況に応じた一定の上限額を超えた場合には、超えた分を申請により支給する事業。	適正給付率	%	100	高額介護 サービス受 給件数(年 間)	件	11055			
430	高齢者福祉		不正請求の抑止及び適正な介護保険サービスの提供を図るために以下の事業を実施する。 ・介護保険サービス利用者に、介護費用の通知をすることにより、実際に利用したサービスの種類や回数・費用額などの確認を促す。 ・介護給付費の請求に誤りがないか点検する。 ・調査結果の確認により、認定調査員の技術的水準の確保及び調査の平準化を図る。 ・ケアプランの内容点検を実施することにより、個々の利用者が真に必要なサービスを確保するとともに、その状態に適合しない過度なサービス提供を改善する。・住宅改修や福祉用具購入の必要性について確認を行う。	給付費通知 発送件数	件	13078	給付点検数	件	5226	過誤申立件 数	件	97

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
431	高齢者福祉	介護予防普及啓発事業 (運動教室費)	建助教主や認知征予的教主を夫施することにより、建助及び認知機能の維持・内上	スクエアス テップ教室 参加者数 (延)	Α	38	男性向け介 護予防教室 参加者数 (延)	人	160			
432	高齢者福祉	高額介護予防サービス事 業	介護予防サービス利用者に対し、介護予防サービス給付費の支給を行う。	適正給付率	%	100	高額予防 サービス受 給件数(年 間)	件	28			
433	高齢者福祉	介護予防把握事業		介護予防のための健康講話	П	86	参加人数	人	1050			
434	高齢者福祉	家族介護継続支援事業 (介護用品の支給)	在宅で要介護3以上の高齢者を介護している家族等に対して,介護用品(排泄ケア用品,口腔ケア用品,清拭用品,消臭剤・防臭剤,介護用食器等)購入券(4,000円/月)を交付し,高齢者の身体の衛生・清潔の保持及び家族の経済的負担の軽減を図る。地域支援事業費国庫負担金38.5% 地域支援事業費県負担金19.25% 地域支援事業費一般会計繰入金19.25% 第1号被保険者介護保険料23%	支給額	千円	25191	受給者数	人	892			
435	高齢者福祉	審査支払手数料事務(総 合事業)	国保連合会に対し、介護予防・生活支援サービス費に係る支給に伴う審査支払事務 手数料を支払う。 地域支援事業費国庫負担金20% 調整交付金5% 地域支援事業費県負担金12.5% 地域支援事業費支払基金交付金27% 地域支援事業費一般会計繰入金12.5% 第1号被保険者介護保険料23%	適正給付率	%	100	国保連合会 審査件数 (年間)	件	5451			
436		高額介護予防サービス費 相当事業	介護予防・生活支援サービス利用者のひと月の自己負担合計額が本人、世帯の課税 状況に応じた一定の上限額を超えた場合に超えた分を支給する。 地域支援事業費国庫負担金20% 調整交付金5% 地域支援事業費県負担金12.5% 地域支援事業費支払基金交付金27% 地域支援事業費一般会計繰入金12.5% 第1号被保険者介護保険料23%	適正給付率	%	100	高額介護予 防サービス 受給件数 (年間)	件	80			
437	高齢者福祉	サービス事業者振興事業	介護サービスを提供する事業者と保険者である笠間市がお互いに情報交換を行い、 連携を密にすることによって、利用者によりよいサービスが提供できるようにし、 ひいては介護保険の円滑な推進に資する。	会議開催回 数			会議開催回 数					

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
438	高齢者福祉	介護保険にかかる申請受 付事務(岩間支所)	介護保険利用者に満足度の高いサービスを提供する。また保険財政の健全化を図るため、保険料の適正な賦課と徴収に努める。 (各事業の詳細については高齢福祉課参照)	相談・申請 受付件数	件	484	介護保険料 滞納整理件 数	件				
439	高齢者福祉	特定入所者介護予防サー ビス事業	要支援者が、短期入所生活介護、短期入所療養介護などの予防サービスを受けたとき、居住費・食費の負担が低所得者の方(利用者負担第1段階から第3段階までの者)にとって 過重な負担とならないようにし、所得に応じた定額の負担限度額を設けることにより、低所得者の負担の軽減を図るため予防給付を行う。	適正給付率	%	100	負担限度額 認定者数	٨.	705			
440			広域的な事業を展開する法人などで不正が発覚し、平成18年4月に介護保険法が改正され、市町村への権限強化と、指定に関して欠格事由や取消要件を追加し、新たに更新制を導入した。また、認知・独居高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう地域密着型サービスが創設され市が指定権者となった。国から県・市町村へ指導監督体制に対する、連携の徹底を図ることの旨の通知が出され、介護保険制度の健全かつ適正な運営を図っている。平成28年度以降、権限委譲により居宅介護サービス事業所の指定・指導業務を実施している。	事業所指定 数	所	1	事業所指 導・監査数	所	14	指定を取り 消した事業 所数	所	
441	高齢者福祉	財政安定化基金拠出金事 務	通常の努力を行ってもなお生じる保険料収納状況の悪化により、介護保険財政に不足が生じる場合や給付の見込み誤り、収納率の悪化等を理由として財政収支の不均衡が生じた場合、介護保険財政に赤字が生じないよう県より財政安定化基金の資金の借り受けに対して拠出する。	積立額	PI		借入れ額	Ħ				
442	高齢者福祉	介護保険にかかる申請受 付事務(笠間支所)	介護保険利用者に満足度の高いサービスを提供する。また保険財政の健全化を図るため、保険料の適正な賦課と徴収に努める。 (各事業の詳細については高齢福祉課参照)	相談・申請 受付件数	件		介護保険料 滞納整理件 数	件				
443	高齢者福祉	特例地域密着型介護予防 サービス給付事業	要介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由により、地域密着型介護予防サービスを受けたとき等、地域密着型介護予防サービス費の支給要件を満たさないときでも市が必要と認める場合に、費用(基準額)の9割相当額を基準に市が定める額を償還払で支給する。									
444	高齢者福祉	障害者控除等対象者認定 事務	所得税法施行令・地方税法施行令の規定により、身体障害者に準ずる者等として市町村長の認定を受けている者が、障害者控除の対象とすることができる。当該認定にあたっては、介護認定に用いた主事医意見書の情報により認定することになる。	障害者控除 等申請者数	Д	150	障害者控除 等認定者数	Д	150			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
445	高齢者福祉	2人佃业从心政11等字初	茨城県より老人福祉法に基づく事務の権限移譲を受け、介護保険事業の老人居宅生活支援事業及び老人デイサービスサンター等に関する届け出の受理、市内にある特別養護老人ホーム等への立入検査、有料老人ホーム管理運営の指導及び立入検査を 実施。	検査	箇所	3	特別養護老人ホーム	箇所	3	サービス付 き有料老人 ホーム		
446			国保連合会に対し、介護サービス提供に係る給付費の支給に伴う、審査支払事務の 手数料を支払う事務。	適正給付率	%	100	国保連審査 件数(年 間)	件	81631			
447	高齢者福祉	一般会計繰出金事務(介 護サービス)	介護サービス事業特別会計の前年度余剰金を一般会計に支出する。									
448	高齢者福祉	一般会計繰出金事務(介護保険)	前年度分の介護給付費、人件費及び事務費を精算し一般会計へ繰出す。									
449	高齢者福祉	災害臨時特例補助事業費	東日本大震災により被災した被保険者のうち、東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難指示区域内に住所を有する被保険者等(一時的な避難の為に笠間市に転入した者を含む)に対し、利用者負担額の全額を補助する。	保険料の減 免	Υ.	6						
450	高齢者福祉	地域医療介護総合確保基金事業	笠間市地域医療総合確保基金事業補助金交付要綱の規定により、本市の計画に定める介護施設等の整備に関する事業に対し補助金を交付する。 ・施設整備 ・施設整備	公募による 事業者の選 定	件		事業所の整 備	件	2			
451		介護保険特別会計繰出金 事務	介護保険事業の費用負担割合に基づき、市の負担金を、一般会計から繰り出し、介護保険特別会計の財源とする。 市の負担割合 介護給付費:12.5% 介護予防事業費:12.5% 包括的支援事業・任意事業費:19.75% その他の人件費・事務費:100% 低所得者保険料軽減:25%(国負担50%・件負担:25%を合わせて繰出す)									

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
452	高齢者福祉	介護サービス事業特別会 計繰出金事務	包括支援センター職員の人件費を一般会計から繰出し介護サービス事業特別会計の 財源とする。									
453	高齢者福祉	地域クラウド運営事業	本システムを利用し行政が保有する情報を民間事業所等関係機関へ提供することにより、情報が安全かつ有効活用されることによる住民サービスの更なる向上を目的とした事業。 また、登録されている独居・老々世帯の見守り情報も共有することにより地域の見守り支援を行っている。	事業所説 明・運営協 議	П		参加事業所	箇所	76			
454	高齢者福祉	介護サービス事業人件費	介護保険事業所としての包括支援センターの運営人件費。 主任介護支援専門員1人、会計年度任用職員2人分の人件費を支出する。									
455	高齢者福祉	趣旨普及事業(介護保 険)	介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険制度を市民に周知する事業。 ・新規の要介護認定者及び資格取得者に対する説明用パンフレットの作成 ・65歳到達者に対するハンドブックの作成	パンフレッ ト配布数	部	1800	出前講座実 施回数		1	要介護認定率	%	16
456	高齢者福祉	高額医療合算介護サービ ス事業	医療費、介護費それぞれの自己負担限度額を適用した後、同じ世帯で両方を合算し た自己負担が高額になる場合に適用される。	適正給付率	%	100	合算介護 サービス受 給件数(年 間)	件	595			
457	高齢者福祉	高額医療合算介護予防 サービス事業	医療費、介護予防費それぞれの自己負担限度額を適用した後、同じ世帯で両方を合算した自己負担が高額になる場合に適用される。	適正給付率	%	100	合算予防 サービス受 給件数(年 間)	件	9			
458	高齢者福祉	特例施設介護サービス給	要介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由により、指定施設サービス等を受けたとき等、施設介護サービス費の支給要件を満たさないときでも市が必要と認める場合に、費用(基準額)の9割相当額を基準に市が定める額を償還払で支給する。									

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
459	高齢者福祉	古七川設価性用長期八字	要介護者が、特定福祉用具(入浴、排せつ等の用に供する福祉用具)を購入した場合に介護給付を行う。一人あたり年10万円を上限に負担割合に応じ費用の7割から9割を支給する。	適正給付率	%	100	福祉用具購入費受給件数	件	198			
460	高齢者福祉		要介護者が、手すりの取り付け等の定められた種類の住宅改修をおこなった場合に 介護給付をおこなう。上限20万円で負担割合に応じ費用の7割から9割を支給する。	適正給付率	%	100	住宅改修費 受給件数	件	133			
461	高齢者福祉	居宅介護サービス計画給 付事業	要介護者が、居宅介護支援(居宅サービス計画の策定、事業者との利用調整等)を 受けたときに介護給付(10割)を行う。	適正給付率	%	100	居宅介護 サービス計 画受給件数	件	1567			
462	高齢者福祉	介護予防サービス給付事 業	要支援者が、居宅介護予防サービスである「介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、 介護予防居宅療養管理指導、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入所者生活介護」のサービスを受けたときに予防給付をおこなう。	適正給付率	%	100	介護予防 サービス受 給者数	Д	314			
463	高齢者福祉	特例介護予防サービス給	要介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由により、介護予防サービスを受けたとき等、介護予防サービス費の支給要件を満たさないときでも、市が必要と認める場合に、費用(基準額)の9割相当額を基準に市が定める額を償還払で支給する。									
464	高齢者福祉	付別店七川設り一口へ計	指定居宅介護支援事業者以外の基準該当事業所による居宅介護支援を受けたとき 等、居宅介護サービス計画費の支給要件を満たさないときでも、市が必要と認める 場合に、費用(基準額)の全額を基準に市が定める額を償還払で支給する。									
465	高齢者福祉	付別付化八別石川設り ̄ ばっ重要	介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由により、特定入所者介護サービスを受けたとき等、特定入所者介護サービス費の支給要件を満たさないときでも、市が必要と認める場合に、負担限度額を超える額を償還払で支給する。									

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
466	高齢者福祉	特定入所者介護サービス 事業	要介護者が、介護福祉施設、介護保健施設、介護療養施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護などの介護サービスを受けたとき、居住費・食費の負担が低所得者の方(利用者負担第1段階から第3段階までの者)にとって過重な負担とならないようにし、所得に応じた定額の負担限度額を設けることにより、低所得者の負担の軽減を図るため介護給付をおこなう。	適正給付率	%	100	負担限度額 認定者数	Д	705			
467	高齢者福祉	特例特定入所者介護予防 サービス事業	介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由により、特定入所者介護予防サービスを受けたとき等、特定入所者介護予防サービス費の支給要件を満たさないときでも、市が必要と認める場合に、負担限度額を超える額を償還払で支給する。									
468	企業誘致		工場の地方進出等, その需要が高まる中, (財) 茨城県開発公社を事業主体として岩間工業団地が造成され, 工業用水道として平成6年7月1日より, 工業用水給水をしている。平成18年笠間市工業用水道事業と名称変更し、給水件数は, 4件で契約水量は1, 150m3/日。	委託発注	件	1	修繕発注	件	2	工事発注	件	1
469	企業誘致	安居工業地域整備推進事業	本地区は市の南東部に位置し、市の都市計画マスタープランにおいて、恵まれた交通利便性を背景に多様な産業の立地集積を目指す地区として位置付けており、適正かつ合理的な土地利用と周辺環境と調和した街並みを形成するため「安居・押辺地区地区計画」を定めている。平成25年度に策定した「安居工業地域整備基本構想」に基づき、道路等の基盤施設の計画的な整備を行い、良好な市街地環境を創出する。	新規進出事業者	社		地域内企業 の地元雇用 者数	Α				
470	企業誘致	(一財) 笠間市開発公社 運営事業	「重点」 ・事業内容:市内の土地資源の総合的開発利用を促進し、諸産業の振興発展に努めて、市民生活の向上に寄与するため、工業・住宅・公共用地等の造成・分譲を実施する。	東工業団地引き合い数	社	5	成約件数	件	1			
471	企業誘致	企業誘致推進事業	「重点」 ・事業内容:少子高齢化や人口減少及び流出が進む中,企業立地を促し地域産業の活性化及び雇用機会の創出を図ることは急務であることから,優れた交通ネットワークの充実や首都圏に近い地理的条件等の優位性を生かし,新たな産業拠点の形成に向けた企業誘致を推進する。 ・特定財源:無	市外企業等へのPR数	社	250	市外企業訪問数	П	22	企業引き合 い数	社	11
472	企業誘致		・事業内容:企業立地を促進し地域産業の活性化及び雇用機会の創出を図るために 創設した企業誘致にかかる補助金の財源に充当するため,基金を創設し適切な管 理・運用に努める。	基金の運用 回数	О	1	基金の積立 回数	0	2			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
473	企業誘致	企業立地促進事業	「重点」 ・事業内容:地域産業の活性化及び雇用機会の創出を図るため、企業誘致にかかる 支援制度を創設し、企業立地を促進する。 ・特定財源:企業立地促進基金繰入金	支援制度活 用件数	件	4						
474	企業誘致	既存企業支援事業		市内企業訪問数	П	80	市内企業 P R支援件数	件	6	市内企業情 報提供件数	件	10
475	雇用・労働 環境	自衛官募集事務(笠間支 所)	自衛官の募集が、自衛隊の人的基盤を支え組織の精強性を維持する上で極めて重要 であることから、募集に関する広報宣伝事務の推進を図る。									
476	雇用・労働 環境	自衛官募集事務(岩間支 所)	自衛官の募集が自衛隊の人的基盤を支え、組織の精強性を維時する上で極めて重要であるため、募集に関する広報宣伝事務を推進している。 市バス廃止による研修会の見直し。	視察研修	回							
477	雇用・労働 環境	自衛隊事務	法定受託事務として処理することとされている自衛官の募集事務を行い、自衛隊と一般市民との相互理解を深めるとともに、自衛隊の健全な育成発展に寄与する。	広報回数	О	5	入隊者数	٨	7			
478	雇用・労働 環境	雇用対策事業	市内事業者への就職を促進するための業界研究会を開催する。また市内民間事業所での就業促進をはかるため、事業者と学生のマッチングを促進するためのマッチング専用サイトの運営を実施する。 高校生とのマッチング機会を図るため、市内高校での業界研究会を開催する。 建設業界で活躍できる人材育成を支援するため、笠間地区建設高等職業訓練校協会に対して助成する。	事業調整会 議の開催	П	5	職業訓練校 協会補助件 数		1	就職企画開 催数	回	2
479	雇用・労働 環境	創業支援事業	笠間市商工会や茨城県中小企業振興公社等の創業支援関係機関と連携し、創業希望者の一元管理による手厚い支援とするため、平成27年10月に国の認定を受けた創業支援事業計画に基づき、窓口相談や創業塾の開催等による支援を実施するとともに、若者や女性をはじめとした移住定住を視野に、ものづくり作家の創業希望者、第二創業希望者等を支援する。市内で新たに創業する事業者に向けて、補助金を交付する。	相談受付人 数	Д		笠間市創業 塾実参加者 数	Д				

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
480	観光	笠間の家活用事業	指定管理者制度により、地域活性化を図るための拠点として、都市住民と市民及び 市内作家の交流が行える施設として活用する。	開館日数	日	268	企画展開催 数		51	入場者数	Α	2633
481	観光	観光施設管理事業	各観光施設の維持管理を行う。	維持管理費用	Ħ	7264072						
482	観光	100日十郎官座事業	笠間の重要な地場産業である稲田石の振興、観光交流の促進及び地域活性化を図るためJR稲田駅隣接地に「観光交流センター 石の百年館」として、H26年3月に開館した。 館の運営管理費や企画展などを開催し地場産業PRの場として活用する。	催事参加者 数	Д							
483	観光	観光周遊パス運行協議会 事業	協議会加盟団体と連携し、市内観光の周遊促進を図る。 〇1回乗車につき 100円 〇1日フリー乗車券 300円 笠間市内観光周遊バス運行協議会 構成団体:笠間市・日動美術館・笠間稲荷神社・茨城県陶芸美術館・笠間工芸の 丘・笠間観光協会・笠間ショッピングセンター	運行日	日	316	運行数	便	8	利用者数	Α	15348
484	観光	観光戦略推進事業	戦略的な観光政策を推進するため、観光振興基本計画の進行管理を中心に、観光関係事業者の連携強化を図る。 第2次計画の指標となる各種調査、関係会議を開催するもの。 〇関係事業者連携会議や講演会の開催 〇教育旅行及び民泊の推進	観光情報W EBアクセ ス数	件	95314						
485	観光	観光動態調査事業	茨城県からの委託により、笠間市内の観光拠点において、観光客入込数や観光客の動向を分析するための資料として、年齢・人数・出発地などを調査する。 〇調査地点 ・笠間稲荷神社 ・あたご天狗の森 ・笠間工芸の丘 ・笠間日動美術館・茨城県陶芸美術館 〇調査員の手配及び調査資料による分析	入込観光客 数	Д.	2626400						
486	観光	観光協会強化促進事業	観光事業の振興と健全な発展を図り、笠間市に観光客を誘致し地域経済の発展に資するため、観光協会の育成強化を推進する。	事業収益	円	200000000	協会員数	人	323			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
487	観光	工芸の丘管理事業	指定管理者制度を活用し、地場産業の振興、体験型施設、観光情報発信機能として 整備された施設の魅力を更に高める。	植栽管理面積	m [*]	58306	工芸の丘売 上額	円	175611000	利用者数	人	152700
488	観光	駐車場管理事業	自家用車等で訪問する市民及び観光客のために駐車場の維持管理を行う。 ・荒町駐車場 110台(大型可) ・稲荷駐車場 150台(大型可)	維持管理費用	Н	4395749	年末年始荒 町駐車場駐 車台数	삼	2535	年末年始荒 町駐車場駐 車料金	Ħ	1263700
489	観光	菊栽培所管理事業	市営菊栽培所の運営及び管理に関する業務を行い、菊まつりに展示する各種の菊を 計画的に栽培し、菊栽培技術の広がりを図るために、市民から希望者を募り菊栽培 講習会を定期的に行う。	菊栽培数	鉢	2000	菊栽培講習 会			市民菊花展参加者数	人	
490	観光	かさまコンシェルジュ事 業	市内外での観光キャンペーンへの参加や、観光案内業務、観光啓発活動を行うことで、PRの推進・観光客受け入れ環境の整備・市民主役の観光まちづくりを図る。 〇業務委託の締結・委託料の支出・運営(観光PR・観光案内所・観光啓発活動) 〇観光マイスター等の取得や各種研修参加によるコンシェルジュの参加による研修	派遣人数 (観光案内 所運営を除 く)	Д	50	キャンペー ン日数	E	50	利用客数 (観光案内所)	Д	16823
491	観光	フィルムコミッション事 業	笠間市の豊かな自然、歴史的建造物、公共施設等を市ホームページや茨城県フィルムコミッション推進室との連携を図りながら紹介し、魅力を発信することにより、テレビ・映画等での使用を推進し、笠間市のPRを図っていく。 ○テレビ・映画等のロケハン同行 ホームページでのロケ地の紹介 ○茨城県フィルムコミッション推進室との連携 ○ロケ地を生かした誘客促進	ロケ同行日数	B	56	F C関係経 済効果	Ħ	3106109			
492	観光	钼业 D D 聯 吹 声 类	笠間の知名度アップと新規観光客の拡大を目的に、観光協会及び観光関連団体と連携のもと、観光事業を展開する。また、通年型チラシや観光パンフレットを作成し、県内外にPR活動をし、誘客に努める。 〇通年行われるイベント、特に春のつつじまつり、秋の菊まつりにおいて旅行会社、新聞社、放送局等を訪問し、PRすることにより観光客の誘客を図っていく。 〇笠間観光協会に一部の業務を委託 〇非常に好評であった情報誌「笠間ジマン」の最新号を発行し、周辺自治体から誘客を図る。	入込観光客 数	Α	2626400						
493	観光	筑波山地域ジオパーク推 進事業	本市を含む筑波山周辺地域について、本地域の地質、自然環境、歴史文化等に関する教育及び学習の振興、並びに観光産業等における付加価値化を図り、経済を含めた地域の活性化を図るため、本市の外5市(つくば市、土浦市、石岡市、桜川市、かすみがうら市)等で連携するジオパークを推進する。また、令和2年度に再認定されたため、さらなる連携強化を図り、ジオパークの継続を推進する。	ジオパーク 啓発活動	件	7	ジオ関連施 設訪問者 (石の百年 館来訪者 数)	Д	3483			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
494	観光	広域観光推進事業	周辺自治体や関係機関・団体と連携し、広域的なPR活動や広域観光ルートづくりを推進し、周辺観光資源と笠間市内の優れた観光資源を紹介、宣伝し、観光客の誘致拡大を図る。 【参加団体】 笠間・吾国愛宕県立自然公園協議会、かさましこ観光協議会、水戸・笠間・大洗・ひたちなか観光協議会、漫遊いばらき観光キャンペーン協議会、いばらき県央地域観光協議会、茨城空港周辺地域資源活用推進連絡会、茨城県公園間交流連携促進協議会	入込観光客 数	٨	2626400						
495	観光	笠間のまつり事業		参加者数 (パレード のみ)	Д		入込客数	Д		参加団体数 (パレード のみ)	団体	
496	観光		平成19年に100回を迎えた菊まつりを市民参加型の永続的な催しに発展させることを目的に関係団体や協賛企業の事業と連携して、菊花を取り上げたイベント等を充実させながら、より一層市民全体を上げての菊まつりとして開催する。産官学連携による菊装飾を行うことにより活性化を図り、また、台湾との菊による交流も深め誘客を推進する。協議会によるテレビ・新聞社・旅行会社等へのキャンペーンを行い、観光客の誘致に努める。〇笠間の菊まつり連絡協議会での企画及び観光客の誘致協議〇市内の菊装飾及び管理(10月中旬~11月下旬)〇まつり関連業務委託の締結	開催期間	B	38	入込客数	Д	580000			
497	観光		※令和2年10月1日現在 会員数1,777名沿革/・平成16年12月「笠間ファン倶楽部通信」創刊。会員募集開始	情報発信数 (ホーム ページ・ フェイス ブック		15						
498	観光		外国人旅行者の受入態勢を整え快適に滞在できる観光地を目指し、観光客の増加を図るため、多言語によるパンフレット等を作成し、市内観光施設の受け入れを図る。 また、開設された台湾事務所と連携をとり、誘客の推進を行う。	会議数	П		観光案内所 外国人利用 者数	A	9			
499	地場産品	地場産材活用促進事業	【重点・新規】笠間市で産出された資源を建築資材として使うことにより、地産地消を促し地場産業の活性化を推進するため、地場産材を使用した住宅等の工事費や材料費の一部を助成する。 〇対象地場産品:稲田石、笠間焼 〇対象建築物:市内の住宅及び店舗等 〇対象事業:新築、増改築、リフォームにおいて、地場産材に係る工事費が10万円以上の工事 〇補助率:対象となる工事費の2分の1 〇補助限度額:30万円									

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
500	地場産品	地場産業支援事業(笠間 陶芸修行工房)	茨城県立笠間陶芸大学校の卒業生を対象に、陶芸家として創業するまでの準備期間に利用できる作業場及び作陶設備を貸し出すことで、技術習熟の機会を与え、市内への定住・創業を促すことを目的とした事業。 ・若手育成プラン 月額25,000円で作業場を貸し出す。年間12回分の窯使用料が無料。	広報	О	3	工房利用登録者数	٨	5			
501	地場産品	心物性未入坂学未(旧田	稲田石材商工業協同組合の機能強化支援と、地場産業である稲田みかげ石の振興を図るため、PR活動や石材関連産地が合同で実施する展示販売の催しである、いばらきストーンフェスティバルへの補助を実施しPRに繋げる。	調整会議開催数	П	1						
502	地場産品	地場産業支援事業(笠間 焼振興)	国の伝統的工芸品の指定を受けている笠間焼の振興を目的に関係機関と連携し、販路開拓の促進と観光資源としての活用も視野に入れた支援を実施する。 また、市内で創業する陶芸家をはじめとした担い手育成を推進するために、笠間陶芸大学校の学生やその卒業生を対象とした補助金を交付することで、人材育成を含めた活性化を図る。	PR事業数	П	6	補助金活用 件数(後継 者育成に限 る)	件	22			
503	地場産品	JAPANブランド推進事業	笠間焼が持つ優れた技術や製品等の魅力をさらに高め、世界に通用するブランド力を確立し、海外市場に向けた商品開発や、海外展示会出展、商談会実施などを通じ、海外市場獲得を目指す。 また、平成30年度から実施しているイギリス販路開拓をきっかけとした交流なども活用し進めていく。	海外展示会	件	1	商品開発	件	1	交流事業		
504	農林業	農業委員会運営・事務局 事業	農地の権利移動や農地転用の申請受付、定例総会での許認可などの専属的権限による法令業務、農地の利用調整による農地利用最適化に関する業務である。 【コロナ】【DX】定例総会及び申請書類等の資料をデータ化し、タブレット会議システムにより、申請のあった農地の現地調査及び定例総会を行い、事務の効率化、情報の共有、ペーパーレス化、コロナウィルス感染拡大の防止を図る。	総会開催		12	申請·届出 件数	件	460			
505	農林業		優良農地の確保と農業への関心を深めるため、市内園児等の農業体験及び交流を実 施する。	農業体験		1	参加園児 数・保護者 等	Д	781			
506	農林業	農業者年金事業	農業者年金は、旧制度、新制度の両制度が運営され、旧制度については年金受給申請、経営移譲年金受給に対しての事前説明、受給者死亡に対する手続き通知の発送を行う。また、新制度については、加入推進、来庁者への制度説明、両年金待機者への事前説明を行う。農業者年金基金法に基づき各種届出書の受理、審査を行い、独立行政法人農業者年金基金に送付する。	年金各届	Д	25	年金受給者 現況届	Д	222	年金加入者	,	2

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
507	農林業	農林業災害対策(台風24 号)特別措置事業	平成30年台風第24号による損失等を受けた農林業者及び農林業者が組織する団体に対し、助成措置や融資を円滑にする措置を講じて、農林業経営の安定に資する。平成30年の台風24号により被害を受けた農業者で、施設の補修等に資する資金として農協系融資機関から借入したものに利子助成をすることにより、被災者の金利負担を軽減し、経営の再建を図る。貸付金利0.5%のうち、県が農協に0.25%の利子助成を行い、市は0.25%を助成する。事業費:2,571,233円	利子助成件 数	件	1						
508	農林業	農作物等災害助成対策費 補助金交付事業	令和元年台風第19号による損失等を受けた農林業者及び農林業者が組織する団体に対し、助成措置や融資を円滑にする措置を講じて、農林業経営の安定に資する。令和元年の台風第19号により被害を受けた農業者で、施設の補修等に資する資金として農協系融資機関から借入したものに利子助成をすることにより、被災者の金利負担を軽減し、経営の再建を図る。 貸付金利0.5%のうち、県が農協に0.25%の利子助成を行い、市は0.25%を助成する。事業費:460,000円	利子助成件 数	件	1						
509	農林業	立间巾即科伽州川和古里	国の戦略作物の1つである飼料用稲の生産拡大にあたり、耕種農家と酪農をはじめとする畜産農家との調整を行い稲発酵粗飼料の利用増進と耕畜連携による資源循環型農業を進める。	情報提供数		2						
510	農林業	農業政策推進事業	笠間市農林業振興基本計画を基本とした農業施策を効率的かつ効果的に推進するため、笠間市内の関係機関や関係団体とも連携し、事業の推進を図る。 ・農政推進協議会、農家組合長報酬・農業施策事例調査及び各種研修旅費・事業推進に係わる消耗品費及び食糧費・関係団体負担金	会議の開催	0	1						
511	農林業	長寿命化対策事業	概要:農業水利施設のきめ細やかな長寿命化を図るほか、水管理労力軽減や維持管理コスト低減に資する取組、被害の発生を未然に防ぐための取組及び事故の防止などのリスク管理に資する取組を実施する。 実施要件:交付対象事業1地域当たりの事業費の合計が2,000,000円以上となること。 交付対象事業1地区当たりの受益農業従事者数が2者以上であること。 交付対象事業1地区当たりの工事工期が原則3か年以内であること。 負担割合: 国50.0%・県14.0%・市13.0%・地元23.0% 事業期間:令和3年度から令和5年度									
512	農林業	農業委員報酬等	農業委員19名及び農地利用最適化推進委員26名の報酬である。									
513	農林業	農業次世代人材投資事業	農家戸数や農業労働力の減少、農村の高齢化及び後継者不足は全国的な傾向であり、笠間市においても担い手の確保・育成が緊急の課題となっており、新しい担い手の発掘及び新規就農者の安定経営に向けた支援を行う。 国補:補助率10/10	事業調整	0	5						

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
514		辰未在呂本強独心貝立列 之品は東娄	効率的かつ安定的な農業経営の育成・確立を図るため、日本政策金融公庫(旧:農林漁業金融公庫)資金を借り入れた認定農業者に対し、利子助成金の交付を行うものである。 利子補給率: 1.0%を超える部分	利子助成件 数	件	1						
515	農林業	農地集積協力事業	一定割合以上の農地を農地中間管理機構に貸し付け、地域内農地の集積に協力する 地域及び農業者に対し補助を行う。	農地集積に 関する説明 会数	О	30						
516	農林業	笠間市人・農地プラン策 定事業	力強い農業構造を実現していくためには、集落・地域での徹底的な話し合いにより、地域農業のあり方について議論を進め、地域農業を担う経営体や生産基盤となる農地を、将来においても確保していくプランが必要となる。 地域の中心となる経営体の確保や、地域の中心となる経営体への農地集積に必要な取組、集落営農組織の法人化を支援する。	検討会開催 数	回	4						
517	農林業	農業公社運営事業	農業の振興と地域の活性化を図るため設立された笠間市農業公社の運営を支援する。また、農政課業務の一部を委託することにより、総合的な農業者支援の推進を図る。笠間市の耕作放棄地は、2015年農林業センサスによると910haとなっている。原因としては採算性の低さや耕作者の高齢化が考えられるが、これらの課題の解消に向けて農作業の支援や地域特産物の販売や農地中間管理機構から委託される業務を実施する。	事業件数	件	10						
518	農林業	水田航空防除事業	水稲の病害虫防除を航空防除事業によって広域的かつ効率的に推進し、農業生産の安定、向上に資する。									
519	農林業	ク適正処理対策事業	使用済農業用プラスチックは、産業廃棄物として適正に処理することが義務付けられており、処理にかかる農家負担の軽減を図り使用済農業用プラスチックの円滑な回収を推進し、施設園芸の経営安定と農村環境の保全を図る。 農業用の使用済ビニール、ポリエチレンの処理業務を農家から委任され、処理業者が回収し処理料・運搬料を負担金として支払う。	回数	日	1	処理量	t	12	2 利用農家数	Д	67
520	農林業	農業振興地域整備促進事 業	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が定める農業振興地域整備計画の定期的な変更(随時見直し)等を行い、農業振興地域の中で将来にわたって保全すべき優良な農用地の確保と農業施策の計画的実施を推進する。 農業上の土地利用の展開を図るべき農用地区域の設定及び農業生産基盤の整備計画や農用地等の保全計画などの方針を策定し、農地の利用集積などによる農用地の効率的な利用を促進させ、農業経営基盤の強化を図り、より安定的な生産活動を推進する。	農業振興地 域整備促進 協議会の実 施	О	1						

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
521	農林業		家畜防疫及び衛生面に関する飼養管理の徹底を呼掛け、茨城県と連携し組織的な対応が必要な疾病の流行防止対策を推進することで、家畜衛生対策の充実と安全な畜産物の生産に資する。	情報提供数	回	5	農家巡回数	件	150	家畜伝染病 発生予防対 策実施数	件	60
522	農林業	遊休農地対策事業	遊休農地について、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規 参入促進を推進していくため、地図、航空写真、農家台帳、農業振興地域、土地改 良区、用途地域等の情報を一元化し、タブレットの活用により農業委員、農地利用 最適化推進委員が農地パトロールや農地利用の最適化を進めていくための効率的な 運用を図る。	農地面積	ha	6056	利用意向調 査対象地	筆	154	利用意向調查通知者数	٨	115
523	農林業	水田農業推進事業	米政策を農業者や集荷業者等に周知徹底を図るとともに、担い手への土地利用集積、集落営農の実践等を推進し、水稲等の生産振興及び産地化を促進する。 (1)米政策の周知徹底及び推進 (2)水田農業の担い手育成(集落営農組織等)	転作奨励金	千円	33510						
524	農林業		新規参入者及び農業後継者の確保を目指し、農業後継者の研修、機械等整備、生活 に対する支援を行い、農業後継者の育成を図り地域農業の担い手の育成及び定着を 推進する。	補助事業の 情報提供数	10	1						
525	農林業	環境保全型農業直接支援 対策事業	地球温暖化防止や生物多様性保全のため環境保全効果の高い営農活動に取り組む 農業者団体に対して支援を行う。 補助単価 14,000円/10a (有機農業)・12,000円/10a (有機農業)・6,000円/10a (カバークロップ)・4,400円/10a (堆肥) ※有機農業は取組内容により単価が異なる。 負担区分 国:1/2 県:1/4 市:1/4	周知活動	回	3	事業確認	©		環境保全型 農業の実施 面積	m²	2836
526	農林業	会長関連事務・視察研修 等事業	展集安員及び展地利用最適化推進安員の研修を行い、基本的な知識の首何や変化する農業行政に対応し、地域農業の発展に寄与する。	農業委員・ 推進委員の 研修会	П	1	農業委員・ 推進委員の 研修参加者	Д	24			
527	農林業	新規需要米流通助成事業	新規需要米(飼料用米・飼料用稲)は、人的資源(水稲生産技術)、物的資源(既存の施設機械、JAからレンタル)を活用でき、湿田等の土地条件でも作付けできることから、重点作物に位置づけている。 畜産農家の利用促進をすることで、集落営農組織の経営安定につながる。新規需要 米への流通助成を実施することは、地域農業全般の振興に貢献する。	取引条件の 情報提供	0	5						

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
528	農林業	鳥獣飼養・有害鳥獣捕獲 事務	鳥獣飼養事務は、環境保全課所管。 (飼養許可申請は、メジロの許可更新している方が平成30年11月までで最後になり、市内の許可件数は0件になった。) 有害鳥獣捕獲事務は、平成26年4月に環境保全課から農政課に所管替えになった。 5、7、9月が有害鳥獣の捕獲期間となっている。	電気柵設置数	件	48						
529	農林業		小菊、栗、梅など県内有数の産地であるものの、品質に対する評価、面積あたりの 収穫量、産出額は低い状態にある。こうした現状を打開するため、労働生産性を高 めるための農業生産基盤の整備、儲かる農業を展開する。 対象事業:儲かる産地支援事業 補助率:対象事業の補助率1/3以内の事業については、事業費の1/6以内。対象補助 率が1/4以内の事業については、事業費の1/4以内。いずれも予算の範囲内とする。 1,000円未満は切り捨てとする。	事業内容確認	0	1						
530	農林業	鳥獣被害防止総合支援事 業	鳥獣による被害が深刻化している中、被害防止対策の抜本強化を図るため個体数調整、被害防除を総合的かつ計画的に実施する。農作物等への被害軽減を図るため、「笠間市鳥獣被害対策実施隊」による捕獲活動を実施し、効果的な防除対策を図る。 鳥獣被害防止総合支援事業補助金 事業内容:笠間市鳥獣被害対策実施隊による被害防止活動、農作物の被害状況及び防除状況実態調査 補助率:県10/10 (整備事業・鳥獣被害対策実施隊経費・被害防除費・被害状況調査費)	捕獲頭数 (イノシ シ)	頭	180	捕獲羽数(カ ラス)	羽	288	捕獲頭数 (ハクビシ ン)	頭	40
531	農林業	遊休農地等を活用した笠 間の栗生産拡大事業	市の代表的な地場産品である「栗」の生産拡大を図り、併せて、品質・商品の体制などを確立することにより、名実ともに「日本一の栗産地」を目指す。 地方創生応援税制を活用して行う事業で、市から事業を委託する笠間市農業公社が、生産者等から管理が行き届かない栗畑や遊休農地を借り上げ、植栽、改植、剪定等を実施し、生産拡大と品質・サイズ別出荷を推進する。	寄付者数	件		借入面積	ha	17	収穫量	kg	18900
532	農林業	鳥獣被害防止地域支援事 業	イノシシの被害対策として、地域団体を支援し地域の住民による捕獲活動を推進する。 ・わな猟免許取得のため、必要な経費、農作物被害防止のための電気柵、防護柵及 び電気機器購入助成。 ・農作物被害防止のための電気柵、防護柵及び電気機器購入の県補助による上乗せ 助成。 ・捕獲処分したイノシシに対して、1頭10,000円の補助。 ・地域捕獲活動団体を対象に1団体100,000円の補助。	イノシシ捕 獲数	頭	1147	電気柵設置 件数	件	65	被害面積	a	4000
533	農林業	アグリビジネス促進事業	笠間産農産品等を農業、商工、観光など多様な分野の事業者と連携し、新たな商品開発、販売促進などの事業を実践するとともに6次産業化などのアグリビジネスに取組み農業経営の発展を図る。	カサマル シェ開催	回数		アグリビジ ネス推進大 会参加人数	Д		旬農産物加 工講習会参 加人数	Д	
534	農林業	地場農産物振興拡大事業	市内で生産される優れた農産物や加工品のブランド化や地産地消に取り組むことにより付加価値による農家所得の向上や生産意欲の増進、笠間市農産物の知名度向上につなげ、地域農業の競争力強化及び発展を図る。	料理教室開 催回数	0		栽培講習会 の回数	0		栽培講習会 受講生数	Д.	

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
535	農林業	多面的機能支払交付金事 業	農地や農業用水等の資源は、食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤となる社会の共通資本である。しかし、これらの資源は、農業従事者の高齢化や混住化などにより集落の機能が低下し、適切な保全管理が困難になっている。このような状況に対応するため、農業者だけでなく農業を営んでいない住民も含めた組織を立ち上げ、これらの資源の適切な保全管理を行うための活動支援を行う。対象農地:農振農用地 事業実施主体:農家及び非農家から構成される組織(市が認定するもの)対象組織:44組織(令和3年度)	地元・関係 機関調整	П	42	事業説明 会・研修会		3	活動報告会	回	
536	農林業	中心経営体農地集積促進	・経営体育成基盤整備事業において整備した農地を担い手への集積、集約化を促進するため、中心経営体農地集積率に応じて整備事業費の一定割合を促進費として交付し、受益者の負担軽減を図る。 負担割合:国1/2 県1/3 市1/6 (北川根地区・友部市原地区)									
537	農林業	林道維持管理事業	既設林道の維持管理を行う。 路線数 17路線 延長 33.4km	補修工事件数	件	4						
538	農林業		全地区の土地改良区において、台帳に記載されている市で対応すべき、ため池や水路の維持管理に係る事業費。	地元調整		10	整備完了地区	箇所	3			
539	農林業	水利施設等保全高度化事 業	経営体育成基盤整備事業より水利施設等保全高度化事業へ事業名変更。 県営事業により、老朽化した用排水施設の再整備事業(押辺・安居地区) 令和3年度事業採択 総事業費:10億5千7百万円 工事期間:令和3年度~令和9年度(予定) 負担割合:国50% 県27.5% 市10% 地元12.5%									
540	農林業		森林環境譲与税を活用した森林整備に伴い、森林所有者への意向調査を行う。									
541	農林業	経営体育成基盤整備事業 (友部小原地区)	霞ヶ浦用水事業の受益地である友部土地改良区の小原、南友部地内の老朽化した用 排水路施設や農道整備等の整備に併せて農業生産の担い手の育成確保と担い手への 農地集積を行う。 令和3年度:事業完了	役員会	<u> </u>	2	関係機関と の調整	©	2	整備進捗率	%	95

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
542	農林業	経営体育成基盤整備事業 (友部中央地区)	霞ヶ浦用水事業の受益地である本地区の用排水施設や農道等の整備に併せて農業生産の担い手の育成確保と担い手への農地集積を行う。 事業年度: H30~R5 総事業費:8億2千万円 受益面積:35.3ha	役員会	О	2	関係機関との調整	0	2	整備進捗率	%	50
543	農林業	経営体育成基盤整備事業	霞ヶ浦用水事業の受益地である本地区の用排水路及び農道等の県営事業による再整備。 事業年度: H28~R3 総事業費: 5億3千万円 受益面積: 26.9ha	役員会		2	関係機関と の調整	О	2	整備進捗率	6	95
544	農林業	(別事業へ)経営体育成 基盤整備事業(押辺・安 居地区)	県営事業により、老朽化した用排水施設の再整備事業。 (令和3年度:事業採択) 事業年度:R3~R9 総事業費:10億5千7百万円 受益面積:101ha	地元役員会		2	関係機関と の調整		2			
545	農林業	経営体育成基盤整備事業 (石井・来栖・稲田地 区)	【重点・拡充】 荒廃した農業用用地や施設の基盤整備事業。 (令和4年度:事業採択予定) 受益面積:85.3ha	地元役員会		6	地元調査	©	3			
546	農林業	辰地中间官理機構民建定	【新規】 農地中間管理機構を活用して集積した農地について、県営事業で農地整備を行う。 事業年度: R2~R7 総事業費: 3億5千9百万円 受益面積: 南友部地区 14.2ha	関係機関と の調整	0	5						
547	農林業	経営体育成基盤整備事業 (大渕地区)	農業用施設の老朽化に伴う県営事業による基盤整備事業。 事業年度: R2~R7 総事業費: 9億6百万円 受益面積: 31.9 h a	地元役員会	П	5	地元調査	0	3			
548	農林業	工四人孙田 ·本孝	昭和27年用水事業計画が制定され、その後38年に 「石岡台地土地改良事業推進協議会」、43年には「石岡台地土地改良区」が設立、45年から国営石岡台地農業水利事業に着手、平成元年に国営事業が完了した。 現在は、関係7市町村は、これまでの国営かんがい排水事業の負担金及び基幹農業用水施設の維持管理費を分担して支出している。 受益面積6市1町 6900.5ha 市内受益地549.4ha	推進協議会	0	2						

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
549	農林業	林業振興事業	森林整備や治山事業の推進、林業関係団体との連絡調整を行い、森林基盤の拡充に 努め地域林業の振興に資する。	届出件数	件	4	補助金	千円	652			
550	農林業	身近なみどり整備推進事 業	身近なみどり整備推進事業 補助率:100%(県補助) 事業計画 住民要望による森林整備事業(重点個所 通学路、公共施設等周辺の森林) 事業量:2ha 事業費:200万円 事業内容:間伐、下草刈り、枝打ち、境木伐採等	現地調査、測量	В	2	設計、積算	В	2			
551	農林業	業	県、市町村、林業事業体等が県内の森林、林業にかかる地図台帳情報を効率的に保管等できるよう、一元的に管理することを背景に、森林整備に必要な様々な情報をひとつのデータベースとして構築し、関係者が常に同一の情報を共有することが可能となる情報システム。	会議	回数	1						
552	農林業	農道維持管理事業	農道の調査や整備に係る事務、既存農道の維持管理及び補修工事を行う。 路線数 515路線 延 長 93,368m	資材支給件 数	件	5	要望に対する実施率	%	100			
553	農林業	土地改良推進事業	土地改良事業の推進を図るため、関係機関との連絡調整など総括的な事務を行う。 地区として公共性のある農業用施設の整備改修に関する補助を行う。	施設改修助成	件	18						
554	農林業	中山 印地域守直按义仏学	耕作に不利な中山間地域の耕作放棄地発生防止など、農業生産活動が持続できるよう集落において共同活動に継続支援する。 対象組織:2組織(令和3年度)	協定参加人数	Α	47	協定参加面積	m [*]	196966			
555	農林業	県単土地改良事業	県営事業で実施する農業用施設の改修工事に対する補助。 笠間地区土地改良区:機場施設改修工事(大池田地区) 石岡台地土地改良区:水管橋更新工事(巴川地区)	地元調整	0	3						

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
556	農林業	土地改良区事業	旧友部町から継続で負担しているもので、公共用地とするための農業用ため池の埋め立てや都市下水路整備に伴い、水源補償のため設置した深井戸電気料金。 また、土地改良事業運営協議会への人件費補助及び土地改良施設改修のための補助を行っている。	人件費補助	団体	1	電気料負担	地区	3	組織基盤強化	式	1
557	農林業	ラ ムボ田北東学(哈吽)	霞ヶ浦、利根川及び鬼怒川などから用水を取得し、農業用水、水道用水及び工業用水を合わせて供給する総合用水事業である。当市は、農業用水を安定的に供給する体制を確立し、産業基盤の充実のため、事業の推進を図っている。事業は、水資源機構、農林水産省、茨城県、霞ヶ浦用水土地改良区が連携を図り総合的に事業を展開している。平成20年度:国営事業前線完了平成21年度:国営管の基幹水利施設管理を13市町(代表下妻市)が行っている。県営管(霞Ⅲ期)事業が開始。	地元役員調 整	回	5						
558	農林業		霞ヶ浦用水事業は、霞ヶ浦の揚水機場から筑波山を通過して、各受益地(13市町)へ配水する施設を造る事業で、地域の要請に即した多面的な土地利用・機械力の導入などを可能にし、農業生産性の向上と農業経営の安定化に資するものである。なお、当市では、本戸地区と友部地区を受益地とし安定的な用水確保を進めている。現在は不動谷津池(小原)に着水し、北川根地区まで管敷設工事が完了している。維持管理に係る市町村負担金	地元役員打 合せ	回	5						
559	農林業	森林管理システム事業	経営管理されずに放置されていた森林を活用し、地域経済の活性化や間伐手遅れの 森林の解消、伐採後の再造林を促進し、地域住民の安全、安心に寄与することなど を背景に、市が仲介役となり、森林所有者と森林経営者をつなぐシステムを構築す る。									
560	農林業	農地災害復旧事業	震災や自然災害により被災した公共性のある施設について、災害復旧を行う。	復旧工事地 区	地区							
561	農林業	(未定)クラインガルテ ン整備事業	笠間クラインガルテンの快適な施設環境を維持するため、必要な整備を行う。	ラウベの修 繕	棟	28						
562	農林業	エで泊さ米国はならか争	自然・健康志向、食の安全安心、野菜づくりを通した生きがいづくりなどの住民 ニーズに応えるため、市民農園を整備し利用促進することで、市民が気軽に栽培活動に取り組める環境づくりを行うとともに、耕作放棄地の有効活用を図る。 〇平成19年4月開園 〇施設概要 1区画30㎡、全84区画、利用料10,470円/1区画、付帯施設:農機具 倉庫、水道施設、トイレ、他 〇平成23年度より管理運営業務を一部委託。	栽培講習会			交流会(共同 作業)	©	2			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
563	農林業	農業振興事業	農業振興事業推進に係る事業の展開を図る。 ・事業推進に係る消耗品費、各種研修旅費 ・関係団体への負担金									
564	農林業	森林環境整備基金事業	森林環境譲与税を後年度における事業に要する費用に充てるために基金に積み立てる。									
565	商業		【ふるさとまつり】地域の産業振興とPRにより活性化を図ることや地域で活躍する市民団体のPRを目的とした事業として、商工会、農協、社会福祉協議会などの各種ボランティアの共催により、毎年秋の2日間にイベントを行う。 【バザールdeいわま】岩間駅前の活性化と商工業の振興を目的に毎月第2日曜日(年12回)に地域交流センターいわま「あたご」でバザーを実施する。	実行委員会 数	П	2	運営委員会 数		12			
566	商業	商店街活性化事業	事業に取り組んでいる。笠間地区については、旧笠間市で策定した中心市街地活性	市街地活性 化推進事業 対象事業数	事業	2	商店会活動 支援事業数	事業	3			
567	商業		マイナンバーカードを活用した「笠間応援ポイント(自治体ポイント)」の利用促進 各クレジットカード会社や携帯電話会社、航空会社等が発行している顧客向けの サービスポイントを「自治体ポイント」に換えて、特産品の購入などに充てること ができる制度									
568	商業	中小企業金融支援事業		自治·振興金融審査会開催回数	П	12	笠間市中小 企業事業資 金利子補給 金申請窓口	В	6			
569	商業	笠間たばこ販売組合補助 事業	茨城たばこ販売協同組合笠間支部は、市の税収(たばこ税)に貢献するため販売に努力する(販売促進活動)とともに、未成年者喫煙防止事業・喫煙マナー向上事業・喫煙環境整備事業等を行っている。市は、この組合活動が円滑に行われるよう補助を行う。なお、かつては「笠間たばこ販売協同組合」であったが、組合員減少(組合費減収)を理由に平成27年1月1日に(上部組織である)茨城たばこ販売協同組合と合併。日立たばこ販売協同組合、大子たばこ販売協同組合も同日に合併し、以降「茨城たばこ販売協同組合笠間支部」として活動している。	清掃活動に 対する労務 支援回数	О	2				_		_

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
570	商業	中小企業活動促進支援事業	地域産業の振興の促進及び市民の雇用創出に寄与するため、企業が行う新たな設備 投資に伴う市民雇用創出に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 「市民雇用創出補助金」 2,000万円以上の設備投資をし、笠間市民を新規正社員として採用した企業に対して、採用した社員1人につき30万円を補助。限度額300万円。	広報回数	0	2	補助制度に 関する相談 及び申請件 数	件	10			
571	商業	商工会補助事業	地域経済団体である商工会への補助を通じて、健全な商工業者の育成·支援を図り、 ひいては地域の活性化に資する。	商工会関連補助事業数	事業	2	商工会関連 2 補助事業金 額	千円	25975			
572	商業	買い物弱者支援事業	商店会の衰退や個人商店等の廃業等の影響から、身近な場所での買い物環境が変化してきている。また、高齢により自動車を運転できない、移動手段が徒歩に限定されるなどの理由から日常の買い物に困難が生じる方が増加している。 こうした中、高齢者を取り巻く買い物環境の実態を把握するためアンケート調査を実施した(平成26年度)ところ、買い物支援対策として要望の高かった移動販売を、平成27年9月から実証事業として実施している。	広報	0	2	関係者との 協議回数		3			
573	工業	産業関連業務委譲事務	笠間市では、平成20年4月から「まちづくり特例市」の指定を受け、市民サービスの向上を図るために、一部のサービスにおいて茨城県の権限を委譲した。笠間市に権限が移譲されたことで、様々な窓口手続きの時間が短縮されるほか、笠間市が自立的・自主的にまちづくりに取り組むことができるというメリットがある。活力ある産業づくりの5分野をはじめ産業関連法律に基づく許認可や立入検査等の事務事業を実施する。	決算関係書 類の届出受 理件数	件	10	立入検査件 数	件	7	火薬類の譲 渡・譲受・消 費の許認可 件数	件	17
574	就学前教育	(予算無) 幼稚園一時預 かり事業	子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度より新たに創設された事業。 新制度に移行した幼稚園で、保護者の希望により平日もしくは休日の教育標準時間以外(時間外)に在園児(1号認定) もしくは、在園児以外(ごく少数の場合のみ)を一時的に預かる事業。実施した実績に応じ補助金を交付する。									
575	就学前教育	私立幼稚園等特別支援教	私立幼稚園・認定こども園における障害を持った園児に対しての特別支援教育の振興を図るため、私立学校振興助成法に基づき、障害のある園児及び特別な教育的配慮を要する 園児の教育を行う市内の幼稚園等に対する補助として、障害児教育のために必要な教職員給与や教育研究管理費等の経費として障害児が1人の場合は196千円/人、2人の場合は392千円/人を補助する。	市内私立幼 稚園等	園		障害のある 園児数	Д	13	補助園数	園	4
576	就学前教育	民間幼稚園運営事業	子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度より新制度に移行した施設(民間幼稚園)は、「施設型給付費」として、毎月運営費相当分の請求を市に申請。市は内容の点検・確認を行った後、各施設に毎月給付。また、市は各施設の年間費用実績により国・県に交付金申請。 ・負担割合 国:1号 公定価格×73.8%×50% 県:1号 公定価格×73.8%×25% 1号 公定価格×26.2×50%(地単分) ※公定価格=国で定めている運営費	市内民間幼稚園	園	1	市外民間幼 稚園	園				

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
577	学校教育	適応指導教室事業	教育委員会が、長期欠席をしている不登校(30日以上)の小中学生を対象に、学籍のある学校とは別に、市の公的な施設等に教室を開設し、そこで学習の援助をしながら在籍校に復帰することを目標に運営を行う。	指導教室設 置数	箇所	1	指導教室入 室者数	٨.	60	復帰した児童・生徒数	Д	7
578	学校教育	助事業	義務教育の円滑な実施を図ることを目的として、経済的理由により義務教育を受けることが困難な児童の保護者(要保護及び準要保護)に対して学用品、給食、修学旅行等の費用を支給する。 特定財源 国庫補助(要保護児童分(支出額の1/2))	学用品費等	Ħ	6827393	給食費	PI	13176290	医療費	Н	36000
579	学校教育		事業概要 小中・義務教育学校、全学年で活用する笠間志学を作成する事業。 ひとり1台の端末導入に当たり、デジタル教材として活用したい。 笠間志学のPDF作成 笠間志学の内容をより定着・深化させる学習教材として活用。 茨城大学の生徒と協力し地域教材を作成予定(カルタの作成)									
580	学校教育	要保護・準要保護生徒援 助事業	義務教育の円滑な実施を図ることを目的として、経済的理由により義務教育を受けることが困難な生徒の保護者(要保護及び準要保護)に対して学用品、給食、修学旅行等の費用を支給する。 特定財源 国庫補助(要保護生徒分(支出額の1/2))	学用品費等	Ħ	10036696	給食費	Ħ	9328100	医療費	П	37610
581	学校教育	教育委員会事務局運営事 務	教育長が公務を円滑かつ迅速に遂行する環境を整備する。 教育委員会が所管する一般職非常勤職員の社会保険・労働保険料一括事務。 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行う外部評価委員会の開催。									
582	学校教育	学校運営事務	学校運営を図るために必要な事業の展開。									
583	学校教育	原子力・エネルギー教育 支援事業	原子力・エネルギーに関する教育の推進や平成11年度のJCO臨界事故を契機として県が交付金を創設し、市町村が行う、原子力その他のエネルギーに関する教育に係る教材、教具等について必要なの教育支援を行う。主に発電実験器具及びエンジンキットなどを購入しエネルギーに関する教育を行う。	エネルギー 関連実験器 具数	個	230	小中学校数	校	11			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
584	学校教育		R元年度より、県営福原アパート及び市営福原住宅入居世帯の稲田小・中学校に通学している小学5年生から中学3年生までを対象に、県営福原アパート集会所にて学習支援教室を開設し、 児童生徒の学力向上や学習意欲の向上を図る。	教室開設日 数	B	85	参加者数	Д	7			
585	学校教育	学校基本調査事業	統計法に基づき、文部科学省が主管となり学校に関する基本的事項を調査するものである。 学校数、在学者数、教職員数、学校施設、学校経費、卒業後の進路状況等について、各種報告様式により各学校から報告された調書を集計し、県に報告する。	義務教育学 校	校	1	小学校数	校	10	中学校数	校	5
586	学校教育	学びの広場サポートプラ ン事業(小学校)	小学校4・5年生を対象に、夏休みを利用して算数の補習を行う事業。 (5日間) 謝礼と保険料を計上。謝礼については県の要綱で3、000円/日と定められている。 本事業は平成21年度から県補助を活用して実施しており、平成27年度全国学力調査 において算数が全国平均を下回っている状況にある。現在は各クラス1名のサポー ター配置であるが十分な学習支援ができていないのが現状である。 (県補助は各クラス1名のみの補助・補助率10/10)	受講回数	В	10	参加者数	Д	1270			
587	学校教育	中学校教育振興事務	①【中学校教育振興事務】授業でのパソコンや教材、消耗品等の整備を行い、学力向上や教育環境の充実を図る。 ②【関東・全国大会出場補助金事務】学校教育活動の一環として行われる各種大会の参加者に対し宿泊費等を補助し、関東・全国会等の高いレベルの大会に参加することで、心身の健全な育成と、スポーツや芸術の振興を図り、各種部活動の活性化と保護者負担の軽減を図る。事業計画適正な教育環境の充実整備①パソコンリース料や教材用備品、消耗品の整備②要綱により各種大会の参加者に学校を通じ補助する									
588	学校教育		中学1、2年生を対象にサポーター(派遣講師)を配置し、数学の基礎的基本的な知 識技能等に関する問題からなる学習教材を用いて基礎的内容の定着を図る。	年間時間数	時間	15	参加生徒数	A	1237			
589	学校教育	算数·数学学力向上支援 事業	H18年度から実施してきた、「小中学校特色ある学校づくり事業」からH23年度「学力向上支援事業」へ事業移行し、さらに、H25年度より一人一人に確かな学力を身に付けさせるため、非常勤講師を各校に配置し、複数教員が役割を分担、協力し合う授業を展開することで学力向上を図ってきた。 H31年度より「算数・数学」に課題を焦点化し「算数・数学学力向上支援講師」を配置し、児童生徒の支援にあたる。TT指導中心から習熟度別指導中心の指導体制にすることで、より個に応じた確かな学力向上を図る。	講師の配置	Α	16						
590	学校教育	小学校教育振興事務	①【小学校教育振興事務】小学校の教育振興を図るための教材等の整備や各種補助金交付事務。 学校運営を図るための予算の配当。 ②【関東・全国大会出場補助金事務】 学校教育活動の一環として行われる各種大会の参加者に対し宿泊費等を補助し、関東・全国会等の高いレベルの大会に参加することで、心身の健全な育成と、スポーツや芸術の振興を図り、各種部活動の活性化と保護者負担の軽減を図る。									

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
591	学校教育	スソールノーシャルソー	市内小・中・義務教育学校において、いじめ、不登校、暴力行為、その他学校生活 上の諸問題の背景にある生活環境の調整及び改善を図るため、専門的知識を有した スクールソーシャルワーカーを任用し、巡回指導を行う。	スクール ソーシャル ワーカー配 置人数	Д	3	相談件数	件	3639			
592	学校教育	学校プール民営化事業	現在の学校教育に占める利用状況は非常に頻度が低く、スイミングスクール等の民間事業者によるサービス提供による方が設備維持経費の大幅な縮減が可能であり、 併せて専門的指導者による泳力の向上を図るため	学校数	校							
593	学校教育	小学校給食管理事業	学校給食は、発育期にある児童にバランスの取れた食事を提供し、児童の健全な発達に資するとともに、生涯にわたり望ましい食習慣の形成や生活習慣病予防の理解など、共同生活において基本的態度能力を育成する、 食育および健康教育である。 そのための衛生・安全管理や栄養管理の充実等に努め、安全な給食を提供する。	給食提供日 数	В	181	友部地区5校 児童数	Д	1796			
594	学校教育		児童・生徒に安全で安心な学校給食を提供するため、食中毒の予防対策等の衛生管理を徹底するとともに学校給食に対する知識理解を深めるため調理事業者に対し講習会等を実施する。 (安全で安心な学校給食を提供) また、児童・生徒に安全で安心な学校給食を提供するとともに、地域資源を活用した食育や地産地消に取り組む。 (地域の活性化、健康的な食生活の実現、旬と食文化への理解、生産者との結びつき等)	保守点検数	件	4	修繕・改修 件数	件	28	年間給食回 数	回	181
595	学校教育	岩間給食センター施設整 備事業	平成14年度から給食を開始した施設であり、安全で安心な学校給食を提供するため、経年劣化等による施設・設備の改修及び更新に努める。	施設・設備の整備箇所	箇所	3	年間給食提供率	%	100			
596	学校教育		児童・生徒に安全で安心な学校給食を提供するため、食中毒の予防対策等の衛生管理を徹底するとともに学校給食に対する知識理解を深めるため調理事業者に対し講習会等を実施する。 (安全で安心な学校給食を提供) また、児童・生徒に安全で安心な学校給食を提供するとともに、地域資源を活用した食育や地産地消に取り組む。 (地域の活性化、健康的な食生活の実現、旬と食文化への理解、生産者との結びつき等)	年間給食回 数	回	181	給食従事者 の研修・講 習会参加回 数					
597	学校教育	調理事業(岩間給食センター)	児童生徒に栄養バランスの摂れた食事を提供し、心身の健全な発達に資する。また、望ましい食事の習慣を身につけさせる。給食業務従事者は、衛生管理を徹底し衛生講習会等各種研修等へ参加し、各々の意識を高める。	年間給食回 数	0	181	給食従事者 の研修会等 参加回数	0	2	食中毒発生 件数	件	

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
598	学校教育	笠間給食センター管理運 営事業	安全で安心な学校給食を提供するため、学校給食従事者の健康管理の徹底と施設・設備等の定期的な保守点検を行い、安全に調理ができるよう維持管理に努める。	保守点検件数	件	80	修繕・改修 件数	件	11	年間給食回 医数	1	181
599	学校教育	中学校給食管理事業	学校給食は、発育期にある児童にバランスの取れた食事を提供し、生徒の健全な発達に資するとともに、生涯にわたり望ましい食習慣の形成や生活習慣病予防の理解など、共同生活において基本的態度能力を育成する、 食育および健康教育である。 そのための衛生・安全管理や栄養管理の充実等に努め、安心・安全な給食を提供する経費。	給食提供日 数	B	181	友部地区2校 生徒数	Д	871			
600	学校教育	クラブ活動支援事業	5中学校、1義務教育学校(南中校舎)におけるクラブ活動にあたり、1クラブあたり19千円の活動費を支援し、クラブ活動の活性化及び保護者負担の軽減を図る。 H19年度までは補助金として支給。	クラブ数	クラブ	73						
601	学校教育	特別支援教育支援員配置 事業	小学校において障害のある児童に対し、食事・排泄・教室移動補助など学校における日常生活動作の介護を行ったり、発達障害の児童に対し、学習活動上のサポートする「特別支援教育支援員」を配置する。	支援員配置 校	校	11	支援員配置 時間	時間	40000			
602	学校教育	小学校特別支援教育就学 奨励事業	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)の趣旨を推進し、義務教育の円滑な実施に資するため、小学校の特別支援学級へ就学する児童の保護者に対し、特別支援教育就学奨励費補助金を交付する。 特定財源 国庫補助 1 / 2 以内	援助費	Ħ	2766566						
603	学校教育	中学校特別支援教育就学 奨励事業	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)の趣旨を推進し、義務教育の円滑な実施に資するため、中学校の特別支援学級へ就学する生徒の保護者に対し、特別支援教育就学奨励費補助金を交付する。 特定財源 国庫補助 1 / 2 以内	援助費	援助費	1186277						
604	学校教育	特別支援教育指導専門員 配置事業	特別支援教育指導専門員を平成29年度から新たに設置し、特別支援教諭等への細かな訪問指導・支援を行うことで、教員の質の向上を目指す。	指導専門員 訪問校数	校	16	指導専門員 訪問時間 (1校あた り1回)	時間	2			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
605	学校教育	義務教育施設整備基金事 業	基金を適正に管理するとともに、基金を活用し教育施設整備に資する事業。									
606	学校教育	小学校施設管理事業	学校施設等の環境を維持管理していくため、小学校10校、義務教育学校1校の各種保守点検業務等を実施する。 電気設備、消防設備、給排水設備の保守点検、機械警備、植栽管理、清掃委託等	整備校数	校	11						
607	学校教育	通学支援事業	ト校の安全を催保するため、ヘルメットの看用を義務付けしている。通字時の安全 の歴保と保護者負担の軽減を図るため、ヘルメット購入に対し1,300円補助する。ま	ヘルメット 補助児童生 徒数	Д	569	遠距離通学 費補助児童 数	人	48			
608	学校教育	(前倒)友部小学校校舎 整備事業	学校施設の環境改善を図るため、老朽化したトイレの改修を行う									
609	学校教育	教育情報ネットワークシ ステム運用管理事業	教育環境の充実・教職員の校務事務軽量化のため、各学校や教育委員会とを結ぶイントラネットを使用して、笠間市教育情報ネットワークを整備してきた。 また、校務系・校務外部接続系・学習系にネットワークを分離することで、セキュリティを確保した運用が可能な整備をしている。									
610	学校教育	(前倒)岩間第二小学校 校舎整備事業	学校施設の環境改善を図るため、老朽化したトイレの改修を行う									
611	学校教育	中学校給食設備整備事業	自校方式給食を実施している友部地区2中学校の給食設備を改修工事や購入等により、より安心・安全でおいしい給食の提供ができる環境に整備する。	施設・設備 の整備箇所	箇所	1	給食提供日 数	日	181			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
612	学校教育	コミュニティ・スクール 事業	コミュニティ・スクールの開始 全小・中・義務教育学校において、学校と地域とが学校を核としながら双方向で 活性化するコミュニティ・スクール制度を開始する。	学校数	校	7						
613	学校教育	教育情報ネットワークシ ステム更新事業	教職員が校務に使用する笠間市教育情報ネットワークシステムの安定した運用のため、耐用年数を過ぎた機器やソフトウェア等の更新を実施する。									
614	学校教育	小学校整備事業	学校施設等の環境を整備するため、小学校10校、義務教育学校1校の修繕、工事、備品購入等を実施し、安全性の確保や施設の長寿命化を図る。	整備校数	校	11						
615	学校教育	小学校給食設備整備事業	自校方式給食を実施している友部地区5小学校の給食設備を改修工事や購入等により、より安全でおいしい給食の提供ができる環境に整備する。	施設・設備の整備箇所	箇所	1	給食提供回 数		181			
616	学校教育		3年に一度の定期報告業務であり、特殊建築物に該当する(10小学校、5中学校、1義務教育学校)の校舎、屋内運動場、武道場について、法令に基づき点検を実施し、点検結果を県に報告する業務。 令和3年度、令和6年度、令和9年度、令和12年度実施予定									
617	学校教育	小学校理科設備整備事業	理科の学力向上を目的に理科振興備品の整備促進を図る 特定財源:国庫補助金	学校数	校	11						
618	学校教育	中学校施設管理事業	学校施設等の環境を維持管理していくため、中学校5校、義務教育学校1校の各種保守点検業務等を実施する。 電気設備、消防設備、給排水設備の保守点検、機械警備、植栽管理、清掃委託等	整備校数	校	6						

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
619	学校教育		5中学校、1義務教育学校(南中校舎)の管理運営に必要な事業経費を計上。本事業の中で学校運営を行っている。									
620	学校教育	(2十年年)	3年に一度の定期報告業務であり、特殊建築物に該当する(10小学校、5中学校、1義 務教育学校)の校舎、屋内運動場、武道場について、法令に基づき点検を実施し、 点検結果を県に報告する業務。									
621	学校教育	中学校整備事業	学校施設等の環境を整備するため、中学校5校、義務教育学校1校の修繕、工事、備品購入等を実施し、安全性の確保や施設の長寿命化を図る。	整備校数	校	6						
622	学校教育	中学校理科設備整備事業	理科の学力向上を目的に理科振興備品の整備促進を図る 特定財源 国庫補助金	中学校	校	6						
623	学校教育	教育委員会運営事業	教育委員会は、教育長と教育委員による合議制の執行機関で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて、学校その他の教育機関の設置・管理、学校教育、社会教育、スポーツ及び文化財等教育に関する事務を管理執行することを職務権限とする。地方公共団体の長から独立した機関。 合議制となっているのは、教育関係の事務が、政治的中立や安定性が強く求められることにあります。また、合議制により、地域住民の多様な意見を教育行政に反映させ、より地域に根ざした教育行政を推進していく。									
624	学校教育	小学校運営事務	10小学校、1義務教育学校(南小校舎)の管理運営に必要な事業経費を計上。本 事業の中で学校運営を行っている。									
625	学校教育		魅力ある学校づくりの提案事業により採択された学校環境整備等を行い、体験・交 流活動を実施して行く。									

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
626	生涯学習	社会教育事業	社会教育委員や社会教育指導員の報酬、生涯学習関係事業を行うための旅費・消耗品・負担金・団体補助金等	事業数	件	176	助成事業及 びP連事業数	件	1			
627	生涯学習	笠間公民館運営事業	〇公民館運営審議会においては、社会教育法第29条に規定する審議会であり、館長の諮問に応じ公民館における各種事業等の企画実施につき調査審議する。 〇窓口または電話による適正な貸館の受付、貸出業務と料金徴収。 〇定期利用団体との利用調整。 〇市民団体・組織の印刷機の使用	有料の使用 件数	件	61	有料の使用 料	Ħ	790490	無料の使用 件数	件	1958
628	生涯学習	友部公民館施設管理事業	昭和52年に建築され、老朽化の進む中、利用者が安全安心に利用、更に利便性を高めるため、定期的な点検と必要に応じての改修、修繕を実施していく。	保守点検回数		12						
629	生涯学習	公民館講座運営事業(友 部)	市民の教育の向上、健康増進等を図れるような各種講座を開設し生活文化の振興に寄与することを目的とする。	講座数	講座	11	開催数(延べ)		13	参加延べ人 (組)数	人(組)	258
630	生涯学習	友部公民館施設整備事業	快適な施設を利用者に提供できるように施設の修繕を行う。									
631	生涯学習	岩間公民館施設管理事業	シルバー人材センター夜間等日直業務委託。	利用回数(夜間)		111	利用人数	Д	1147			
632	生涯学習	公民館講座運営事業(岩間)	市民の教育の向上,健康増進を図れるような講座の企画立案,講師依頼,運営実施。「子ども大学」「かさま志民大学」「サマースクール」等。	講座数	講座	7	開催数(延べ)		11	参加延べ人 (組)数	人(組)	85

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
633	生涯学習	岩間公民館施設整備事業	快適な施設を利用者に提供できるように施設の修繕を行う。									
634	生涯学習	友部公民館運営事業	160窓口又は電話による適正な貸館の受付、貸出業務と料金徴収。 定期利用団体と の利用調整。	有料の使用 件数	件	53	有料の使用 料	Ħ	147870			
635	生涯学習	岩間公民館運営事業		有料の使用 件数	件	32	有料の使用 料	Ħ	96880	無料の使用 件数	件	1058
636	生涯学習	笠間公民館施設管理事業	笠間公民館を、安全かつ便利に利用するための、施設・設備の保守点検、法定点検及び光熱水費等の管理を行う。 また、職員退庁後の夜間貸出に係る夜間日直等の委託を行う。	保守点検回数	П	26						
637	生涯学習	地区公民館施設管理事業	 ○地区公民館における施設の快適な管理・運営を図るため施設・設備の保守・維持管理を実施する。 ・管理施設数:地区公民館12館及び旧稲田附属館跡地。 ○地区公民館は老朽化した施設が多く、適切な修繕を行う。 ○令和3年10月から稲田公民館以外の11館を、令和5年4月からは稲田公民館を、地域交流センターに移管する。 		箇所	11	保守点検	回/年	74			
638	生涯学習	地区公民館運営事業	〇地区公民館は、昭和40年代からの学校統合による土地利用や、土地改良事業の補助による施設整備により、各地区の社会教育の拠点として笠間地区に12施設が設置されている。当施設のより充実した運営を図る。 〇地区公民館数:12館 〇令和3年10月から稲田公民館以外の11館を、令和5年4月からは稲田公民館を、地域交流センターに移管する。	利用回数(全館)		1859	利用者数(全館)	Д	22140			
639	生涯学習		〇市民文化の振興と各文化団体の育成と連携及び広く地域の文化向上を目的とした 事業活動を行う。【文化連盟】	開催回数	回		参加延べ人 数	٨.				

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
640	生涯学習	学校施設開放事業	一般市民に開放できる、多目的室を備える、学校施設(大原小・友部中・岩間中)を開放し、地域住民の社会教育活動の場とし提供している。施設管理及び受付業務は、笠間シルバー人材センターに委託している。	施設利用者数	Α	973	施設利用件数	件	95			
641	生涯学習	岩間体験学習館(分校) 管理運営事業	岩間体験学習館「分校」は、昭和37年に建設され、昭和57年まで学校として使用されていた。その後、分校の形をそのままに、青年会の活動拠点や地域の集会所として利用されてきた。 昭和60年に、旧岩間町と武蔵野美術大学のサークル「アトリエちびくろ」の共催による宿泊体験事業「図工教室」の活動拠点として活用され、その後、武蔵野美術大学主催事業として、夏と春に実施している。 現在は、青少年の豊かな人間形成や地域社会の活動の場として、岩間地区のみならず、笠間地区や友部地区からも利活用されている。 施設管理業務として、利用者への鍵の貸出、低木剪定、花壇管理・トイレ清掃等の軽微なものは、地元組織に委託している。	施設利用者数	Α	3250	施設の維持 管理	月	12			
642	生涯学習	地区公民館施設整備事業	○各地区公民館においては、建設時からの年数もかなり経過しており、老朽化に伴う使用上の障害も見受けられるため、優先順位をつけて改修工事等を行う。 ・地区公民館の建築年数状況:昭和43年5月~平成24年12月築。 ・地区公民館数:12館 ○令和3年10月から稲田公民館以外の11館を、令和5年4月からは稲田公民館を、地域 交流センターの移管に伴う施設の整備工事等を行う。									
643	生涯学習	公民館講座運営事業(笠 間)	〇市民の教育の向上、健康増進等を図れるような各種講座を開設し、生活文化の振興に寄与することを目的とする。 〇令和元年度より児童向け講座を「サタデーまなBe」より「子ども大学」とし、大学との連携を含めた講座として実施。 〇令和3年度より一般向け講座を「かさま志民大学」とし人材育成を含めた講座の実施。 〇夏休み児童向け「サマースクール」、高齢者向け「スマホ講座」の実施。 〇上記講座を実施するための企画立案、講師依頼、運営の実施。	講座数	講座	7	開催数(延べ)		14	参加延べ人 (組)数	人(組)	203
644	生涯学習	家庭教育事業	子ども達の健やかな成長と、家庭における教育力の向上を目指し、市内幼稚園、 保育園・保育所、こども園、小学校、中学校、義務教育学校において、家庭教育学 級を開設(34学級)している。 各学級では、学級長を選出し、学級長を中心に計画を立て、年3回程度、学級を 実施(講演会・視察研修・子育て講座など)している。 また、保健センターが実施する3~4ヶ月児相談時、就学時健康診断や新入児童 保護者説明会の際に、子育てアドバイスブッククローバーのダイジェスト版を配布 している。	家庭教育学 級開催回数	0	108	家庭教育学 級数	学級	34			
645	生涯学習	寺子屋事業	H21年度より、学校休業日(土曜日)に学習意欲の啓発と学力向上を目的に、小学5・6年生を対象に笠間・友部・岩間公民館で開校。科目は国語・算数・英語・自主学習。学力診断テストや夏季特別講座を実施。 講師(学習アドバイザー)は小中学校の非常勤講師や退職教員等に依頼。	開設日数	日	38						
646	生涯学習	青少年育成事業	・リーダースクラブ事業の実施 ・(青少年育成市民会議事業)笠間地区の青少年育成笠間地区市民会議と岩間地区 の青少年育成岩間地区市民の会がそれぞれに活動を行っていたが、平成28年5月 をもって、笠間地区の市民会議が解散となった。	事業に満足 した割合 (職業体験 事業)	%	100	事業参加者 数(職業体 験事業)	Д	28			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
647	生涯学習	生活困窮者学習支援事業	厚生労働省が所管する生活困窮者就労準備支援等事業の中の生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業として、平成28年度より実施を開始した。本来は社会福祉課が実施すべき事業であるが、市内部調整の結果、生涯学習課で実施することになった。このため、生涯学習課としては、あくまでも学習支援という観点から、学習習慣や生活習慣の確立と学習意欲の向上を目的に実施している。平成28年度は、生活困窮世帯(要保護、準要保護)で、中学3年生とその家庭を対象に実施した。平成29年度からは、中学1年生から3年生までに対象を拡大した。	学習支援事 業参加者数	,	35	学習支援事 業開催日数	B	29			
648	生涯学習		地域の子ども達を、心身ともに健全に育成することを目的に、旧市町村単位で活動していた子ども会育成連合会を、平成18年に統合し、笠間市子ども会育成連合会として活動している。 主な事業として、姉妹都市である矢板市との交流会、球技大会、夏休み作品展などがあり、合併前の各地区ごとの連合会事業をそのまま引継いで現在に至る。 事業の参加状況は元々実施していた旧連合会での参加者は多いが、全市に広まらないという現状にある。	参加者の満 足度	%	100	連合会主催 事業数	件	2			
649	生涯学習	成人式事業	成人式は、合併当初は旧市町毎にそれぞれの公民館で開催していたが、平成20年度より、民間施設を借用し一箇所で開催していた。しかし、平成27年度に同施設の営業形態が無くなったことで、その年度より、笠間市民体育館へ会場を移し実施している。 成人式の内容は、式典・アトラクション・記念撮影で構成されており、成人者に対する記念品として記念写真を送っている。 また、当日の式典やアトラクションの進行は、該当者で組織する「笠間市成人式実行委員会」が中心となって行っている。	実行委員数	Д	9	実行委員会 開催回数	0	5			
650	生涯学習	青少年相談員事業		活動に参加 した延べ人 数	Д	118	活動日数	日	8			
651	生涯学習	電子図書館運営事業	ICTの活用により電子書籍を提供することで図書館利用の利便性向上や感染症の拡大防止を図り,市民の読書活動を推進するとともに,その機能を活用して視覚障害者等の読書を可能とする。									
652	生涯学習	岩間図書館サービス事業	・図書館法等に則った各種イベント事業の運営, 図書館資料の収集(選定, 発注, 受入等), 図書館資料の提供(貸出、返却、予約、相互貸借等), 図書館資料の管理(資料整理, 配架, 修理, 延滞督促等), 図書館システムの管理運営, 電子図書館の管理運営, 子ども読書活動推進, 学校・団体の支援連携等。	開館日数	B	257	入館者数	Д	77159	資料貸出点 数	点	179851
653	生涯学習	友部図書館施設管理事業	・利用者の安心安全・快適な空間を創出するための保守管理と、必要に応じた修繕 を実施する。	開館日数	B	257	入館者数	٨	116025			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
654	生涯学習	友部図書館サービス事業	図書館法等に則った各種サービス事業の運営 図書館資料の収集(選定、発注、受入等)、図書館資料の提供(貸出、返却、予約、相互貸借等)、図書館資料管理 (資料整理、配架、修理、延滞督促等)、図書館システムの管理運営 子ども読書活動推進、各種イベント、学校・団体の支援連携等	開館日数	B	257	入館者数	A	116025	資料貸出点 数	点	374163
655	生涯学習	笠間図書館サービス事業	図書館法等に則った各種サービス事業の運営 図書館資料の収集(選定、発注、受入等)、図書館資料の提供(貸出、返却、予約、相互貸借等)、図書館資料管理(資料整理、配架、修理、延滞督促等)、図書館システムの管理運営子ども読書活動推進、各種イベント、学校・団体の支援連携等	開館日数	B	257	入館者数	J	121262	資料貸出 冊・点数	冊・点	353036
656	生涯学習	笠間図書館施設管理事業	・利用者の安心安全・快適な空間を創出するための保守管理と、必要に応じた修繕 を実施する。	開館日数	日	257	入館者数	Д	121262			
657	生涯学習	岩間図書館施設管理事業	・利用者の安心安全・快適性を保ち、図書館サービス事業が円滑にするために、保守管理と必要に応じた修繕を実施する。	開館日数	日	257	入館者数	Д	77159			
658	生涯学習	友部図書館改修事業	築27年を経過し施設設備の老朽化が進む中、利用者が安全安心に利用できるよう施設設備の保守管理と必要に応じて修繕を実施する。また、昨年度実施した特殊建築物定期報告(3年に1回)及び今年度の外壁タイル調査定期報告(10年に1回)の調査結果を精査し、現在の不具合個所や内容を把握するとともに、改善策の具体的内容等の報告を受け、令和4年度には大規模改修工事(令和5年度実施予定)に向けた実施設計を計画していく。									
659	芸術・文化	からま日米フェヘブ~癸	茨城国際音楽アカデミーに代わり、市民に対する質の高い芸術鑑賞の機会を提供する他、誰でも気軽に楽しむことのできるコンサートを開催するなど、音楽文化振興を図っていく。	コンサート 回数	О	5	入場者数	Д	583			
660	芸術・文化	公民館まつり事業 (笠 間)	○公民館まつりは公民館を利用する個人や各団体が日頃学習している成果や、美術など各種の創作を試みる市民の作品を公募し、発表や鑑賞のできる機会を設け、市民交互の交流を通じて芸術文化の振興を目的として実施する。 ○各館の公民館まつりは活動の発表、幼児、個人、団体の作品展示とワークショップを行う。 ○3館合同事業として、笠間公民館大ホールを会場に「笠間市合唱祭」と「笠間市民芸能発表会」を行う。	公民館まつり出展数	点	439	芸能発表会 参加者数	Д		公民館まつり来場者数	Д	341

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
661	芸術・文化	公民館まつり事業(友 部)	3館同期間で実施し、団体、個人が取得した技術と成果の鑑賞の機会を設け芸術文化と市民相互の交流を図る。 市民芸能発表会は笠間公民館大ホールで3館合同で開催している。	公民館まつり出展数	点	314	参加団体数	件	12	公民館まつり来場者数	٨	247
662	芸術・文化	市民展覧会事業(笠間)	○市民展覧会は、多くの芸術創作を試みる市民から作品を公募し、広く市民が芸術を鑑賞できる機会を設けるものである。○市民美術展覧会実行委員会への補助金支出、運営指導。○7部門:日本画、洋画、彫刻立体造形、工芸、デザイン、書道、写真。○会場:笠間市立公民館							作品点数(市 民展覧会)	点	
663	芸術・文化	文化振興事業	市民の芸術・文化に対する関心を高め、主体的な活動の活性化を促すとともに、次代を担う子どもたちの文化芸術活動を推進し、各種文化団体の活動を支援する。笠間市文化協会及び全国こども 絵画コンクールinかさま並びに笠間陶芸大賞展に対して、文化全般の振興と、各種文化団体の交流事業の推進を図るための補助及び負担を行う。	団体数	団体	21	you遊文化ス クール参加 団体数	団体				
664	芸術・文化	同即日本附麵貝爭未	65歳以上の高齢者を対象に芸術文化の鑑賞機会を提供(日動美術館、春風萬里荘入場無料)し、芸術文化に対する意識の高揚を図り、地域資源の活用を推進する。 元気かさま応援基金対象事業	広報活動	回	6	入場者数	Д	2715			
665	芸術・文化		陶芸を通して子ども達の豊かな感性を養い、自由な想像力を発揮する場の提供をすると同時に「陶芸の里かさま」を全国に発信する。また、市内の児童生徒を対象に出展する作品づくりのための 陶芸教室を開催している。	陶芸教室の 開催校数	校	5	作品応募数	点		展示会来場 者数	J	
666	芸術・文化	公民館まつり事業(岩 間)	公民館まつりは、公民館を利用する各団体が習得した技術成果の発表の場を設け、 市民相互の交流を通して文化交流を図ることを目的としている。	参加団体数	件	22	実施日数	B	3			
667	芸術・文化	埋蔵文化財保護事業	埋蔵文化財は、地域の歴史と文化に根ざした歴史遺産である。その埋蔵文化財を保護するため、埋蔵文化財包蔵地を把握し、開発事業に対して現地確認や試掘調査・ 発掘調査を実施する。	照会件数	件	99	試掘調査数	件	36	発掘調査数	件	1

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
668	芸術・文化	文化財活用事業	市内には多数の貴重な指定文化財がある。彫刻・工芸品・書籍等の文化財は、普段屋内に保管されており、一般の方が目にする機会がない状況にあるため、文化財管理者の協力を得て、公開日を定め特別に公開することにより、文化財への関心を高めるとともに、笠間を知り学ぶ機会を提供する。公開にあたっては、茨城大学・市史研究員の協力を得て、来場者への対応を行っていく。※隔年開催事業	公開箇所数	所数		入場者数	入場者数				
669	芸術・文化	偉人マンガ製作事業	自治体ゆかりの偉人についてマンガを製作し、笠間市内の小中学校へ配布及び授業での活用を通じ、郷土教育・将来の生き方・生活を考えるきっかけ(キャリア教育)につなげることを目的とする。									
670	芸術・文化	指定文化財保護事業	笠間市に残る文化財の保存・活用を図り後世に継承していくために、文化財の重要事項について笠間市文化財保護審議会で調査・審議し、維持・管理について各消防署と連携して 文化財防火デーに合わせて立入検査を実施する。また、指定文化財の修復・維持管理に係る経費に対して一部補助金を交付する。	笠間市文化 財保護審議 会開催件数	日	3	補助金交付 件数	件	3	修復等件数	件	1
671	芸術・文化	笠間城跡保存整備調査事 業	笠間城は、現在に至るまで本格的な調査がおこなわれたことがなかったため、考古学、歴史学などの学術関係者とともに調査を進め、市指定部分だけでなく下屋敷などを含めた近世城郭、中世城郭、寺院郡跡の全容を明らかにし、地域全体の保存を図るとともに、県史跡、国史跡の指定を目指す。	指導委員会 開催数	回	2	調査件数	件	1	講演会参加人数	人	173
672	芸術・文化		笠間市の歴史を後世に継承し、郷土意識の高揚を図るため、笠間市の歴史に関係する史料を収集・整理して、収集した史料の保存・活用、市史の研究に努める。	市史研究員 数	Д	8	市史研究員 作業日数	B	39	歴史資料展 示日数	B	
673	芸術・文化		歴史資料・民俗資料等の収集、保存、活用により市民の歴史研究の一助とするとと もに貴重な資料を将来に向けて継承していく。	開館日数	B	157	入館者数	Д	344			
674	芸術・文化	歴史展示コーナー運営事業	市民の郷土愛を醸成するため、旧井筒屋旅館 2 階の歴史展示コーナーにおいて、笠 間の歴史や偉人を紹介する。	展示回数	回	1	来場者数 (井筒屋全 館)	Д	61953			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
675	芸術・文化	筑波海軍航空隊展示運営 事業	隊員等の遺品の展示や記録映画を作成し、現存する史跡の保存とその史実を後世に 伝える。 筑波海軍航空隊記念館の運営は指定管理者による管理運営となる。	業務委託件数	件数	1	入場者数	٨.	6658			
676	スポーツ		子どもたちがスポーツへの興味・関心を持ち、自分に合ったスポーツの発見、始めるキッカケとなるよう、スポーツ能力測定を実施する。 各スポーツ種目での優秀な人材を発掘し、スポーツ振興を図る。 対象 市内小学生(約200人)									
677	スポーツ		小学生・親子(2km)、中学生(3km)、一般(5km、ハーフマラソン)の4種目で23部門の競技を実施している。 運営費用は、参加者からの参加料、企業からの協賛金、市補助金で運営し、実施後、スポーツ振興くじ助成金を収入している。 ハーフマラソンコースは、日本陸上競技連盟の公認コースとなっており、茨城県陸上競技協会、市スポーツ協会、スポーツ推進委員、スポーツ少年団などの関係団体と連携して運営している。 本大会を通して「笠間市」の知名度アップと参加者の健康増進、体力強化に務めている。 健康ブームにより、全国各地でマラソン大会が行われ参加者の奪い合いが進み、各地の大会で参加者の減少傾向が進んでいるのが現状であり、本大会も同様である。令和2年度参加者数753人(前年度4338人) ※令和2年度はコロナウイルス感染症の影響により規模を縮小しハーフマラソンのみ。	ボランティア係員数	A	175	市民参加者数	Д	42	市外参加者数	人	711
678	スポーツ	県下中学校交歓笠間市駅 伝大会事業	東京オリンピック(1964年)の開催を記念して始まった中学生対象の駅伝大会である。県内でも歴史あるスポーツ大会で中学生の健全育成と競技力向上を図ることを目的としている。 男子5区間(14.4km) 女子5区間(10.4km)・令和2年度より参加数の増加を狙い、区間数(7区間)を男女各5区間とし、併せて参加料を1チーム5,000円から3,000円に引き下げた。	参加校数	校	38	参加チーム 数	チーム	104			
679	スポーツ	スポーツ推進委員活動支 援事業	スポーツ推進委員は、市民の身近な立場からスポーツ振興施策の推進を図る役割がある。そのため各種研修会を通して指導者としての資質の向上を図る必要がある。スポーツ推進委員数 2 9 名	延活動人数	Д	52						
680	スポーツ	スポーツ振興事業	市民のスポーツ・レクリエーションの振興を図るため、スポーツ推進審議会を開催し、市スポーツ振興計画の策定・計画の見直しを検討する。また、公益財団法人B&G財団に関する事務のほか、スポーツ・レクリエーションの振興に必要な事務を行なう。	審議会開催回数	回	1	B&G関係出席 数	回	1			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
681	スポーツ	スナッグゴルフ大会事業	子どもたちの健全育成とクオリティーの高い価値観・道徳観の涵養を図る。現在、市内の全小学校11校が参加しスポーツ振興の一翼を担う。 ・笠間市長杯スナッグゴルフ大会の開催。 ・JGTOカップ全国大会茨城A地区予選大会の支援。 ・宍戸ヒルズスナッグゴルフ親子大会の支援。	大会数	0	2	参加校数	校	9	参加者数 (上限あ り)	٨	51
682	スポーツ		東京オリンピック・パラリンピック競技大会に参加するホストタウン相手国・地域 の選手団の事前キャンプ・事後交流を受け入れ、市民との交流を実施する。	交流回数	0							
683	スポーツ	東京2020聖火リレー 応援事業	東京オリンピックの聖火リレーが笠間市を通過することから、聖火リレーを盛り上 げ、東京オリンピックを身近なものと感じることにより機運醸成を図る。	実施回数	0							
684	スポーツ	スポーツ奨励金事業	笠間市独自のスポーツ奨励金制度により、笠間市を代表して全国大会等に出場した 場合に、スポーツ奨励金を交付しスポーツの振興を図る。	スポーツ奨 励金交付者 数	人・団体	5						
685	スポーツ	ク・パラリンピックホス	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、大会参加国・ 地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図り、地域の活性化等を推進するため の事業を行う。									
686	スポーツ	フポーツ国際充済性准重	陸上競技を専門とするエチオピア人を雇用する。 陸上競技をはじめとする競技スポーツの振興と市内中学生等の競技力向上及び指導者の育成を図る。 東京オリンピックにおけるホストタウン事業を推進するため、エチオピアとの交流を企画する。	指導日数	B	200						
687	スポーツ	ムタウン地域交流事業	茨城県内の水戸市及び周辺市町村並びに産業経済団体等と連携を図りながら、水戸ホーリーホックを組織的・広域的に支援し、次代を担う子どもたちの夢を育て地域に根ざしたスポーツ文化を創造するため、水戸ホーリーホックホームタウン推進協議会に加盟している。 ホームゲームの中の一日を、笠間市の日として、笠間市に在住在勤の方の観戦を優待とし、また、市内のサッカー少年団による前座試合を催し子どもたちに本格的な天然芝のグラウンドでプレイできる魅力的な環境を提供している。	観客数	Д	1559	うち笠間市 民数	Д	13			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
688	スポーツ	東京2020ホストタウン推進事業	東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウンとして相手国・ 地域の関係者と交流を実施するとともに、地域の活性化等を推進する。	交流回数	0	3						
689	スポーツ	東京2020パラスポーツ啓発事業	東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、パラスポーツの啓発 を図る。	実施回数	П							
690	スポーツ	体育施設整備事業	体育施設を安全に安心して利用できるよう施設の整備を行う。 体育施設18施設(指定管理施設含む) 地方自治法第244条の2により、指定管理者制度を導入している。 ・総合公園、市民体育館、笠間武道館、石井街区公園、岩間総合運動公園、岩間海 洋センター、岩間工業団地テニスコート									
691	スポーツ	学校体育施設開放事業	市民が身近にスポーツを実践することができる場、活発な交流が行われるコミュニケーションの場として学校体育施設を市民に開放する。 平成27年度から廃校となる学校についても、市民に開放している。 小中学校の学校体育施設 体育館17施設 グラウンド17施設 (平成27年度廃校となった学校 体育館3施設 グラウンド3施設) 令和元年度12月から学校体育施設の鍵の保管方法を三地区とも統一し、利用者の利便性を高めた。また、統一化により岩間地区の鍵保管者(近隣住民)への報償費を削減した。	利用団体数	団体	129	延利用者数	人	2686			
692	スポーツ	体育施設管理運営事業	体育施設を安全に安心して利用できるよう施設の健全な維持管理を行う。 体育施設18施設(指定管理施設含む) 地方自治法第244条の2により、指定管理者制度を導入している。 総合公園、市民体育館、笠間武道館、石井街区公園、岩間総合運動公園、岩間海洋 センター、岩間工業団地テニスコート 設備及び備品の老朽化が著しいため計画的に更新していく必要がある。	体育施設数	箇所	18	延利用者数	人	200121			
693	スポーツ	体育協会支援・強化事業	笠間市スポーツ協会加盟団体が開催する各種スポーツ大会やスポーツ教室を側面から支援し、スポーツの振興を図る。 加盟団体数24団体	支援団体数	団体	26	登録人数	人	3144			
694	スポーツ	付事業	子どもたちの健全育成を目的に活動しているスポーツ少年団に補助金交付で支援し、組織の強化、活動の活性化を図る。 少子化の進行と、子どもを持つ親の価値観や生活スタイルの変化により、団員を確保することが難しい状況になっており、団員の減少傾向及び少年団の解散が続いている。 令和2年度スポーツ少年団数 32団 717人	補助団体数	団体	32	登録者数 (団員・指 導者)	人	717	小学生加入 率	%	15

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
695	市民協働・ 地域コミュ ニティ	地域文派センター連合争	営協議会において意見を集約し、民間の知識等を最大限に活用するため、H28.12月	地域交流センター利用 団体数	団体	1854	地域交流センター利用 者数	Д	108352			
696	市民協働・ 地域コミュ ニティ	地域交流センター運営事 業(岩間地区)	・市民の交流を促進し、地域活性化及び地域活動並びに健康増進の推進、観光拠点として地域の活性化を図る。 ・施設の運営においては、地域の代表者で組織する運営協議会において意見を集約し、民間の知識等を最大限に活用するため、H29.12月から指定管理者へ委託する。(株式会社セイウン)	地域交流センター利用 団体数	団体		地域交流センター利用 者数	Д	25613			
697	市民協働・ 地域コミュ ニティ	証事務		年度事業報 告	団体	33						
698	市民協働・ 地域コミュ ニティ	市民活動支援備品貸出事 務(公用車貸出含む。)	・子ども会の資源物回収や地域の防犯パトロール、地域の活動等の公益的活動を支援するため、市が所有する公用車及び備品を公務に支障のない範囲で貸出す。	備品貸出数	П	203						
699	市民協働・ 地域コミュ ニティ	まちづくり出前講座推進 事業	・市民による市民の知識を活かした講座や行政の取り組みを紹介する講座を開催することで、市民の学習機会を増やすことにより、市民生活の充実を図り、市民参加の機会を拡充する。	講座開催	О	26	講座受講者	٨	375			
700	市民協働・ 地域コミュ ニティ	チャレンジかさまネット ワーカー活動推進事業	・チャレンジいばらき県民運動の趣旨を踏まえ、活動に積極的に参加するととも に、地域コミュニティの推進と会員相互の連携を図りながら笠間市民と協力し、市 民活動を推進する。	ボランティ ア活動回数			ボランティ ア活動参加 者	Д	300			
701	市民協働・ 地域コミュ ニティ		・地域の特性を活かし、市民活動の活性化を図ることを目的に、市民自らがまちづくりの主体として活動していくために必要な経費に対し助成する。対象事業は、団体の設立、NPO法人化を支援する自立促進事業と地域の課題等を解決する事業を支援する地域活性化事業がある。	助成団体	団体	2	助成金交付額	千円	386			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
702	市民協働・地域コミュニティ	行政区運営事務(笠間支 所)	①市が行う行政事務を円滑に推進するため、一定区において地域住民との連携を密にし、効率的な運営を図る。 会員数は102名、理事10名 ②区長文書の配布	加入率	%	90						
703	市民協働・地域コミュニティ	心核凶体認り 争伤		市内認可地緣団体数	団体	36						
704	市民協働・地域コミュニティ		地域住民の自主的な誠意に基づくコミュニティづくりの中心であり、行政と地域住 民との連携を図ることにより、地域振興の発展を推進する。	説明会開催 回数	П		行政区加入 率	%	72			
705	市民協働・地域コミュニティ	(未定)コミュニティ助 成事業	・宝くじの収入を財源として(一財)自治総合センターが、行政区や自治会のコミュニティ活動に必要な備品の整備と集会所(コミュニティセンター)の整備に対し助成を行っている。 ・一般コミュニティ助成事業(備品整備) 補助率10/10 限度額1,000千円~2,500千円 ・コミュニティセンター助成事業(施設整備) 補助率3/5 限度額15,000千円	助成団体	件	1	助成金	千円	2500			
706	市民協働・地域コミュニティ	地域集会所建設(増改築)事業	・自治活動に必要な地域集会所を新築する場合や既設の集会所を修繕する場合、地元の負担を軽減するため、その経費の一部を補助し、地域コミュニティ活動の拠点 整備を図る。	補助金交付団体	団体	7	補助金額	千円	1939			
707	市民協働・ 地域コミュ ニティ	行政区運営事務(岩間支 所)		加入促進説明会			加入率の向 上(世帯 数)	%	66			
708	女性活躍推 進		年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、その多様性を認め合い、誰もが 平等に活躍できる社会の構築を目指して、セミナーや講演会等を開催する。	市の審議会等における女性委員の占める割合	%	32. 1						

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
709	国際化	国際化戦略事業	〇平成30年8月に開設した笠間台湾交流事務所の運営経費。 〇台湾やドイツなど国際交流に伴う費用	台湾からの 笠間市への 旅行者数	Α	75						
710	国際化	英語教育プログラム交流 推進事業	・近年の国際化に伴い、互いの文化や考え方の違いを尊重し認め合い快適に生活できる地域社会を築くことが必要となっているため、国際交流員(CIR)を活用し、幼児を対象に英語に親しむ活動を通し、国際理解を深める。	国際交流員派遣回数	П	37						
711	国際化	国際交流事業	・市民の国際理解の促進、国際的視野を持つ人材育成、外国人が住みやすい環境の 整備など、国際化に対応したまちづくりを推進する。	国際交流事業	回	5	国際交流事 業への参加 者	۸.	574			
712	人権尊重	人権同和対策事業	多種多様な人権問題に関わる理解と認識を深めるとともに、一人ひとりが尊重しあ う心を育みながら、平等で平和に暮らせる社会づくりを目指す。	講演会開催数	П	1	職員研修会 開催数		1			
713	人権尊重	人権擁護委員協議会事業	市民の抱えるさまざまな人権に関する問題を解決に導いていくため、啓発活動を実施するとともに人権相談体制の充実や人権教室による児童への教育、啓発を実施する。	人権相談の 開設	П	7	人権啓発活 動	0	1	人権教室の 開催	校	
714	人権尊重	人権教育事業	市民の人権教育の高揚を図ると共に、人権問題に対する理解と認識を高めるために年1回、人権教育講演会を開催している。 講演会の聴講者として、週報、HP、ポスターやチラシを通じて広く募集を行っている。また、社会教育委員、幼稚園、保育所、保育園、こども園、小・中学校、義務教育学校、子ども会役員、青少年相談員、市民の会役員、民生委員等にも呼びかけをしている。	人権講演会 開催回数	П	1						
715	移住・交流	定住化促進事業	少子化・高齢化による人口減少の解消を目指し、本市への定住化を促進するため、 お試し居住の運営や、移住相談への対応、首都圏を中心としたPRを行う。	移住定住促 進PR		10	移住体験施 設利用者数	Д	60			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
716	移住・交流	クラインガルテン事業	農業・農村の有する多面的機能を充分に発揮し、地域農業の活性化を図るため、滞在型市民農園(クラインガルテン)施設を核に都市と農村の交流を通した豊かな農村づくりを目指す。	定例会の開 催	П	4						
717	移住・交流	笠間版CCRC推進事業	生涯活躍のまち(笠間版CCRC)の実現に向け、事業計画の作成、計画に基づく 施設整備、生活を支える主体の設立及び運営、移住者確保等に向けたPRや移住促 進事業等を実施する。	連携企業等協議数	件	4	試験事業数	件	1			
718	移住・交流		平成21年度から総務省が取り組んでいる地域おこし協力隊事業を活用し、都市部に在住する意欲ある人材を受け入れ、最長3年の活動期間の中で、地域活性化を目的とした、地域力の維持・強化につながるような地域おこし活動を実施する。また、活動期間終了後に、地域おこし協力隊自身の定住及び起業等を目指す。今年度については、重点課題(多様な人材育成及び確保の推進)の観点から、道の駅、スケートパーク、移住(CCRC)、地場産業(竹細工)の分野において地域おこしの推進を図る。 (特別交付税:1人あたり4,700千円)	地域おこし 協力隊主催 事業開催数	П	10	地域おこし 協力隊情報 発信回数 (ブログ)	©	100	移住者数 (協力隊)	Д	8
719	ライフイベント	特定不妊治療費補助事業	特定不妊治療(体外受精、顕微授精)及び男性不妊治療を受けている夫婦の経済的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とした治療費補助事業。補助金額:特定不妊治療1回につき10万円。男性不妊治療1回につき5万円。(治療経費が補助金額に満たない場合は、当該経費額)補助回数:治療機関の初日における妻の年齢が39歳以下であるときは、通算6回。40歳から42歳であるときは、通算3回。	不妊治療費 助成	件	62						
720	ライフイベント	結婚支援事業	・「マリッジサポーター」や「いばらき出会いサポートセンター」と連携し、結婚支援の充実を図る。 ・「重点·充実」経済的理由で結婚に踏み出せない方を経済的に支援することで、結婚への後押しにつなげ、少子化対策の強化を図る。	補助金交付世帯数	世帯		補助金額	千円				
721	広報・広聴		行政情報や生活情報などのさまざまな情報を市民にわかりやすく提供し、市民と行政が情報を共有することで、協働のまちづくりを推進する。 「広報かさま」は毎月発行し、年間12回発行する。 「広報かさま お知らせ版」は、月2回発行し、年間24回発行する。	広報かさま 発行回数	П	12	広報かさま お知らせ版 発行回数	回	36	広報かさま 発行部数	枚	27000
722	広報・広聴	モニター広告事業	市民ニーズの高度化・多様化に伴い、従来の広報(紙ベースの市の情報、ホームページの運用)以外の新たな情報媒体の活用が必要とされている。そのため、市の情報発信と併せて、有料広告を掲載する情報発信型広告となるモニター広告を市役所及び各支所に設置し、市役所に来た人にモニター及び音声で行政情報を提供する。長田広告(株)と協定を締結し、広告の募集、デザインの作成は事業者が行うため、財政的負担がなく、少額ではあるが事業収入がある。	行政情報	件	90	設置個所	箇所	3	収入額		475200

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
723	広報・広聴	情報公開制度管理事務	笠間市情報公開条例の規定に基づき、市の保有する情報の公開を図り、市の諸活動 を市民に説明する責務を全うする。	文書開示請求件数	件	28	審議会等会 議の公開件 数	件	64	不服申し立ての件数	件	
724	広報・広聴	笠間PR事業	笠間市の施策や事業、催事など情報を各課と協力しながらより多くのメディアへ情報提供を行う。また、ホームページやメール、フェイスブック、ツイッター、インスタグラム、ライン、動画配信など、多様な手法の活用し情報の発信力を高め笠間市のイメージアップを図る。また、友部駅自由通路に市の素敵なシーン(写真)を掲示していくことで訪れたか方や利用者に対しPRを行い、笠間への愛着心の醸成を図る。									
725	広報・広聴	ホームページ管理運営事 業	市民及び市外からの閲覧者に対して、見やすくわかりやすい行政情報や観光情報を 提供するため、ホームページを管理運営する。 他の広報媒体(広報紙など)と比較 して、公開するまでに時間がかからない、文書量の制約がないと いうメリットがある。	ページアク セス件数	件	3284342	フェイスフ゛ック フォ ロワー	Д	4427	facebook投 稿回数	0	884
726	広報・広聴			電子メール 意見数	件	464	意見箱意見 数	件	15			
727	広報・広聴	新年賀詞交歓会事業	年の初めに、まちづくりの第一線で活躍する人たちが一堂に会し、賀詞交歓会及び 講演会を開催する。	参加者数	Д							
728	広報・広聴	パブリック・コメント事 業	市の施策等の形成過程における市民への情報提供を充実し、説明責任を果たすとともに、市民からの提案、意見等を考慮した施策等の効果的、効率的な立案を図り、市民の市政への積極的な参画を促し、市民との協働による開かれた 市政の推進に寄与する。	パブリック コメント件 数	件	6						
729	行政運営		戸籍は、日本国民の親族的な関係を登録し、公証する公簿である。 地方自治法 第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務であり、笠間地区活動拠点の住民 サービスに寄与している。	年間開庁日 数	B	243	戸籍謄・抄 本、除籍、 原戸籍謄抄 本交付件数	件	5285	戸籍届出件 数(出生、 死亡、婚 姻、離婚 等)	件	514

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
730	行政運営	戸籍事務(岩間支所)	戸籍は、日本国民の親族的な身分関係を登録し、公証する公簿である。地方自治法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務であり、戸籍事務を支所で受け付けることにより、本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	年間開庁日 数	В	243	戸籍謄抄本 等交付件数	件	3123	戸籍届出件 数	件	385
731	行政運営	间又的)	市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他住民に関する 事務の処理の基礎とすると共に、住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、合わ せて住民に関する記録の適正な管理を図ることを目的に住民基本台帳法が定められ ている。 市長の責務である住民基本台帳に関する事務を、支所で受け付けること により本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	開庁日数	B	243	住民票・諸 証明・住 基・電子証 明交付件数	件	4457	転入・転出 等届出受付 及び処理件 数	件	1279
732	行政運営	印鑑証明事務(岩間支 所)	笠間市印鑑条例に基づき、住民基本台帳法により本市の住民基本台帳に記録されている者の印鑑登録及び証明の交付をする。 支所で受付ることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	開庁日数	В	243	印鑑証明書 交付件数	件	3670	印鑑登録件 数	件	404
733	行政運営	住民基本台帳等事務(笠間支所)	市町村において、住民基本台帳法等が定める住民記録関連事務の簡素化と適正な 管理を図ることで、笠間地区活動拠点の住民サービスに寄与している。	年間開庁日 数	B	243	住民票·諸 証明·住 基·電子証 明交付件数	件	7039	転入・転出 等届出受付 及び処理件 数	件	1003
734	行政運営	税務諸証明の交付及び市 税相談(笠間支所)	地方税法第20条の10等により、地方団体の徴収金に関する事項について証明書を交付しなければならない。なお、諸証明の発行にあたり地方自治法及び笠間市手数料条例により手数料を徴する。	証明書発行 件数	件	3885						
735	行政運営	代務的証明文刊及び印代	地方税法第20条の10等により、地方団体の徴収金に関する事項について証明書を交付しなければならない。なお、諸証明の発行にあたり、地方自治法及び笠間市 手数料条例により手数料を徴する。	証明書発行 件数	件	3000						
736	行政運営	印鑑証明事務(笠間支 所)	笠間市印鑑条例に基づき、住民基本台帳法により本市の住民基本台帳に在住者記録のある印鑑登録及び証明の交付をする。笠間地区活動拠点の住民サービスに寄与している。	年間開庁日 数	B	243	印鑑証明書 交付件数	件	5840	印鑑登録件 数	件	569

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
737	行政運営	行政不服審査制度事務	行政不服審査法が改正され、平成28年4月1日から施行されました。今回の改正は、不服申し立てに対する審理手続きの公平性・透明性を向上させ、より客観的かつ公正な審理手続きを定めるなど不服申立人の手続保障が強化されました。笠間市においても審理員制度や第三者機関の設置など制度に則した適正な手続きを行うための体制を構築します。 ・行政不服審査制度について、市民の権利利益を救済するため、審議に際して第三者機関(行政不服審査会)の設置が義務付けられているもの。 ・行政不服審査会とは、市民からの不服申立てについての採決について客観性・公平性を高めるために市の判断の妥当性について、第三者の立場からチェックをするもの。	審査回数	П							
738	行政運営	税務諸証明交付事務	・地方税法第20条の10の規定等により、地方団体の徴収金に関する事項について証明書を交付する。 ・市民の利便性向上のため、コンビニ交付により証明書を発行する。 ・諸証明の発行にあたり、地方自治法及び笠間市手数料条例により手数料を徴する。	証明発行件 数	件	16799	手数料徴収 額	千円	4373			
739	行政運営	印紙・証紙取扱事業		収入印紙購 入額	Ħ	8405000	収入証紙購 入額	Ħ	2066500			
740	行政運営	人尼甘士公根款四六八亩	住民に関する記録の適正な管理を図ることを目的に住民基本台帳法が定められている。窓口・郵送申請により、各種証明書を交付する。窓口総合案内。転入・転出等各種住民票異動届出の受理・更新をし情報を正確に最新の状態に保つ。 【DX】キャッシュレス決済手数料の導入	年間開庁日 数	B	289						
741	行政運営	印鑑登録・証明事務	笠間市印鑑条例に基づき、住民基本台帳法により本市の住民基本台帳に記録されている者の印鑑登録、登録管理及び印鑑登録証明書の交付をする。 証明手数料 300円 再交付手数料 500円 新規交付手数料 300円	開庁日数	B	289						
742	行政運営		一般旅券の申請を審査し、県へ送付し作成されたパスポートを交付する。 10年用パスポート 16,000円 5年用パスポート 11,000円 子供用パスポート 6,000円 記載事項変更パスポート 6,000円	交付件数	件	136						
743	行政運営			住民票等交付件数	件	436	印鑑証明書 交付件数	件	379			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
744	行政運営	証明書コンビニ交付事業	マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアで証明書交付をする ことにより市民の利便性を図る。	住民票等交 付件数	件	2028	印鑑証明書 交付件数	件	1918			
745	行政運営	戸籍謄本・抄本交付事務	戸籍は日本国民の親族的身分関係を記録登録し、国籍を公証する唯一の制度である。 戸籍事務は国からの法定受託事務であるため、戸籍法等関係法令に基づき、戸籍関係証明書の交付を行う。 全部・個人事項証明書手数料 450円除・原戸籍謄抄本手数料 750円届出受理証明書手数料 350円死亡証明書手数料 350円死亡証明書手数料 300円身分証明書手数料 300円	戸籍証明発 行件数(有 料)	件	19905	戸籍証明発 行件数(無 料)	件	6775	内戸籍証明 郵送申請発 行件数	件	2918
746	行政運営	戸籍システム管理事業	適正な戸籍事務及び戸籍管理のために、電算システムを構築し、戸籍を安全に運営・管理・保管している。【DX】戸籍法改正(マイナンバー関連)に伴う戸籍・副本システム業務委託	本籍受理件数	件	1848	非本籍人受 理件数	件	328	他市町村か らの送付件 数	件	1231
747	行政運営	郵便等発送事務	各課への郵便の仕分け、各課から集約された郵便物の発送業務を行う。	郵便料(総務課払い)	千円	27700	郵送料(総 務課払い)	枚	260000			
748	行政運営	積算システム管理事業	茨城県土木設計積算システム共同利用運営協議会に加入し、システム使用の提供を 受けることにより、県内自治体における積算基準・単価データ利用の標準化及び設 計積算事務の効率化が図れる。	利用課数	課	7	7 利用台数	台	8			
749	行政運営	人事評価制度管理事務	本市は平成19年度から制度を導入し、職員の評価を給与等の処遇に反映させるほか、評価結果を評価者にフィードバックし所属職員の能力向上につなげるなど、人材育成型の人事評価制度を実施する。	評価者研修 会の参加者 数	Α	200						
750	行政運営		「笠間市職員人材育成基本方針」に基づき、これまでの行政運営を見直しスピード感や創意工夫、分かりやすさの追求といった行政改革の視点に立った行政運営に資するため、毎年度研修計画を作成し、職員の意識 改革と資質向上を目的とした人材育成に努めている。	研修数	0	6	受講者(延 べ人数)	Д	429			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
751	行政運営	(予算無)組織・職員定 数管理事務	少子高齢化・人口減少社会に移行し財政状況が一層の厳しさを増す中で、地方分権 の推進や多様化・高度化する市民ニーズに的確に応えていくためには、経常経費の 抑制に努める必要がある。簡素で効率的な行政運営を 推進するため、行政組織機構の適正化を推進するとともに、定員管理の取組により 義務的経費の抑制を図る。									
752	行政運営	マイナンバー制度事業		カードの交 付累計	枚	19735						
753	行政運営	笠間市情報化基本計画進 捗管理事務	【DX】第2次笠間市情報化基本計画として、笠間市デジタルトランスフィーメーション計画を令和2年9月に策定した。計画のメニューについては、可能な限り令和3年3月までに実施することとしており、庁議、行政評価を活用した進行管理を実施し計画遂行の中核としての機能を果たしていく。 ・ 第2次笠間市情報化基本計画は、官民データ活用推進計画を兼ねている。									
754	行政運営	マイナンバーカード交付 事業	住基ネットワークシステム等に関する保守及び管理及びマイナンバーカードの交付 事務や記載事項の追記事務を行っている。さらに、公的個人認証の委任事務を行 い、マイナンバーカードの普及に伴い社会的な利便性の向上に努める。 【DX】デジタル手続き法改正に伴う戸籍附票とマイナンバーの連携	交付枚数	枚	8344						
755	行政運営	テレワーク環境整備事業 (新型コロナ創生交付 金)	【コロナ】テレワーク希望者に対する通信環境の整備及びWEB会議用のライセンスの確保。									
756	行政運営	基幹系システム管理事業	市役所内で必要不可欠である電算システムについて、年間を通して安定的に稼動できるよう点検、機器の保守作業を行う。 【住民情報システム28業務】・住民記録関連システム・税収納関連システム・保健関連システム・福祉関連システム ・ 特定財源なし									
757	行政運営	情報系システム管理事業	【DX/拡充】職員間での情報の共有化及び職員が効率よく業務を行うことができるよう端末を原則一人1台配置し、庁内イントラネットでシステムを構成している。令和3年度は、電子申請の際に、決済をキャッシュレスで実施できる環境の整備を実施する。 ・特定財源なし	プリンター 保守回数	П		管理対象シ ステム数	システム	29			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
758	行政運営	伝送路管理事業	本所、支所及び出先機関を結ぶ光ケーブルネットワークの維持管理。 笠間地区、岩間地区は笠間市所有の光ファイバ網、友部地区はNTT東日本の光 サービス、本所と支所間はいばらきブロードバンドネットワークで運用。 令和3年度は、全体の機器更新により、高速化対応を実施することに伴って負担金額 が増加する。	ケーブルの 張替	件	4	Į.					
759	行政運営	基幹系システム機器更新 事業	【DX】住民情報システムで使用している基幹系システムのクライアントPC、プリンタについて各課の住民サービスの提供に支障が発生しないよう定期的に更新を行う。 国のシステムの標準化の動きを注視するとともに、市としてもベンダに意見を伝え、効率的なシステムとなるよう事務を実施する。 ・ 特定財源なし ・ 一括調達(TKC)としたことで、特別定額給付金の際のスピーディーな対応などのメリットがあった。	基幹系シス テムクライ アントPC更 新台数	台	12	基幹系シス アムプリン タ更新台数	台		基幹系サーバ	台	
760	行政運営	社会保障·税番号制度運 用事業	【DX】社会保障・税番号制度の担当窓口として、国や県等と各担当部署及びシステム会社との調整。 ・ 国庫補助金あり ・ マイナポイント事業は令和3年4月で終了	マイナン バーカード 交付枚数	枚		カード交付 率	%				
761	行政運営	ICT化推進事業(行政)	【DX】議会対応の効率化及び紙媒体による会議資料の軽減を図るため、タブレットを活用するもの。 併せて庁内会議やWEB会議にも活用する。 ・ 目的 (1)議会対応の効率化 (2)紙資料の軽減 ・ 平成29年度から実施開始 ・ 特定財源なし	議会回数	0	4	ļ					
762	行政運営	電子入札システム共同利 用事業	市発注工事等の入札をインターネットを利用し実施する。	選考委員会対象審議	0	12	, 入札実施件 - 数	回	95	落札比率	%	93
763	行政運営	個人情報保護制度管理事 務	笠間市個人情報保護条例の規定に基づき、市の保有する個人情報を適正に管理する。また、開示等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに公正で信頼される市政の推進を図る。	個人情報開示請求件数	件	29	不服申し立 ての件数	件				
764	行政運営	公衆無線LAN管理事業	【DX/拡充】市民向けのサービスとしてH26年度に公衆無線LAN wifi free-spotを10 箇所整備した。 無線LANルータの管理・更新の他、有害なコンテンツをブロックするためのフィルタリングサービスを行う。 北山公園、芸術の森公園(スケートボードパーク)についても、Wi-Fi環境の整備、管理を進めていく。 【設置場所】 本庁、友部図書館、笠間図書館、友部公民館、笠間公民館、笠間支所、保健センター、岩間支所・特定財源なし	提供するAP 数	台	8	3					

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
765	行政運営	自治体クラウド・共同ア ウトソーシング事業	○茨城県及び県内市町村で電子申請届出システム、公共施設予約システム、茨城県域統合型GISを共同運用している。 ① 電子申請届出システム ・インターネットを利用し受け付けるシステム ② 茨城県域統合型GIS ・地図をベースに行政サービスなど多くの分野で効率的な活用ができる基盤システム ③ いばらきグループウェア共同システム ・グループウェアをクラウド環境で共同利用するシステム ・ 特定財源なし ・ 令和2年度から茨城県が抜けた影響でグループウェア分の負担金額が増加した。	協議会参加日数	Ħ	10	0					
766	行政運営	情報系システム機器更新 事業	【最先端DX/拡充】情報系システム及びネットワークの安定・安全運用のため、定期的にサーバ・ネットワーク・端末機器の更新を行う。 消防業務のAI-OCRとRPAを組み合わせた事務改善の取り組みは総務省重点施策2021にも合致し、全国においても最先端の取り組みとなる。 公共施設の予約システムの導入により、住民の利便性向上、デジタル化を進める。 ・ 特定財源なし ・ 平成30年度からシンクライアントシステムを導入し集中管理としたことで個別の機器の対応件数を減少したものの、専門技術職員が少ないことが継続的な課題である。	新規導入端 末・装置数	台	10) 新規導入シ ステム数	システム				
767	行政運営		営を行う。	制度導入施設数(4.1現在)	箇所	31	指定管理者 制度導入率	%	31			
768	行政運営	地方分権改革・権限委譲 推進事業	国に対して、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しについての提案を行う。また、 県に対して、権限移譲についての要望を行う。	権限委譲率 (法令ベー ス 4.1現 在)	%	88	権限委譲率 (事務ベー 3 ス 4.1現 在)	%	87			
769	行政運営		効率的で効果的な行政運営の確立に向けて、行財政の改革を全庁的に推進するために、第3次笠間市行財政改革大綱(平成28年度策定)及び実施計画(平成29~令和3年度)の進行管理を行う。 負担金の見直し調査(3年に1回)、使用料・手数料の見直し(5年毎)を実施する。・特定財源なし	実施計画達 成率 (ほぼ 計画通り以 上の割合)	%	88	負担金の廃 止件数	件				
770	行政運営	(予算無)行政評価事業	限りある行財政資源の有効活用、総合計画の進捗管理及び市民への情報公開を目的として、施策評価を実施する。また、施策を構成する事務事業について、スクラップについての判断を行う。									
771	財政運営	契約検査事務	市発注工事等における、入札事務及び検査の適切正な執行により、財政運営の推進 を図る。	入札執行件 数	件	403	3 検査件数	件	230	落札率	%	93

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
772	財政運営	市債管理事務	公共施設等の整備については、単年度収入では賄いきれず、また住民負担の世代間公平のために、市債の発行は必要であるが、過度の将来負担にならないように管理していくことが必要である。 そのために真に必要である事業を厳選するとともに、交付税算入率の高いものを優先的に借り入れすることとした。 また、将来的な負担増に備え、利率の高い市債について繰上償還を実施。	繰上償還額	千円		実質公債費 比率	%	7.7	,将来負担比 率	%	0. 6
773	財政運営	地方交付税算定事務	地方交付税は、市の歳入の3割を占め重要な財源となっていることから、その算定のための基礎数値の報告や申請に際して、正確な数値等の把握をすることで、適正な交付税確保に繋げる。	普通交付税 額	千円	6298929	特別交付税 額	千円	572944	震災復興特 別交付税額	千円	32562
774		村空コロノソイルへ窓米	新型コロナウイルス感染症対策に資するため、令和2年度に笠間市新型コロナウイルス感染症対策基金を設置。感染症対策の支援を目的に寄せられた寄附金等を基金に積み立て、対象事業に充当することで健全な財政運営を図る。	新型コロナ ウイルス対 策基金積立 金一取崩額	千円	16064	新型コロナ ウイルス対 策基金現在 高	千円	14760			
775	財政運営	公共下水道事業支出金	公営企業に対する一般会計からの出資金及び補助金を支出する。	支出金額	千円	850806						
776	財政運営	病院事業支出金	公営企業に対する一般会計からの出資金及び補助金を支出する。	支出金額	千円	79361						
777	財政運営		将来の臨時財政対策債や合併特例債による地方債残高の増に対する負担の軽減のための減債基金等を適正に管理することで、健全で円滑な財政運営を図る。	減債基金積 立額-取崩額	千円	-405912	減債基金現在高	千円	1265312			
778	財政運営	元気かさま応援基金事業	笠間市が有する自然環境及び歴史的資産の継承並びに笠間市の将来の発展を願う人々から寄附金を募り、多様な人々の参加による個性あふれるふるさとづくりに資することを目的としたふるさとづくり寄附金を元気かさま応援基金に 積み立て、まちづくり支援事業、子ども支援事業、芸術・文化支援事業に充当するとともに、基金等を適正に管理することで、健全で円滑な財政運営を図る。	元気かさま 応援基金積 立額-取崩額	千円	-42873	元気かさま 応援基金現 在高	千円	49507			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
779	財政運営	まちづくり振興基金事業	合併後の地域の一体感の醸成及び地域振興を図る事業に活用するため、合併特例債 を原資とした基金を創出し、地域の振興を図るまちづくりに活用する。	活用事業数	事業	5						
780	財政運営	復興まちづくり基金事業	金に積立て、対象事業に充当するとともに、	復興まちづ くり基金積 立額-取崩額	千円	-5506	復興まちづ くり基金現 在高	千円				
781	財政運営	財政事務	長引く不況による税収の伸び悩みや地方交付税合併算定替期間の終了に伴う歳入の減を見据え、市民ニーズに裏付けされた施策の重点化のもとで、予算編成を実施する。 決算においては、決算統計及び財政健全化判断比率や財務諸表を 作成し、財務状況を分析・検証することで財政の弾力性や健全性の確保・向上を図るとともに、市民への公表を行っていく。	予算編成 (要求・査 定)	回	14	経常収支比率	%	90. 5	実質単年度 収支	千円	500
782	財政運営	公会計財務書類作成事業		固定資産台帳整備件数	件	10219	公表数		1			
783	財政運営	出納事務	支出命令票の適正かつ迅速な審査事務及び支払事務、市税等及び国・県等の補助金等の収納金の適正な収入処理を行う。公共料金(電気・電話・水道)については、各事業者と協議のうえ、一括請求及び一括支払を実施。出納閉鎖後、決算書を調製し、市長へ報告を行う。歳計現金や基金について資金計画に基づき安全かつ有利な運用管理をする。また、指定金融機関等の検査を実施する。令和3年3月31日で岩間支所内の常陽銀行派出所が廃止となったため、公金保管場所・運搬の安全対策として岩間支所公金保管運搬業務を委託。「働き方改革に伴う要求」報酬、費用弁償については、働き方改革推進及び会計業務の効率化を目的とし、パートタイム会計年度任用職員を任用するための予算要求。	歳入金額	円	49000000000	歳出金額	Ħ	470000000000			
784	財政運営		旧3市町の持寄り金を原資として設置した基金であり、 恵まれた自然を生かし、誇りと愛着の持てる「ふるさと笠間市」を自主的・主体的に築き上げる事業に活用する。		事業	2						
785	財政運営	地刀頂兀並株工頂選手務 (机合盐)	公共施設等の整備に係る市債や臨時財政対策債など今までに借り入れた地方債の元 金を償還する。 また、将来的な負担増に備え、利率の高い市債について繰上償還を 実施。									

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
786	財政運営	土地開発基金事業	公用若しくは公共の用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るための土地開発基金を適正に管理することで、健全で円滑な財政運営を図る。	基金積立額	千円	281	基金現在高	千円	1483697			
787	財政運営	財政調整基金事業	経済事情の変動等による財源不足や、災害・大規模事業に対応できる財源を確保す るため、財政調整基金を適正に管理し、健全で円滑な財政運営を図る。	財政調整基 金積立額-取 崩額	千円	-222829	財政調整基 金現在高	千円	6680837			
788	財政運営	机合业	公共施設等の整備に係る市債や臨時財政対策債など今までに借り入れた地方債の元 金を償還する。 また、将来的な負担増に備え、利率の高い市債について繰上償還を 実施。	元金償還額	千円	3209184	地方債現在 高	千円	27439266			
789	財政運営	一時借入金利子	歳計現金が不足した場合の一時借入金に対する利子を支出する。	一時借入金利子	千円							
790	財政運営	地方債利子償還事務(一 般会計)	公共施設等の整備や臨時財政対策債など今までに借り入れた地方債の利子を支出す る。	利子支出額	千円	143952						
791	財政運営	上水道事業支出金	公営企業に対する一般会計からの出資金及び補助金を支出する。	支出金額	千円	5275						
792	財政運営	予備費管理事務(一般会 計)	地方自治法により、一般会計予算には、予算外の支出又は予算超過の支出に充てる ため、予備費を設けなければならないことになっており、必要に応じて予備費から 充当する。	予備費充当 額	千円	13768						

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
793	財政運営	収納事務	市税収納の適切な集計処理。口座振替の推進。	収納件数	件	5160						
794	財政運営	収納事務	市税等の収入等の適正な集計処理	収納件数	件	7400						
795	財政運営	税務総務事務	税制度に関すること。その他の税務総務に係る事務を行う。	笠間市税例 規改正案件 数	件	4						
796	財政運営	市税還付事務	地方税法第17条及び第17条の2の規定により過誤納金の還付又は充当をするうち、過年度の賦課の修正や出納閉鎖後の重複納付等による過誤納金に対して、還付金を支出又は充当する。 個人住民税については、株式譲渡割・配当割の還付がある。(所得割額から控除できなかった金額を還付する。) 法人市民税については、確定申告税額が予定申告納付額に満たないための還付がある。	還付または 充当手続き	件	438						
797	財政運営	市税還付事務(収税課)	地方税法第17条の規定により、出納閉鎖後の賦課の修正や重複納付等により超過納付となった納税者に対して、還付手続を行い過誤納金を還付する。また、同法第17条の2の規定により市税未納分に充当する。	還付または 充当手続き	件	11	過誤納金の 解消	件	11			
798	財政運営	固定資産標準地評価事務	・地方税法第342条の規定により、固定資産税は固定資産に対し当該固定資産所在の市町村において課税する。 ・土地価格の時点修正 ・固定資産税支援システムの更新及び保守	標準地(鑑 定地)の価 格の時点修 正	筆	62						
799	財政運営	固定資産評価替準備事務	在の市町村において課税する。	固定資産評価基準における標準宅 地数	地点	465						

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
800	財政運営	市民税賦課事務	地方税法第294条及び笠間市税条例第23条の規定により、市内に住所を有する個人、事務所・事業所を有する法人に対して市民税を課する。 ※東日本大震災復興財源として平成26年度から10年間個人市民税均等割500円増額。	申告受付件 数	件	10007	個人市民税 調定額(現 年課税分)	千円	3446607	法人市民税 調定額(現 年課税分)	千円	634147
801	財政運営	軽自動車税賦課事務	地方税法第443条及び笠間市税条例第80条の規定により、軽自動車等の所有 者に軽自動車税種別割を課する。	軽自動車税 申告書処理 件数	件	12010	軽自動車税 種別割調定 額(現年課 税分)	千円	237617			
802	財政運営		納付済者に対する適正な収納管理、未納者に対する速やかな納付の催促、また、多 様な納付手段の提供により納期限内納付を図る。	口座振替件 数	件	63500	納付の督促 及び催告数	回	18	口座振替収 納割合	%	30
803	財政運営	収納対策事務 	確保するため、法に基づき財産調査のうえ差押等厳正な滞納処分を実施している。	催告書及び 差押予告書 発送	通	11639	差押件数	件	163	徴収率	%	96
804	財政運営	ふるさとづくり寄附金制 度推進事業	・笠間市のまちづくりへの共感やふるさとへの思いを抱く人々のまちづくりの参加 手法として寄附を募り、連携と協働によるまちづくりを推進する。	寄附金受入	件	6037	寄附金	千円	88210			
805	財政運営	固定資産税賦課事務	地方税法第342条及び笠間市税条例第54条の規定により、笠間市に所在する 土地、家屋及び事業の用に供する償却資産の所有者に固定資産税を課する。	納税通知発 送件数	件	34454	固定資産税 調定額 (現年課税 分)	千円	4745700			
806	公共施設等 管理	公共建築物長寿命化等対応基金事業	公共施設等の総合的な管理の推進のため、公共建築物の長寿命化を目的とする大規模 改修や取壊しに係る費用に対する財源確保のために設立した基金の積立を行う。	基金積立	件	2	基金積立額	千円	487425			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
807	公共施設等管理	営繕工事等事務	営繕工事等依頼を工事内容の専門性,工期や発注時期で整理し,最大限受入れて,工事監理と工事監督を行う。 直営での受け入れが必要でない業務については,助言と指導により,業務の質向上を図る。	営繕工事等 受理件数	件	4						
808	公共施設等 管理	学校跡地利活用推進事業	市内において空ストックとなっている(予定を含む)学校跡地の利活用を推進す る。									
809	公共施設等 管理	遊休市有地売却促進事業	「既存ストックの保全及び活用」の一環として, 低・未利用地の貸付等による利活用のほか, 有資格者の雇用や, 民間事業者の情報等を活用するなど, 売却手法の効率化を図り, 遊休市有地の売却を積極的に促進する。	市有地売 却・払下件 数	件	5	遊休市有地 売却・払下 件数	件	4	遊休市有地 売却・払下 金額	円	39250
810	公共施設等管理	公有財産管理台帳システ ム運営事業	笠間市公共施設等総合管理計画に基づく、公有財産管理台帳の統合型データベース化を進めるため、システムの維持・保守を行う。 内部情報系システムへの移行及び地図情報システムの構築	保守業務委託	件	2	加除修正	0	2			
811	公共施設等管理	財産管理事業	公有財産を適切に管理するため,県内市町村担当者等と情報交換,行政財産を目的とする用地の確保等が求められる。 また,大池田財産区からの予算繰入により,財産区内の自治会に対し,施設改修等の補助を行う。	市有財産維 持管理対応 件数	件		市有財産維 持管理実施 件数	件	28	借地件数	件	2
812	公共施設等管理	議会費	大池田財産区に関する事務									
813	公共施設等管理	事務機器管理事業	庁舎で使用する事務機器の維持管理と消耗品の調達を行う。(複合機、印刷機、大 判プリンター、紙折り機の管理)	機器保守回数(年間)	П	12						

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
814	公共施設等 管理	笠間支所庁舎管理事業	①庁舎管理の各種委託事業②機械警備の入退室カードの管理③庁舎敷地内の除草作業や樹木の害虫駆除等④敷地内の安全確保 【コロナ】アルコール消毒噴霧器1台、ハンドソープディスペンサー4台、非接触体温計1台	庁舎の清掃	0	242	敷地内の植 栽管理		5			
815	公共施設等 管理	岩間支所庁舎管理事業	市民センターいわま庁舎、敷地及び付属設備を、行政サービスに支障のないように 管理する。	庁舎の清掃	B	360	敷地内の草 木等管理委 託		5			
816	公共施設等 管理	みどりの基金事業	笠間市の自然環境の保全及び公共施設の維持管理のための基金であり、その積立金より生じる利子を積み立てる。	基金利子積立	件	1	基金利子	Ħ	40219			
817	公共施設等 管理	車輌管理事業(本所)	公用車の車検整備や燃料代等の維持管理と老朽化した車輌の新規更新を行う。	公用車更新	台	8	公用車処分	台	14	集中管理公 用車稼働日 数	B	255
818	公共施設等 管理	車輌管理事業(笠間支 所)	①安全運転管理者を置かなければならない事業所に該当。②管理車輌21台の修 繕、車検等を行う。	運転日誌の 管理	月	12	無駄の無い 公用車の管 理	台	21			
819	公共施設等 管理	車輌管理事業(岩間支 所)	①岩間支所地域課管理下の公用車の適切な管理を行う。②安全運転管理者を選任する。 図書館、公民館、農業委員会の車両も地域課で管理。 令和2年度中、3台廃車、1台更新。	運転日誌の 管理	Я	12	無事故率の 向上	%	100	公用車の管 理	台	18
820	公共施設等 管理	電話交換事務	民間事業者への外部委託。	電話接遇研 修	0		電話取次ぎ 件数(1日 当り)	件	950			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
821	公共施設等 管理	本所庁舎管理事業	本所庁舎に係る警備委託、保守点検委託、施設管理委託、植栽管理委託。	消防設備保 守点検(年 間)	回	2	ELV保守点検 (年間)		4	電気工作物 保安管理(年 間)		12
822	公共施設等 管理	公共施設ごみ処理事業	公共施設から排出される一般廃棄物の収集業務委託。(本所・笠間支所・岩間支所 の他学校等の施設が対象) 【債務負担行為】	資源物リサ イクル量	kg	15500	ペットボトル処 理	kg	1210	紙類処理	kg	14290
823	公共施設等 管理	本庁舎大規模改修事業	外構工事と事務什器(大型天板デスク・ワゴン・チェア)の購入を行う。	業務委託	件	1	工事	件	11	工事発注	件	7
824	公共施設等 管理		供用消耗品等の経費。 コピー用紙、フラットファイル、乾電池の単価契約を行うことにより、支出額の削減に努めている。 また、ボールペン、蛍光ペン等については、詰め替え用インクの使用を推進している。	統一した考え方の周知	П	2	理解度	9/6	100			
825	公共施設等 管理	庁内事務用品管理事務 (笠間支所)	職員が節約の意識を持ち事務費の削減を図る。	事務用品払 出表の記入	件	301	前年比より 削減	9/6	-44			
826	公共施設等 管理	庁内事務用品管理事務 (岩間支所)	岩間支所の一般管理事務用品等の経費 財源が厳しい中で、職員が節約の意識を持ち事務費を削減する。 旅費:市バスの廃止による運転手分の削減。 消耗品費:法令加除の見直し。一部削減。									
827	広域行政	(企画政策課)	人口減少·少子高齢化社会を迎えるなか、中心市と周辺市町村が相互に役割を分担し、連携・協力して人口定住に必要な生活機能の確保・充実を図り、住民が安全・安心に暮らすことのできる地域を形成していく。また、水戸市が中核市に移行したことによる、連携中枢都市構想への移行作業を開始する。	いばらき県 央地域ガイ ドIIPのペー ジビュー	ページ	188000	圏域内住民 の広域利用 者数	Д	260000			

No.	施策	事業名称	概要	指標1	単位	R2	指標2	単位	R2	指標3	単位	R2
828	広域行政	定住自立圏構想推進事業 (環境保全課)	地域の活性化,認知度向上,イメージアップ及び業務の効率化につながるように広域的な課題に対する要望事項の調整や広域計画の策定及び推進などを図り,近隣市町村との相互支援や連携の充実・検討を進める。 また,県央地域首長懇話会において、定住自立圏形成に向けた調査・研究を進めていく。 ・いばらき北関沿線地域活性化協議会 ・県央地域首長懇話会 ・茨城空港利用促進協議会 ・霞ヶ浦導水事業建設促進協議会	広報啓発回 数	回	2	エコライフ チャレンジ 参加者数	Д	603			
829	広域行政		○茨城県公共交通活性化会議による地域公共交通の調査研究及び維持・確保・改善に向けた事業の実施 ○各期成同盟会を通じた要望活動により、鉄道輸送力の増強、在来線の維持確保及び鉄道施設の利便性の向上 ○公共交通 地域内の効率的な移動性を確保し活性化を図るため、公共交通の現状と課題を把握したうえで、地域にあった公共交通全体の方向性を決定し、各公共交通の確保・改善を図る各種事業を展開する。 ○既存公共交通(路線バス)の維持確保を図るため、3路線の運行に伴う損益に対し、路線バス運行対策費補助を交付する。(岩間駅~下安居酒屋前間、友部駅~中央病院間 外2路線) ○乗車券類簡易販売業務委託により無人化防止や周辺住民の利便性を確保する。(福原駅、稲田駅、宍戸駅)	駅乗車人員 の減少率	%		交通の利便 性が高いと 感じる市民 の割合	%	10	補助路線数	路線	4
830	広域行政	広域行政事務	地域の活性化,認知度向上,イメージアップ及び業務の効率化につながるように広域的な課題に対する要望事項の調整や広域計画の策定及び推進などを図り,近隣市町村との相互支援や連携の充実・検討を進める。また、県央地域首長懇話会において、定住自立圏形成に向けた調査・研究を進めていく。・県央地域首長懇話会 ・茨城空港利用促進協議会 ・霞ヶ浦導水事業建設促進協議会 ・自転車を活用したまちづくりを推進する全国市長村長の会	協議会連携数	件	4						